


電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）の施行等に伴う関係省令等の整備について

（諮問第3078号）

< 目 次 >

- 1 諮問書 1
- 2 〔資料66-3-1〕改正概要 2
- 3 〔資料66-3-2〕今回整備する省令等 35



諮問第3078号

平成27年11月10日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 山本 早



諮 問 書

電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号。以下「改正法」という。）の施行等に伴い、関係省令等の制定及び一部改正を行うこととしたい。

については、改正法附則第2条の規定及び改正法による改正後の電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第169条の規定に基づき諮問する。

電気通信事業法改正に伴う関係省令等の整備

平成27年11月10日

総務省
総合通信基盤局

諮問の背景

- 昨年12月の情報通信審議会答申※等を踏まえ、今年5月に、「電気通信事業法等の一部を改正する法律」が成立・公布。施行は、公布の日から1年以内。

※ 情報通信審議会答申: 2020年代に向けた情報通信政策の在り方(H26.12.18)、ドメイン名に関する情報通信政策の在り方(H26.12.18)

- 今回は、改正法の施行に必要な省令改正等について諮問するもの。

<諮問の概要>

- 「Ⅰ 公正な競争の促進」、「Ⅱ ドメイン名関係等」について、改正法の施行等に必要な下記の事項に関する省令改正等を諮問

Ⅰ 公正な競争の促進

1. 電気通信事業の登録の更新制の導入
2. 移動通信分野における禁止行為規制の緩和
3. 卸電気通信役務の事後届出制等の導入
4. 二種指定制度(携帯電話網の接続ルール)の充実

Ⅱ ドメイン名関係等

1. ドメイン名の名前解決サービスの信頼性等の確保
2. その他
(加入光ファイバ関係、海外からの持込端末関係)

(参考1) 電気通信事業法の改正の概要

■ 今年5月22日に、電気通信事業法等の一部を改正する法律が公布。公布から1年以内に施行。

※青色は、今回の法改正で追加する措置
 ※赤色は、今回の法改正で緩和する措置

公正な競争の促進				消費者保護	ドメイン名関係
接続制度	卸制度	禁止行為規制	合併等の審査		
一種指定事業者※1 接続約款の認可制 ・アンバンドル制度 ・接続料算定制度 接続会計の整理義務	卸役務の事後届出制 届出内容の整理・公表制※3	接続情報の目的外利用等の禁止 電気通信事業者への不当な優遇等の禁止 製造業者等への不当な規律・干渉の禁止	登録の更新制 大規模事業者と合併、株式取得等した場合	電気通信事業者 説明義務 書面交付制度 初期契約解除制度 不実告知等の禁止 勧誘継続行為の禁止 代理店指導措置	国別・地理的名称トップレベルドメイン管理事業者 大規模事業者 国際的標準への適合義務 管理規程の作成・届出義務 電気通信設備統括管理者の選任・届出義務 会計の整理・公表義務(国別・地理的名称のみ) 役務提供義務(国別・地理的名称のみ)
二種指定事業者※2 接続約款の届出制 ・アンバンドル制度 ・接続料算定制度 接続会計の整理義務	卸役務の事後届出制 届出内容の整理・公表制※3	接続情報の目的外利用等の禁止 グループ会社への不当な優遇の禁止 製造業者等への不当な規律・干渉の禁止	登録の更新制 大規模事業者と合併、株式取得等した場合	代理店 説明義務 不実告知等の禁止 勧誘継続行為の禁止	上記以外の事業者 なし
上記以外の事業者 (回線設置事業者の接続応諾義務)	なし	なし	なし (合併等した旨の事後届出)	上記以外の事業者 なし	なし

※1 固定通信市場で、アクセス回線シェアが50%を超える事業者: NTT東西
 ※2 移動通信市場で、端末シェアが10%を超える事業者: NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク

○ 主な改正法令は、以下のとおり。うち、今回の審議会諮問事項(下の●)は、**12本**。

政令

- 整備政令
(電気通信事業法施行令等)
- 施行期日政令

省令

- 施行規則
- 一種接続料規則
- 二種接続料規則
- 一種接続会計規則
- 二種接続会計規則
- 会計規則
- 電気通信主任技術者規則
- 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則
- 接続料規則一部改正省令
- 報告規則
- 工事担任者規則
- プロバイダ責任制限法省令 等

告示等

- 特定電気通信設備の指定告示
【固定系1本、移動系1本】
- 二種指定告示
(● 優遇禁止対象者の指定告示)
- 電気通信事業法関係審査基準
- 禁止行為指定ガイドライン
- 二種情報開示告示
- 二種接続料算定告示
- MVNOガイドライン
- ドメイン名関係の告示
(○ 光卸ガイドライン)
(○ 共同ガイドライン)
(○ 電気通信事業参入マニュアル)等

※ 括弧の法令等は、今回の諮問・パブコメの対象外

I 公正な競争の促進

[改正項目]

1. 電気通信事業の登録の更新制の導入
2. 移動通信分野における禁止行為規制の緩和
3. 卸電気通信役務の事後届出制等の導入
4. 二種指定制度(携帯電話網の接続ルール)の充実

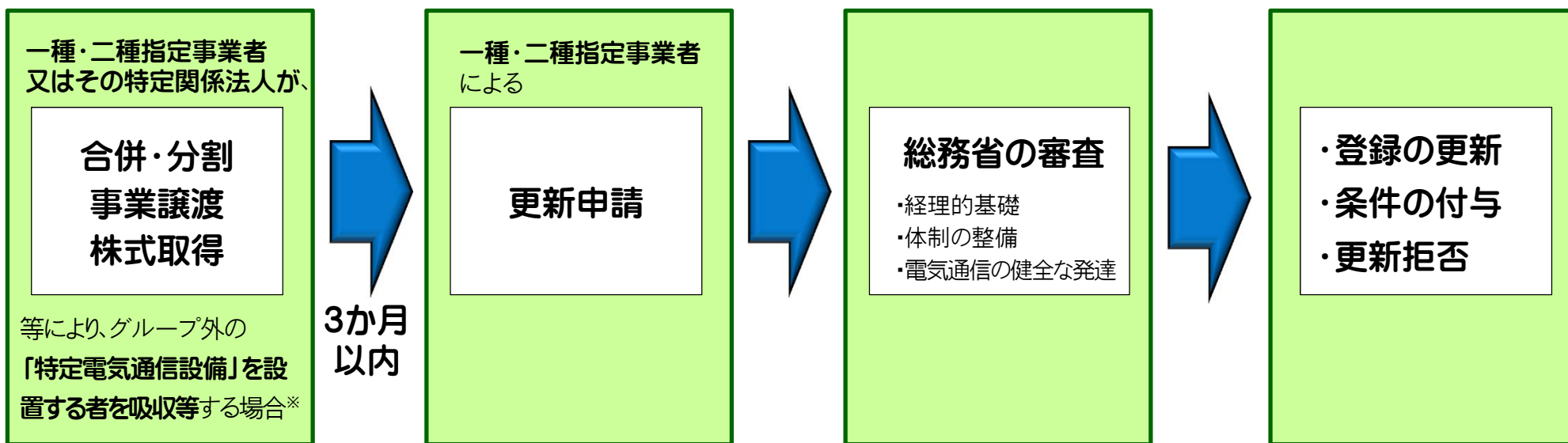
1. 電気通信事業の登録の更新制の導入

法改正の概要

※1 固定通信市場において、アクセス回線シェアが50%を超える電気通信事業者：NTT東西

※2 移動通信市場において、端末シェアが10%を超える電気通信事業者：NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク

- 一種※1・二種指定事業者※2又はその特定関係法人(グループ会社)が、グループ外の大規模事業者(一種・二種指定事業者、特定電気通信設備を設置する者)と合併や株式取得等を行った場合、その一種・二種指定事業者に対し、電気通信事業の登録の更新を義務付ける。



※ 新たに一種・二種指定事業者に指定される場合も、登録の更新義務が発生

政省令等の規定事項

- (1) 特定関係法人の対象
- (2) 特定電気通信設備の指定基準と指定対象
- (3) 登録の更新の申請書類と審査基準等

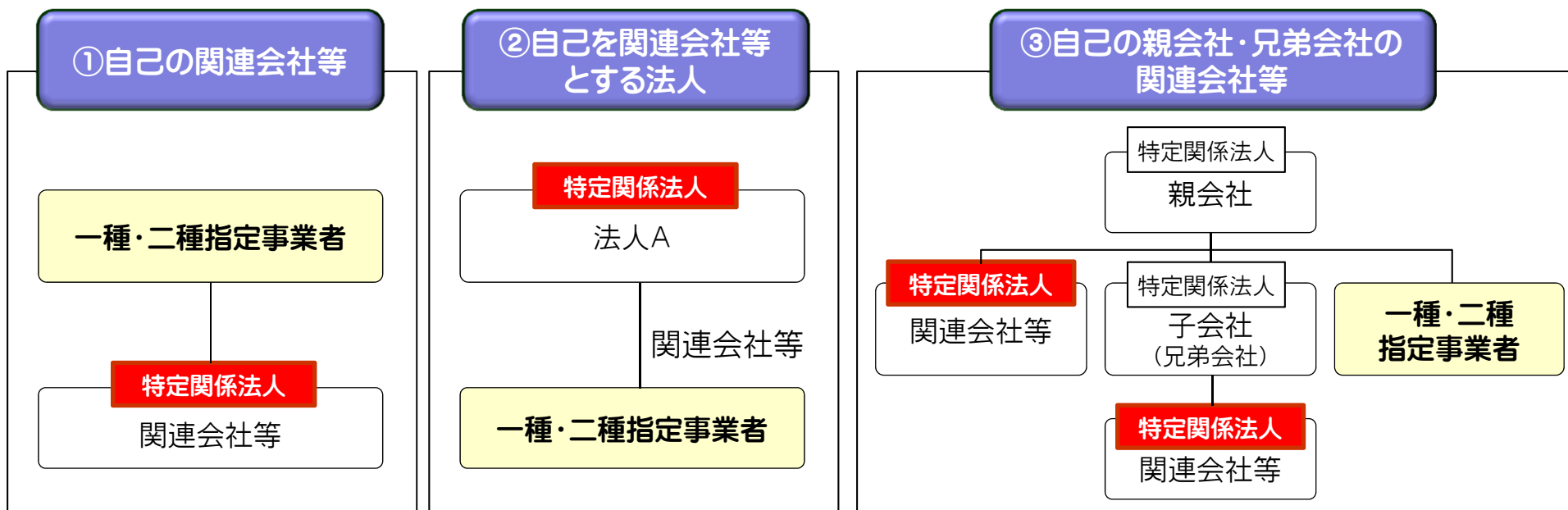
諮問事項

(1) 特定関係法人の対象

○ 法律では、特定関係法人(グループ会社)について、自己の「①親会社」「②子会社」「③兄弟会社」「④その他政令で定める特殊の関係にある法人」と規定。

1) 特殊の関係にある法人 (電気通信事業法施行令第1条)

- ・ ①自己の「関連会社等」、②自己を「関連会社等」とする法人、③自己の親会社・兄弟会社の「関連会社等」を規定。



[凡例] **特定関係法人** :今般の政令で「特殊の関係」があると規定されることにより、「特定関係法人」に該当することとなる者
 特定関係法人 :法律の規定のみで「特定関係法人」に該当している者 (関連会社等の範囲は、政令制定後、パブコメ)

(2) 特定電気通信設備の指定基準と指定対象

1) 特定電気通信設備の指定基準 (施行規則第4条の3第1項、第4条の4第2項)

諮問事項

	閾値	地理的区域*	シェアの時点*
固定通信市場	アクセス回線シェア:10%超	都道府県単位	前年度末の数値
移動通信市場	端末シェア:3%超	業務区域	前々年度末と前年度末の平均値

※ 「地理的区域」、「シェアの時点」: 一種・二種指定制度における指定基準の場合と同じ

2) 特定電気通信設備の指定対象 (特定電気通信設備の指定告示)

諮問事項

固定通信

(7社)

都道府県名	指定対象
愛知県	①中部テレコミュニケーション
滋賀県	②ケイ・オプティコム
京都府	②ケイ・オプティコム
大阪府	③ジェイコムウエスト
	②ケイ・オプティコム
兵庫県	②ケイ・オプティコム
	③ジェイコムウエスト

委員限り

都道府県名	指定対象
奈良県	④近鉄ケーブルネットワーク
	②ケイ・オプティコム
和歌山県	②ケイ・オプティコム
徳島県	⑤STNet
香川県	⑤STNet
福岡県	⑥ジェイコム九州
沖縄県	⑦沖縄通信ネットワーク

委員限り

移動通信

ワイヤレスシティプランニング(WCP)

委員限り

(平成25年度末と平成26年度末の平均)

(平成26年度末)

3) 指定及び指定の解除は告示で行い、「特定電気通信設備を設置する者」に対し、その旨を通知する。

(3) 登録の更新の申請書類と審査基準等

1) 登録の更新の申請書類 (施行規則第4条の2)

- ・ 審査要件である「財務的基礎」、「体制」、「電気通信の健全な発達」に対応し、以下の書類を提出させる。
 - ① 所要資金の額及び調達方法を記載した書類、5年間の事業収支見積もり
 - ② 電気通信業務に関する組織図・社内規則等
 - ③ 電気通信設備の概要、接続条件・卸役務の提供条件等を変更し、又は変更をしようとする場合は、その内容 等

2) 審査基準 (電気通信事業法関係審査基準)

- ・ 事業収支見積もりの算出が適正・明確であることや、資金調達方法が合理的であること等を規定する。

3) 審査手数料 (電気通信事業法施行令第13条・別表第2)

- ・ 55,000円とする。

(参考) 登録の更新義務が生じる合併・株式取得等

主体	「一種・二種指定事業者」又は その特定関係法人	「一種・二種指定事業者以外の者」 又はその特定関係法人
客体	「吸収」又は「子会社・関連会社化」する相手	
	特定電気通信設備 を設置する者(14社)	左記以外 (16,000社超)
行為 (合併、分割、事業譲渡) 自己に吸収	<p>一種・二種指定事業者に 登録の更新義務</p> <p>相手方:14社*</p> <p>固定:NTT東西など、9社 移動:NTTドコモ、KDDI、沖縄セ ルラー、ソフトバンク、WCP</p>	<p>更新義務なし</p> <p>更新義務なし</p> <p>※ 相手方14社: 相手方が、既にその一種・二種指定事業者の特定関係法人(グループ会社)となっている場合は、登録の更新義務は生じない</p>
子会社・関連会社化 (株式取得等)	<p>一種・二種指定事業者に 登録の更新義務</p> <p>相手方:14社*</p> <p>固定:NTT東西など、9社 移動:NTTドコモ、KDDI、沖縄セ ルラー、ソフトバンク、WCP</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>
自助努力で特定電 気通信設備を設置 する者に該当	<p>更新義務なし</p> <p>同上</p>	

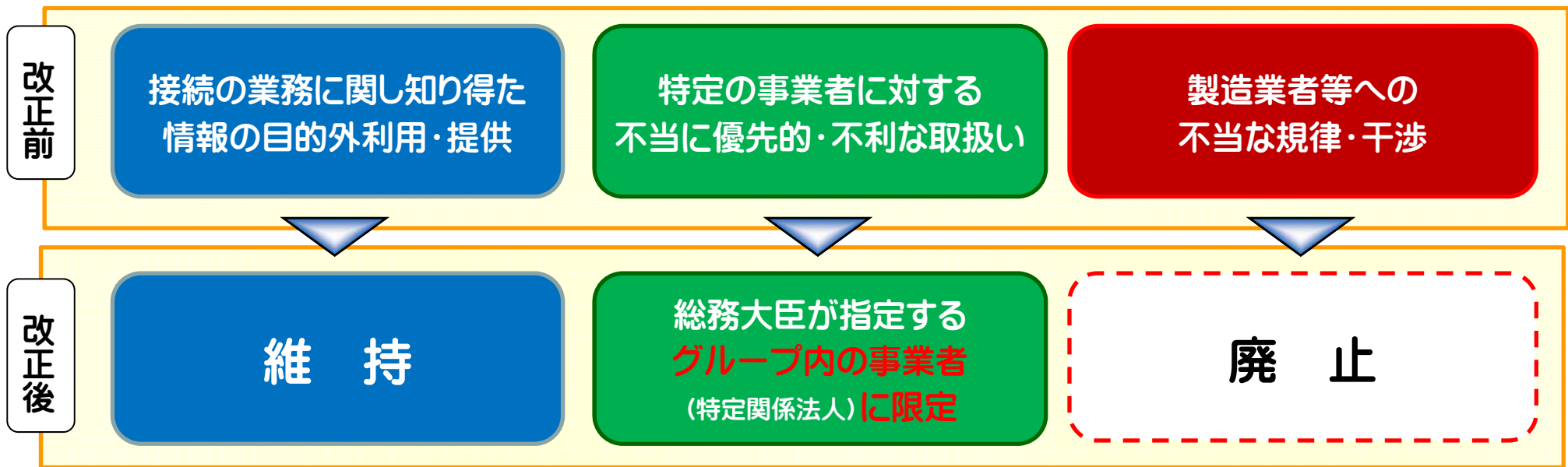
2. 移動通信分野における禁止行為規制の緩和

法改正の概要

- ※ [固定通信市場] アクセス回線シェアが50%を超える電気通信事業者(一種指定事業者): NTT東西
- ※ [移動通信市場] 二種指定事業者(端末シェア10%超)のうち、収益シェア40%超等の者: NTTドコモ

○ 市場の環境変化を踏まえ、様々な業種の企業との連携により新事業・新サービスの創出を促進するため、移動通信市場の市場支配的事業者※(NTTドコモ)に対する禁止行為規制を緩和。

<禁止行為の内容>



省令等の規定事項

- (1) 不当な優遇の禁止対象となる特定関係法人(グループ内の電気通信事業者)の指定及びその指定の手續
- (2) 特定関係法人の報告義務

諮問事項

(1) 不当な優遇禁止の対象となる特定関係法人の指定及びその指定の手続

省令等の規定事項	省令等の規定(案)
1)対象となる特定関係法人の考え方 (禁止行為指定ガイドライン)	<ul style="list-style-type: none"> その事業内容や事業規模に応じて、公正競争に与える影響が異なること等に鑑み、特定関係法人のうち、FTTHアクセスサービスや携帯電話(通信モジュール向けを除く)等を提供している者(当該サービスの契約数が5万件以上の者に限る。)とする。 <p style="text-align: center;"><優遇禁止対象の特定関係法人></p> <div style="text-align: center;"> </div>
諮問事項	2)指定対象 (優遇禁止対象者の指定告示)
3)上記1)の指定の手続 (施行規則第22条の4)	<ul style="list-style-type: none"> 指定及び解除は告示で行い、禁止行為等適用事業者(NTTドコモ)に対し、その旨を通知する。

(2) 特定関係法人の報告義務

(報告規則第4条の2)

- 禁止行為等適用事業者に対し、年に1回、その「特定関係法人である電気通信事業者の名称」の報告を義務付ける。

「通信モジュール向けに提供するサービス」の範囲について

- 「通信モジュール向けに提供するサービス」とは、音声サービス・データサービスの区分にかかわらず、「特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているモジュール（通信モジュール）向けに提供する携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービス」という。
- 現在提供されているサービスを例にして、通信モジュールか否かを分類すると、以下のとおり。

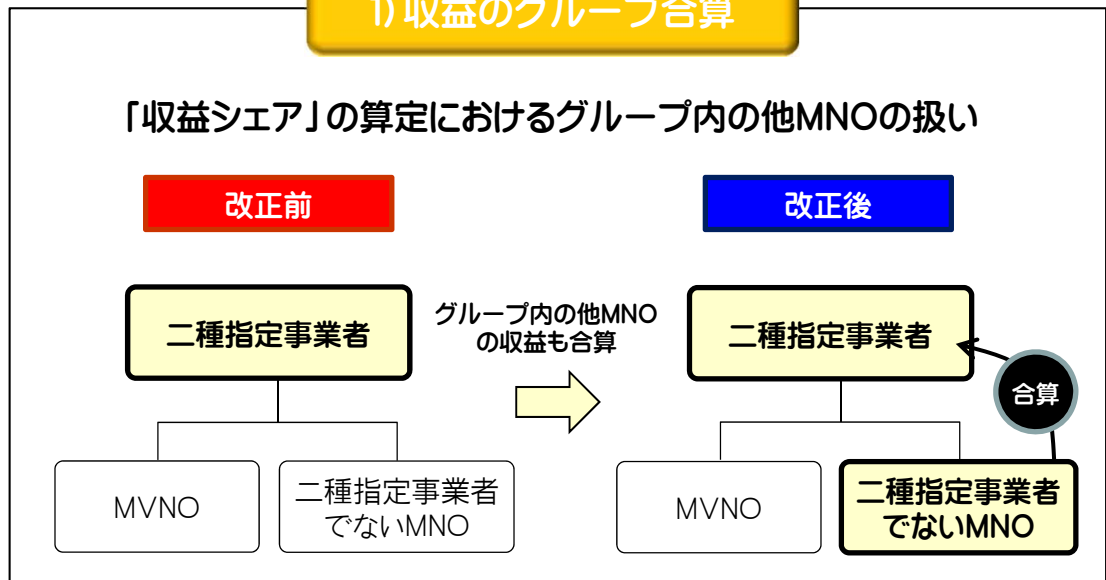
通信モジュール(例)	左記以外のもの(例)
<ul style="list-style-type: none"> ・カーナビ(特定情報(地図等)のダウンロード等に用途が限定されているもの) ・遠隔監視端末(重機/建機・商用車、自販機、家電等) ・位置情報端末 ・ホームセキュリティ用機器 ・ガス等警報装置 ・スマートメーター ・デジタルサイネージ ・フォトフレーム ・体組成計 ・リストバンド型・眼鏡型情報端末(健康管理等に用途が限定されているもの) ・電子書籍端末(電子書籍の閲覧・ダウンロード等に用途が限定されているもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話端末(フィーチャーフォン、スマートフォン) ・タブレット ・モバイルルーター、USBモデム ・リストバンド型・眼鏡型情報端末(自由にインターネット等が可能なもの) ・カーナビ(自由にインターネット等が可能なもの) ・電子書籍端末(自由にインターネット等が可能なもの) ・ゲーム機(自由にインターネット等が可能なもの) ・パソコン組込み型端末

※ 報告規則様式第11において、携帯電話・PHSアクセスサービスを提供する電気通信事業者は、「通信モジュール向けに提供しているサービス」の契約数の報告が義務付けられている。

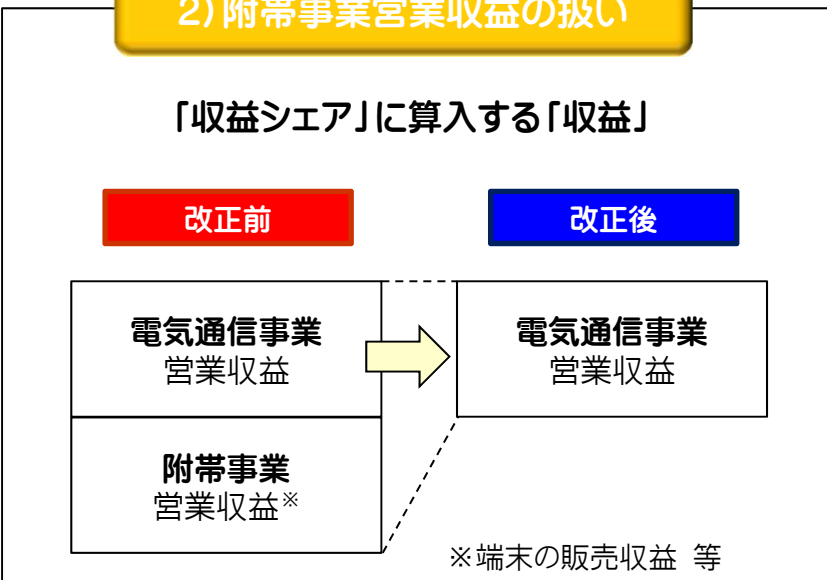
(3) その他 (移動通信分野の禁止行為規制)

省令等の規定事項	省令等の規定(案)
1) 禁止行為規制の適用基準 (収益シェア)におけるグループ合算 (禁止行為指定ガイドライン)	<ul style="list-style-type: none"> グループ化の進展を踏まえ、移動通信分野の禁止行為規制の適用基準(収益シェア40%超等)については、その特定関係法人(MNOに限る)の収益を合算して判断する。
2) 禁止行為規制の適用基準(収益シェア)における 附帯事業営業収益の除外等 (禁止行為指定ガイドライン、報告規則第4条)	<ul style="list-style-type: none"> 禁止行為規制の適用基準(収益シェア)は、これまで「電気通信事業営業収益」と「附帯事業営業収益」を合算して判断。今回の法改正で、「製造業者等への不当な規律・干渉の禁止」規制が廃止されたことに伴い、当該規制との関係で合算していた「附帯事業営業収益」を収益シェアの算定から除外する。 これに伴い、MNOに対する「附帯事業営業収益」の報告義務を廃止する。

1) 収益のグループ合算



2) 附帯事業営業収益の扱い



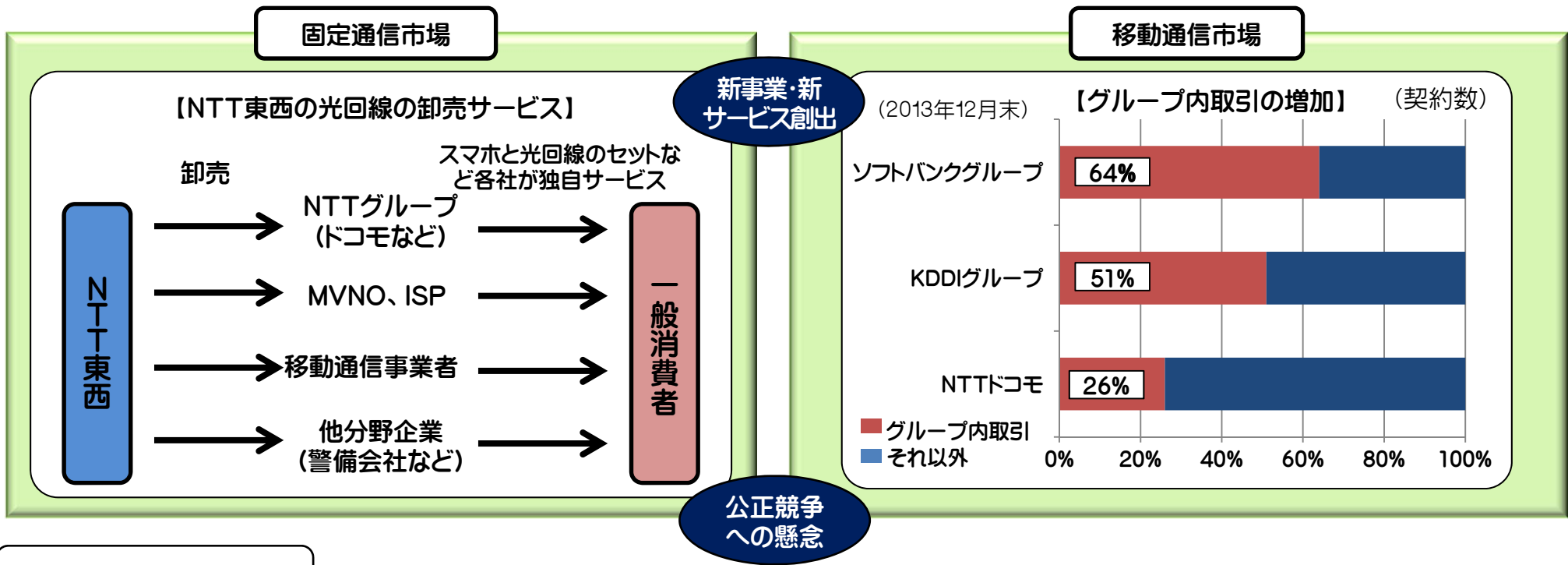
3. 卸電気通信役務の事後届出制等

法改正の概要

※1 固定通信市場において、アクセス回線シェアが50%を超える電気通信事業者：NTT東西

※2 移動通信市場において、端末シェアが10%を超える電気通信事業者：NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク

○ 卸電気通信役務の提供の本格化を踏まえ、一種指定事業者※1又は二種指定事業者※2が提供する卸電気通信役務について、事後届出制を導入するとともに、届出内容を総務大臣が整理・公表する制度を整備。



省令等の規定事項

- (1) 届出対象となる卸役務と届出事項 諮問事項
- (2) 更に詳細な届出を義務付ける卸役務と届出事項 諮問事項
- (3) 整理・公表の対象となる情報

省令等の規定(案)

(1) 届出対象となる卸役務と届出事項

(施行規則第25条の5から第25条の7の4まで)

諮問事項

1) 役務表の区分※の単位で、「提供する卸役務」を届出させる。

※ 役務表の区分: FTTHアクセスサービス、3.9世代携帯電話アクセスサービス、BWAアクセスサービスなど(施行規則様式第4)。現在、電気通信事業の登録・届出時に、提供する電気通信役務を申請させる区分として利用。

2) 届出事項は、氏名・住所等のほか、卸役務の提供の業務の開始日、業務区域等。

(2) 更に詳細な届出を義務付ける卸役務と届出事項

(施行規則第25条の7第1項第4号、第25条の7の2)

諮問事項

1) 公正競争を確保する必要性が高い卸役務のうち、**不当な優遇等が行われる可能性が高く、その弊害も大きい者**に対する卸役務について、詳細な届出を義務付ける。

一種指定事業者	二種指定事業者
FTTHアクセスサービスに関する卸役務であって、以下のいずれかの者に提供するもの	携帯電話又はBWAアクセスサービスに関する卸役務(通信モジュール向けを除く)であって、以下のいずれかの者に提供するもの
① 特定関係法人(5万回線以上の卸先)	① 特定関係法人(5万回線以上の卸先)
② 50万回線以上の卸先	② 50万回線以上の卸先
③ 移動通信事業者(MNO)	

(参考) 詳細な届出を義務付ける卸役務の卸先事業者

委員限り

2) 主な届出事項は、以下のとおり。

- ① 卸役務の**内容・料金**
- ② 卸役務に関連して、**卸先に支払う金銭**その他の財産
- ③ 他事業者・その利用者の**権利・義務に重要な関係を有する卸役務と併せて行う業務の条件** 等

3) 一種・二種指定事業者が、**届出・公表した卸約款により提供する卸役務**については、**上記2)の事項の届出は不要**とする。

(3) 整理・公表の対象となる情報

(施行規則第25条の10)

「法律」で整理・公表の対象となっている情報

(以下に関して作成し、又は取得した情報)

1) 一種指定設備の指定又は接続約款の認可(法第33条)

2) 二種指定設備の指定又は接続約款の届出(法第34条)

3) 一種・二種指定事業者による**卸役務の届出**(法第38条の2)



省令で対象とする情報

① 業務改善命令関係

(一種・二種指定事業者に関するものに限る)(法第29条)

② 禁止行為関係

(禁止行為等適用事業者の指定、優遇禁止対象となる特定関係法人の指定、禁止行為の停止・変更命令)(法第30条)

③ 特定関係事業者関係、機能分離関係

(特定関係事業者の指定、禁止行為の指定・変更命令等、機能分離の遵守措置等の報告)(法第31条)

④ 接続約款の変更命令等

(一種・二種指定事業者の接続約款の変更命令等)(法第33条、第34条)

⑤ 一種・二種指定事業者に対してされた**行政指導**

(4) その他

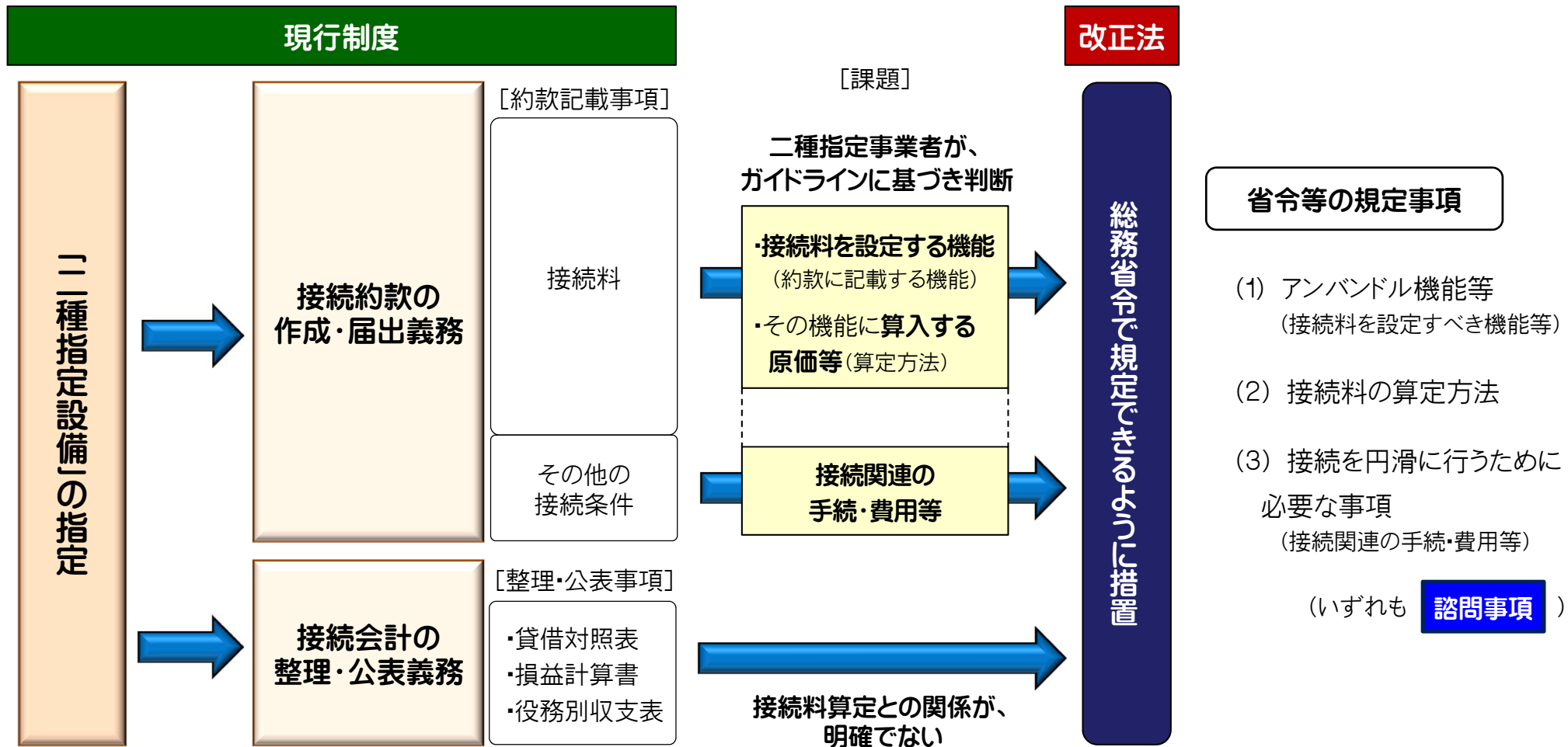
省令の規定事項	省令の規定(案)
1) 二種指定事業者の特定関係法人の提供する卸役務の事後報告制 (報告規則第4条の4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二種指定事業者の特定関係法人(グループ会社)のMNOに対し、卸役務の事後報告を義務付ける。 ただし、報告内容は整理・公表の対象外。 ・ 報告対象や報告事項は、二種指定事業者の場合と同様とする。

4. 二種指定制度(携帯電話網の接続ルール)の充実

法改正の概要

※ 移动通信市場において、端末シェアが10%を超える電気通信事業者：NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク

○ MVNOの参入促進を図る観点から、二種指定事業者*に関する接続制度(二種指定制度)について、アンバンドル機能(接続料を設定すべき機能)や接続料の算定方法等を制度化。



(1) アンバンドル機能等

省令等の規定事項	省令等の規定(案)
1) アンバンドルの要件 (MVNOガイドライン)	<ul style="list-style-type: none"> 二種指定事業者とMVNOとの間のサービス提供時期の同等性を確保するため、現行ガイドラインの「アンバンドルが望ましい機能の判断基準」のうち、「需要の立上げ期にあるサービスに係る機能を除き」という要件を削除[※]し、以下のとおり規定する。 <ol style="list-style-type: none"> ①他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること ②アンバンドルすることが技術的に可能であること ③アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと ④必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること <p>※ 二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮する旨も規定</p>
2) アンバンドル機能等 (施行規則第23条の9の4、二種接続料規則第4条)	<ul style="list-style-type: none"> 上記要件に基づき、アンバンドル機能として、以下の機能を規定する。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">①音声伝送交換機能</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">②データ伝送交換機能(L2)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">③MNP転送機能</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">④SMS伝送交換機能</div> </div> 標準的接続箇所として、音声伝送交換、データ伝送交換(L2)、SMS伝送交換に係る接続箇所を規定する。
3) 開放を促進すべき機能 (MVNOガイドライン)	<ul style="list-style-type: none"> アンバンドル要件に該当しない機能でも、上記1)④の要件を満たし、いずれかの事業者に他の事業者からの要望があり、上記1)②・③の要件を満たす可能性がある場合は、接続又は卸役務による提供が望ましいため、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、「開放を促進すべき機能」に定める。 (具体的な機能は、現在総務省において開催している有識者会合[※]における議論を踏まえ、検討) <p>※ ICTサービス安心・安全研究会 携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース</p>

諮問事項

(2) 接続料の算定方法

省令等の規定事項	省令等の規定(案)
<p>1) 接続料の算定方法 (二種接続料規則第3条から第16条まで(第4条を除く))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原価及び利潤は、アンバンドル機能ごとに、接続会計で整理されたサービス別(音声・データ別)の費用・資産に基づき、算定する。 ・ 利潤の算定について、各年度の額の振幅を平準化するため、有利子負債以外の負債に対する利子率(☞リスクフリーレート^①の過去3年間平均に)、自己資本利益率(☞過去3年間平均に)の算定方法等を規定する。 ・ 接続料(算定期間より前の会計実績等で算定したものを)を計算し変更したときは、原則として算定期間の翌年度の期首まで遡り精算し、接続料の急激な変化が想定される場合に限り、算定期間の期首まで遡り精算する。 ・ 二種接続料規則によらない方法で接続料を算定する場合は、総務大臣の承認を必要とする。
<p>2) 接続会計の見直し (二種接続会計規則第5条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続会計において、サービス別(音声・データ別)の固定資産(サービス別の固定資産帰属明細表)を整理する。
<p>3) 接続料の算定根拠の届出 (施行規則第23条の9の3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続約款の届出時の添付書類として、接続料の算定根拠(サービス別の指定設備帰属明細表等)を提出する。

諮問事項

諮問事項

(3) 接続を円滑に行うために必要な事項

(施行規則第23条の9の5、二種情報開示告示)

諮問事項

- 1) **接続請求等を行う場合の手続**(接続の請求に必要な情報の開示を受ける手続、接続の請求をし回答を受ける手続等)
- 2) **回線管理運営費、工事費、網改造料等**に関する適正な原価に照らし公正妥当な金額
- 3) **業務システム**(端末回線の開通などの情報の管理等のシステム)・**SIMカード**・**端末接続試験**の提供・**情報開示に関する手続**、**コロケーション**に関する手続、**電気通信事故等**に係る情報開示に関する手続 等

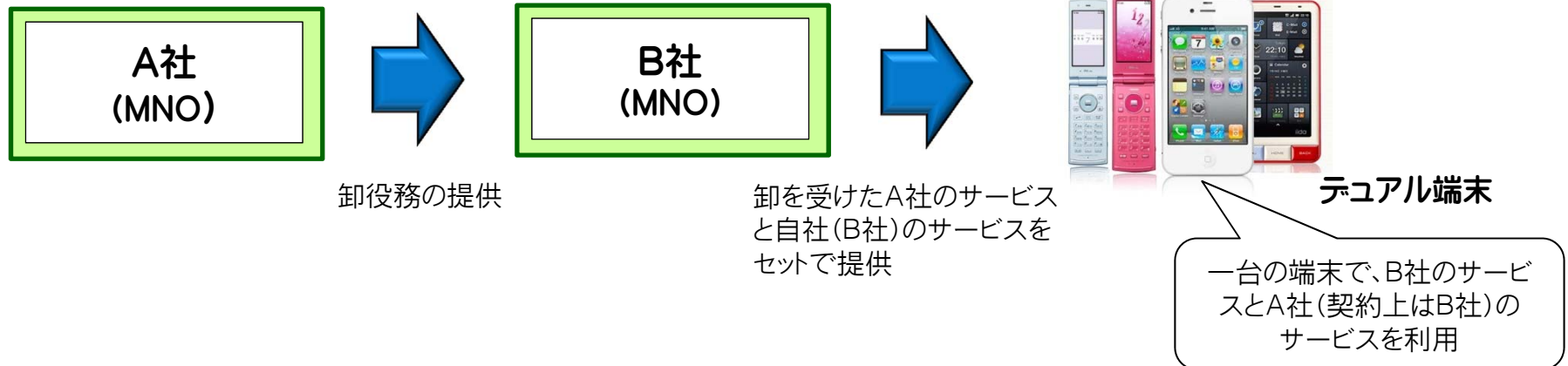
(4) その他

1) 特定移動端末設備(二種指定設備)の範囲(施行規則第4条の4第1項)

諮問事項

- ・ 特定移動端末設備(シェア10%超で二種指定設備)の範囲に、**BWA端末**(WiMAX2+、AXGPに限る)を追加する(従来は、携帯電話端末のみ)。

BWA端末追加後のデュアル端末の扱い

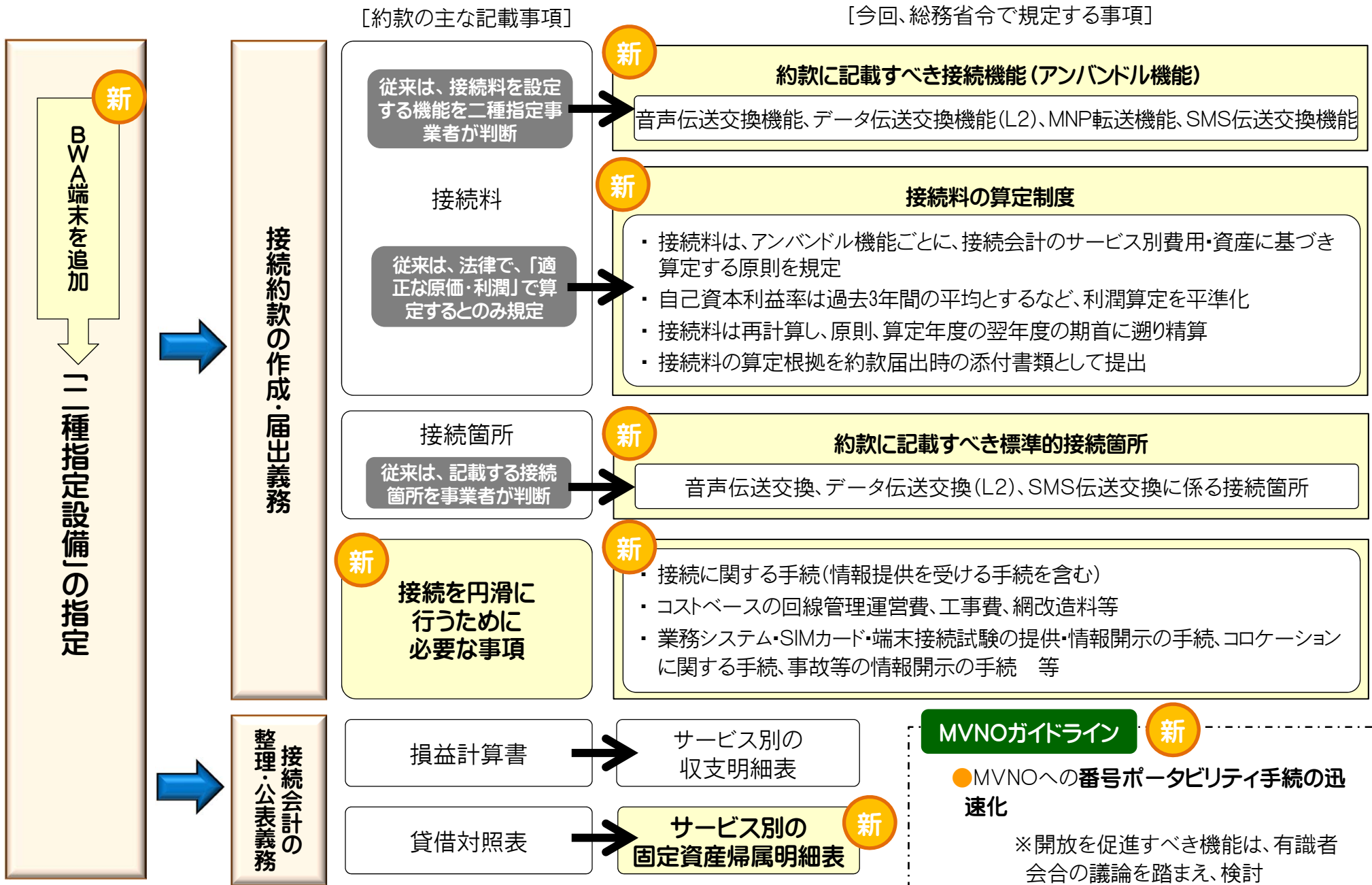


☞ 特定移動端末設備のシェアの算定上、デュアル端末1台は、A社の端末数1、B社の端末数1として算定

2) 番号ポータビリティ手続の迅速化 (MVNOガイドライン)

- ・ MVNOへの番号ポータビリティを用いた回線開通時に、元の回線と新しい回線のどちらも利用できない期間が生じないように、例えば、利用者が**インターネットを通じて即時に回線開通を行えるようにする仕組み**などを提供することが望ましい旨を記載する。
- ・ **店頭でMVNOへの番号ポータビリティを用いた回線開通を行う場合に**、例えば、MVNOがSIMを書き換える装置を設置しなくもよいように、MNOは、**利用者の端末を用いて遠隔でSIMを書き換える仕組み**などを提供することが望ましい旨を記載する。

(参考) 二種指定制度の見直しの概要



II ドメイン名関係等

[改正項目]

- 1.ドメイン名の名前解決サービスの信頼性等の確保
2. 加入光ファイバ、海外からの持込端末関係

法改正の概要

- 電気通信事業法の適用除外であったドメイン名電気通信役務(名前解決サービスのうち、確実かつ安定的な提供を確保する必要があるもの)を提供する電気通信事業を同法の適用対象とし、当該電気通信事業を行う事業者に**事業の届出を義務付けた上で**、
 - (1) ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、**信頼性確保の規律**(管理規程の作成・届出義務、電気通信設備統括管理者の選任義務等)を課すとともに、
 - (2) **特定ドメイン名電気通信役務**(ドメイン名電気通信役務のうち、確実かつ安定的な提供を特に確保する必要があるもの)を提供する電気通信事業者に対し、**透明性確保の規律**(会計の整理・公表義務、役務の提供義務)を課す。

省令等の規定事項

[信頼性確保に係る規律関係] (3)を除き、**諮問事項**

- (1) ドメイン名電気通信役務の定義
- (2) 電気通信主任技術者の選任義務の適用除外
- (3) ドメイン名電気通信役務に係る契約数の報告

[透明性確保に係る規律関係] **諮問事項**

- (1) 特定ドメイン名電気通信役務の定義
- (2) 会計の整理・公表の内容

[参考]ドメイン名電気通信役務を提供する事業者に対する「信頼性確保の規律」

	回線設置事業者等	ドメイン名電気通信役務を提供する事業者
設備のハード面 (設置)	技術基準 への適合義務	国際的標準(RFC) への適合義務
設備のソフト面 (運用)	管理規程(自主基準) の作成・届出義務	同左
経営レベルの 責任者	電気通信設備統括管理者 の選任・届出義務	同左
現場レベル の責任者	電気通信主任技術者 の選任・届出義務	(省令で適用除外予定)

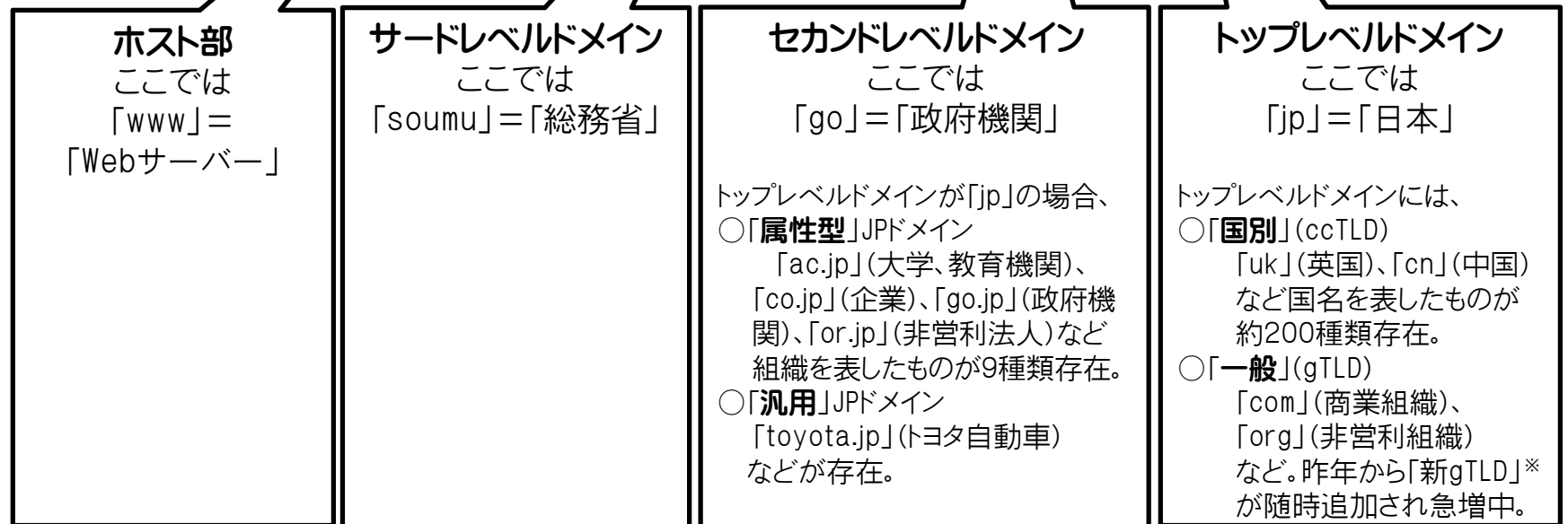
- ドメイン名とは、IPアドレスを人が扱いやすい形で表記したもの。

(ドメイン名の例)

ホームページ:

http:// www.soumu.go.jp

IPアドレス
202.214.160.1

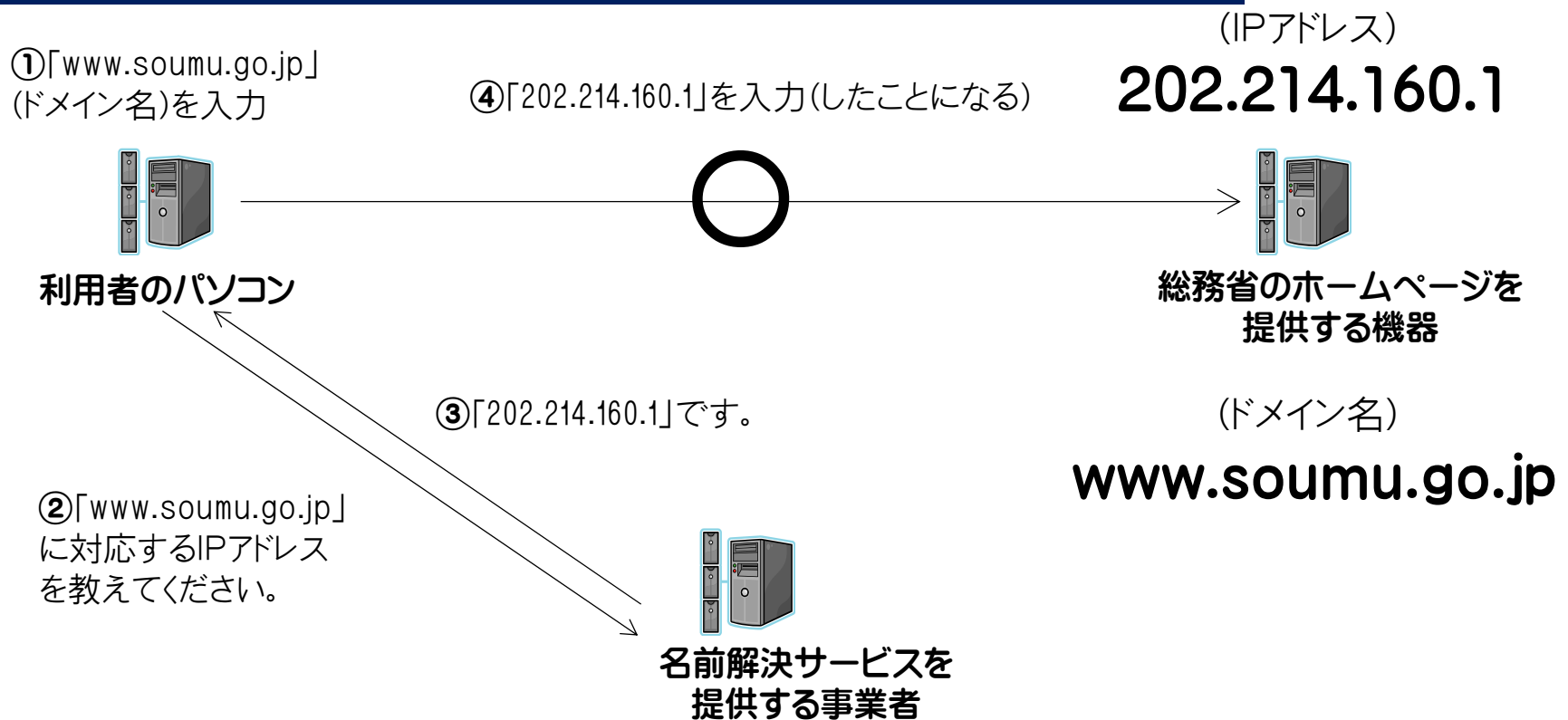


※ 一般名称トップレベルドメイン(gTLD)は、従来22種類に限られていたが、2012年、ICANNにより追加割当ての募集が行われた。我が国からは71件の申請が行われ、2015年10月時点で、7種類(「.tokyo」、「.nagoya」、「.yokohama」等)のサービスが提供されている(地名を用いるものは国や地方公共団体の支持が必要)。

(参考2)ドメイン名の名前解決サービス

- インターネット上の機器は、IPアドレスと呼ばれる番号で管理され、インターネット上の通信は、IPアドレスにより行われる。ホームページの閲覧やメールの送信をするためには、**相手方の機器のIPアドレスを知っていることが必要**。
- IPアドレスは、例えば、「202.214.160.1」など、人には認知しにくいいため、IPアドレスに対応したドメイン名(例:総務省のホームページの場合:www.soumu.go.jp)が**利用**。
- このため、総務省のホームページを閲覧するために、「www.soumu.go.jp」を入力(又はクリック)した場合、このドメイン名(www.soumu.go.jp)に対応したIPアドレス(202.214.160.1)を**回答するサービス**(ドメイン名の名前解決サービス)が**必須**。

<総務省のホームページを見る場合: IPアドレス(202.214.160.1)の入力が必要>



省令等の規定(案) ①信頼性確保

(1)ドメイン名電気通信役務の定義 (施行規則第59条の2)

諮問事項

- 「ドメイン名電気通信役務」は、「入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してIPアドレスを出力する機能を有する電気通信設備を電気通信事業者の通信の用に供する電気通信役務」のうち、以下の電気通信役務とする。

ドメイン名電気通信役務	(参考)左記役務を提供する者(予定)
<p>① 国別トップレベルドメイン(ccTLD)、地理的名称一般トップレベルドメイン(gTLD)として総務大臣が告示するものの登録権限者が提供するもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国別トップレベルドメイン: 「.jp」 ● 地理的名称gTLD: 「.nagoya」、「.tokyo」、「.okinawa」、「.yokohama」、「.osaka」、「.kyoto*」 </div> <p><small>※ 登録権限者(京都情報大学院大学)が電気通信事業として営むものではないため、規律対象とならない。</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 4社 <ul style="list-style-type: none"> ・JPRS: 「.jp」 ・GMOドメインレジストリ:「.nagoya」「.tokyo」「.yokohama」 ・インターリンク: 「.osaka」 ・ビジネスリアート: 「.okinawa」
<p>② 契約数が30万件以上のもの(①を除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 4社 <div style="border: 2px dashed red; width: 100px; height: 40px; margin: 10px auto;"></div>

委員限り

(2) 電気通信主任技術者の選任義務の適用除外 (電気通信主任技術者規則第3条の2)

諮問事項

- インターネットが民間主導で発展してきた経緯や国際ルール等に配慮し、設備管理の体制は、経営レベルの責任者である電気通信設備統括管理者の責任と判断に委ね、**電気通信主任技術者の選任義務は、適用除外**とする。

(3)ドメイン名電気通信役務に係る契約数の報告 (報告規則第2条)

- ドメイン名電気通信役務を提供する者に対し、四半期ごとに、**契約数の報告を義務付ける**。

(1) 特定ドメイン名電気通信役務の定義

(施行規則第22条の2)

諮問事項

- ・「特定ドメイン名電気通信役務」は、ドメイン名電気通信役務のうち、「国別トップレベルドメイン(ccTLD)^{※1}、地理的名称一般トップレベルドメイン(地理的名称gTLD)^{※2}として総務大臣が告示するもの(前頁(1)①)の登録権限者が提供するもの」とする。

※1 告示において、「.jp」を定める。

※2 告示において、「.nagoya」、「.tokyo」、「.okinawa」、「.yokohama」、「.osaka」、「.kyoto」を定める。

具体的には、JPRS、GMOドメインレジストリ、インターリンク、ビジネスリアートの4社が対象となる予定。

(2) 会計の整理・公表の内容

(会計規則第5条、第18条等)

諮問事項

- ・貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表を整理させる。貸借対照表(固定資産)と損益計算書(営業損益)については、ドメイン名関連事業とそれ以外の事業で分計させる。
- ・貸借対照表、損益計算書、個別注記表(株主資本等変動計算書に関する注記を除く。)については、公表させる。

	会計の整理	会計の公表
貸借対照表	○ ^{※1}	○ ^{※1}
損益計算書	○ ^{※2}	○ ^{※2}
株主資本等変動計算書	○	×
個別注記表	○	○ (株主資本等変動計算書に係る注記を除く)

※1 ドメイン名関連事業とそれ以外の事業で、固定資産を分計

※2 ドメイン名関連事業とそれ以外の事業で、営業損益を分計

2. 加入光ファイバ、海外からの持込端末関係

(1) 加入光ファイバに係る「8收容」の原則に関する規定

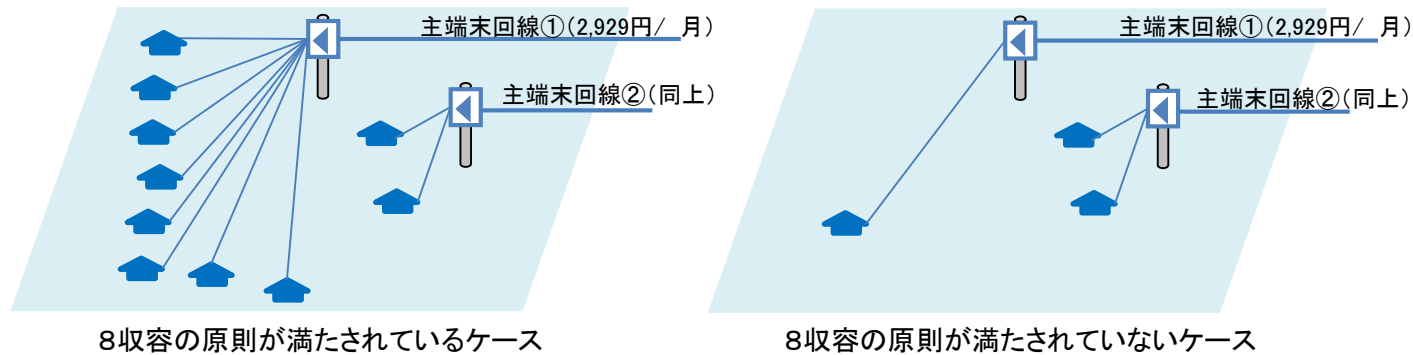
(施行規則第23条の4第2項第9号)

諮問事項

- ・ 情報通信審議会答申^{※1}を踏まえ、「8收容」の原則^{※2}を接続約款に規定する。

※1 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」(平成27年9月)

※2 一の光配線区画で利用する一の主端末回線に、まずは8回線の分岐端末回線を收容し、その後、新たに9回線目の分岐端末回線を收容する必要がある際に、別の主端末回線に当該分岐端末回線を收容すること。



8收容の原則が満たされているケース

8收容の原則が満たされていないケース

(2) 海外からの持込端末に関する規定

(施行規則第32条第1項第7号、工事担任者規則第3条、技術基準告示)

- ・ 本邦に入国する者が自ら持ち込む端末(Wi-Fi端末等)について、我が国の技術基準に相当する技術基準として総務大臣が告示する技術基準^{※1}に適合しているものであれば、入国の日以後90日間に限り、電気通信事業者の検査等がなくても利用可能な端末とする。また、上記端末を接続するときは、工事担任者による工事を不要とする。

※1 告示において、IEEE802.11ac等を定める。

※2 現行制度では、利用者は、電気通信回線設備に端末設備を接続したときは、その端末設備が、適合表示端末機器(技術基準への適合性が確認された端末機器)である場合又は総務省令で定める場合を除き、電気通信事業者の検査を受け、技術基準に適合していると認められた後でなければ、それを使用してはならない。

※3 利用者は、総務省令で定める場合を除き、端末設備を接続するときは、工事担任者に工事を行わせなければならない。

施行は、来年(2016年)5月21日を予定

● 11月10日

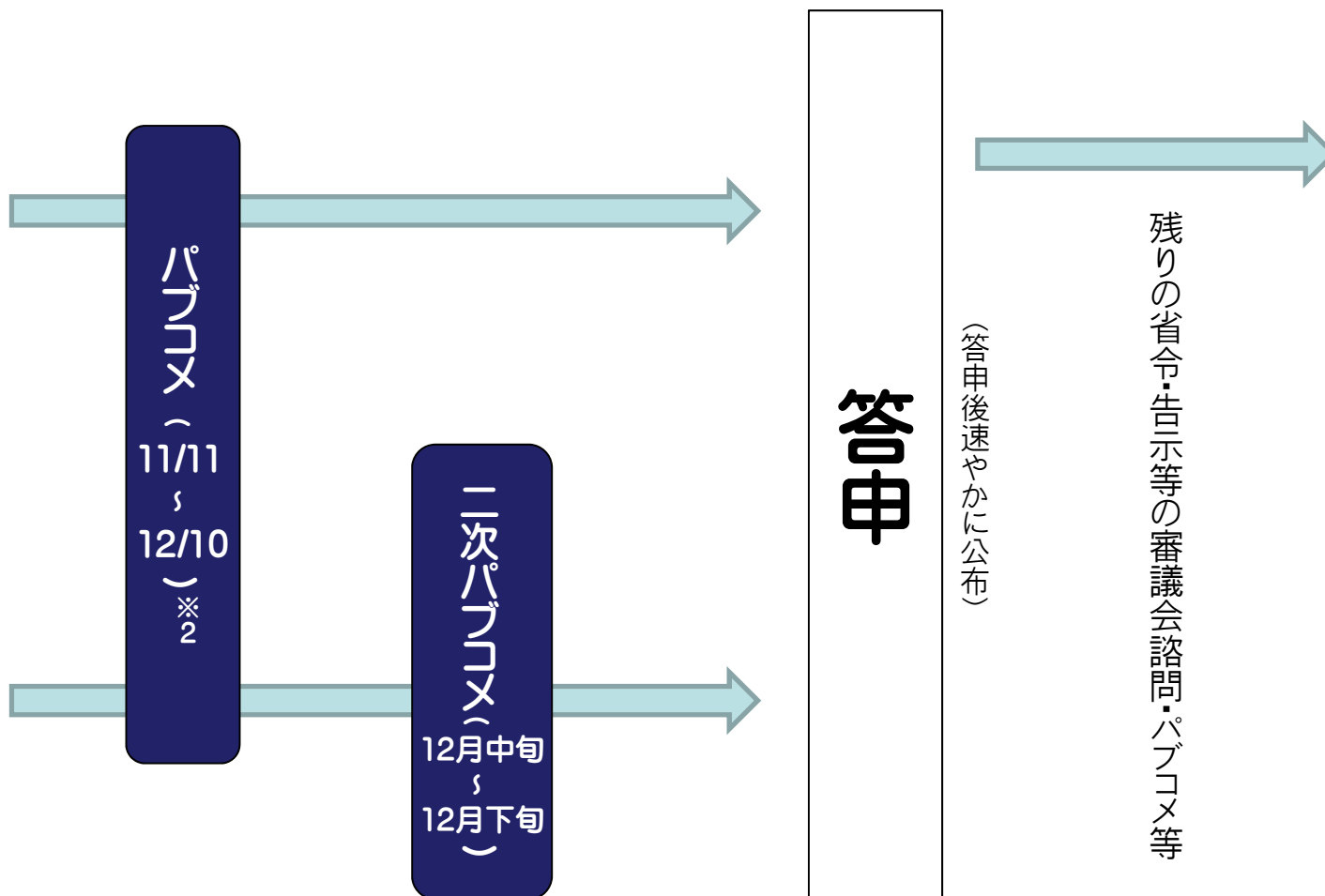
● 1月下旬頃

● 来年5月21日

審議会※1に諮問

〔二種指定制度関係以外〕

〔二種指定制度関係〕



※1 情報通信行政・郵政行政審議会

※2 「諮問事項以外の事項」も合わせて、パブコメ

※3 加入光ファイバの8收容原則関係は、来年4月1日施行予定

(参考) 資料中にある省令等の略称

	略称	省令等
省令	施行規則	改正後の電気通信事業法施行規則
	一種接続会計規則	改正後の第一種指定電気通信設備接続会計規則
	二種接続会計規則	改正後の第二種指定電気通信設備接続会計規則
	一種接続料規則	改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則 ※現在の名称は接続料規則
	二種接続料規則	第二種指定電気通信設備接続料規則
	会計規則	改正後の電気通信事業会計規則
	接続料規則一部改正省令	接続料規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第14号)
	報告規則	改正後の電気通信事業報告規則
	プロバイダ責任制限法省令	改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条第1項の発信者情報を定める省令
告示	特定電気通信設備の指定告示	電気通信事業法第12条の2第4項第2号口の電気通信設備を指定する件(固定) 電気通信事業法第12条の2第4項第2号ニの電気通信設備を指定する件(移動)
	優遇禁止対象者の指定告示	電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者を指定する件
	二種指定告示	他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件
	二種情報開示告示	電気通信事業法施行規則第23条の9の5第2項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件
	二種接続料算定告示	第二種電気通信設備接続料規則第8条第9項の規定に基づき接続料の算定に用いる値を定める件
	技術基準告示	電気通信事業法第52条第1項に定める技術基準に相当する技術基準を定める件
	ドメイン名関係の告示	電気通信事業法施行規則第59条の2第1項第1号の規定に基づくドメイン名を定める件
ガイドライン	禁止行為指定ガイドライン	改正後の電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方
	MVNOガイドライン	改正後のMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン
	共同ガイドライン	改正後の電気通信事業分野における競争の促進に関する指針
	光卸ガイドライン	改正後のNTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン

今回整備する省令等

今回整備する省令等一覧

■省令

- ・電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）
- ・電気通信事業会計規則（昭和 60 年郵政省令第 26 号）
- ・電気通信主任技術者規則（昭和 60 年郵政省令第 27 号）
- ・第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成 9 年郵政省令第 91 号）
- ・接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）
- ・基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）
- ・接続料規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 14 号）
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成 23 年総務省令第 24 号）
- ・第二種指定電気通信設備接続料規則（制定）

■告示

- ・平成 14 年総務省告示第 72 号（他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件）
- ・電気通信事業法第 12 条の 2 第 4 項第 2 号口の電気通信設備を指定する件（制定）
- ・電気通信事業法第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ニの電気通信設備を指定する件（制定）

【参考】 必要的諮問事項はないが、合わせて整備するもの

■政令

- ・電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（制定）

■省令

- ・工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）
- ・電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）
- ・東日本電信電話株式会社が西日本電信電話株式会社に交付することができる金銭の額の範囲を定める省令（平成 11 年郵政省令第 73 号）
- ・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令（平成 14 年総務省令第 57 号）

■告示

- ・平成 6 年総務省告示第 72 号（端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないもの）
- ・平成 13 年総務省告示第 395 号（電気通信事業法施行規則第 23 条の 4 第 3 項の規定に基づく情報の開示に関する件）
- ・平成 16 年総務省告示第 99 号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）
- ・平成 23 年総務省告示第 87 号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等を定める件）
- ・電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 5 第 2 項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件（制定）
- ・電気通信事業法第 52 条第 1 項に定める技術基準に相当する技術基準を定める件（制定）
- ・電気通信事業法施行規則第 59 条の 2 第 1 項第 1 号イの規定に基づきドメイン名の一部を定める件（制定）
- ・第二種電気通信設備接続料規則第 8 条第 9 項の規定に基づき接続料の算定に用いる値を定める件（制定）

■訓令

- ・電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号）

■ガイドライン

- ・電気通信事業法第 30 条第 1 項及び第 3 項第 2 号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての考え方
- ・MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン
- ・第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン《廃止》

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部改正案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改正案	現行
<p>（用語）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一〜三（略）</p> <p>四 特定移動通信役務 法第十二条の二第四項第二号ニに規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務</p> <p>五 五〜八（略）</p> <p>（登録の更新）</p> <p>第四条の二 法第十二条の二第二項において準用する法第十条第一項の申請書は、様式第一によるものとする。</p> <p>2 法第十二条の二第二項において準用する法第十条第二項の法第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面は、様式第二によるものとする。</p> <p>3 法第十二条の二第二項において準用する法第十条第二項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 様式第三によるネットワーク構成図</p> <p>二 提供する電気通信役務に関する様式第四による書類</p> <p>三 申請者の行う電気通信事業以外の事業の概要</p>	<p>（用語）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 一〜三（略）</p> <p>四 特定移動通信役務 法第三十四条第一項に規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務</p> <p>五 五〜八（略）</p>

-
- 四 申請者が法人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款の謄本及び登記事項証明書
 - ロ 役員の名簿及び履歴書
 - ハ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
 - 五 申請者が法人以外の団体であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本
 - ロ 役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類
 - ハ 団体の財産の状況を記載した書類
 - 六 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 氏名、住所及び生年月日を証する書類
 - ロ 履歴書
 - ハ 資産目録
 - 七 法第十二条の二第一項の規定による登録の更新を受けようとする事由、当該事由が生じた日等に関する様式第四の二による書類
 - 八 前号の事由が、申請者がその特定関係法人以外の者（特定電気通信設備を設置する者に限る。以下この項において同じ。）と合併（合併後存続する法人が申請者である場合に限る。）をしたとき又はその特定関係法人以外の者から分割により電気通信事業（当該特定電気通信設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業に限る。次号において同じ。）の全部若しくは一部を承継したときである場合には、次に掲げる書類
-

- イ 合併に関する契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- ロ 合併又は分割の条件に関する説明書
- 九 第七号の事由が、申請者の特定関係法人以外の者が申請者に電気通信事業の全部又は一部を譲渡したときである場合には、次に掲げる書類
 - イ 譲渡しに関する契約書の写し
 - ロ 譲渡価額の算出の根拠その他譲渡の実施に関する細目を記載した書類
- 十 第七号の事由が生じた日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第四の三の事業収支見積書
- 十一 所要資金（第七号の事由に関し申請者が金銭等（金銭その他の財産をいう。以下この号において同じ。）を支払った場合における当該金銭等をいう。）の額及び調達方法を記載した書類
- 十二 電気通信業務に関する組織図（内部管理に関する業務を行う部門に関するものを含む。）
- 十三 電気通信業務に関する社内規則等（法令等の遵守に関する方針及び手続を含む社内規則その他これに準ずるものをいう。）
- 十四 第七号の事由が生じたことにより次に掲げる事項（他の電気通信事業者又は申請者の利用者の権利又は義務に関係を有しないものを除く。）を変更した、又は変更しようとする場合には、その内容を記載した書類
- イ 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備の概要

ロ 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続条件

ハ 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備の他の電気通信事業者との共用の条件

二 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の条件

ホ 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の条件（二に掲げるものを除く。）

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、他の電気通信事業者又は申請者の利用者の権利又は義務に重要な関係を有する事項

十五 その他その電気通信事業の登録の更新の申請に関し特に必要な事項を記載した書類

（特定電気通信設備の基準等）

第四条の三 法第十二条の二第四項第二号ロの総務省令で定める割合は、固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）及び固定端末系伝送路設備以外の伝送路設備の別に計算し、固定端末系伝送路設備について十分の一とする。この場合において、電気通信回線の数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度又は芯線数等にかかわらず、一回線につき一とする。

2 法第十二条の二第四項第二号ロの規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる特定電気通信設備を設置する

電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

第四条の四 法第十二条の二第四項第二号二の総務省令で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、次に掲げる無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。

一 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第一号に規定する携帯無線通信

二 無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものの無線局による無線通信

2 法第十二条の二第四項第二号二の総務省令で定める割合は、百分の三とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同号二の同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。

一 当該電気通信事業者が設置する当該伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数

二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内に設置されている全ての同種の伝送路

設備（前号の伝送路設備を除く。）に接続される特定移動端末設備の数

三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分の属する都道府県の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備（第一号の伝送路設備を除く。）に接続される特定移動端末設備の数に、当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた数

3 法第十二条の二第四項第二号二の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる特定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

（基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。

- 一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十二條の二の二第一項第一号、第二十七條の二第二号イ並びに第二十七條の五第一項第三号及び第十一号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）
 - イ アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役務 アナログ電話用設備である固定端

（基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条 （略）

一 （略）

イ アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される

末系伝送路設備に対応する部分に係るもの

ロ・ハ (略)

二・三 (略)

(指定電気通信役務の料金の減免の基準)

第十九条の二の二 法第二十条第六項の総務省令で定める指定電気通信役務の料金の減免の基準は、次の各号に該当する通信に係る料金の減免とする。ただし、第三号に掲げる通信にあつては、当該指定電気通信役務の適正な原価に適正な利潤を加えた金額を下らない範囲内においてその料金の額を減免することができるものとする。

一・二 (略)

三 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）による警察庁若しくは都道府県警察の機関、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）に規定する国若しくは地方公共団体の消防の機関又は政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、若しくは論議することを目的としてあまねく発売される日刊新聞紙（その発行部数が一の題号について八千部以上であるもの）を発行する新聞社、放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者及び同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者をいう。）若しくはこれらにニュース若しくは情報（広告を除く。）を供給することを主たる目的とする通信社（以下「新聞社等」という。）の事業のための通信であつ

伝送路設備をいう。以下同じ。）のみを用いて提供される電気通信役務 アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの

ロ・ハ (略)

二・三 (略)

(指定電気通信役務の料金の減免の基準)

第十九条の二の二 法第二十条第六項の総務省令で定める指定電気通信役務の料金の減免の基準は、次の各号に該当する通信に係る料金の減免とする。ただし、第三号に掲げる通信にあつては、当該指定電気通信役務の原価を下らない範囲内においてその料金の額を減免することができるものとする。

一・二 (略)

三 (略)

て専用たる電気通信役務において取り扱われるもの

(基準料金指数の算定方法等)

第十九条の五 法第二十一条第一項の基準料金指数は、適用期間ごとに、次の式により算定するものとする。

$$\text{基準料金指数} = \text{前適用期間の基準料金指数} \times (1 + \text{消費財物価目指数変動率} - \text{生産性向上見込率} + \text{外生的要因})$$

2・3 (略)

4 第一項の生産性向上見込率は、三年ごとに現在の生産性に基づく将来の原価及び利潤並びに今後の生産性向上を見込んだ将来の原価及び利潤から算定するものとする。

5・6 (略)

(特定ドメイン名電気通信役務の範囲)

第二十二條の二 法第二十四条第一号ハの総務省令で定めるドメイン名電気通信役務は、第五十九条の二第一項第一号イに掲げる電気通信役務とする。

(基礎的電気通信役務の提供)

第二十二條の二の二 (略)

(提供条件の説明)

第二十二條の二の三 (略)

(禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定等)

第二十二條の三 (略)

2 法第三十条第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とする。
この場合において、法第三十四条第二項に規定する第二種指定電気

(基準料金指数の算定方法等)

第十九条の五 (略)

2・3 (略)

4 第一項の生産性向上見込率は、三年ごとに現在の生産性に基づく将来原価及び今後の生産性向上を見込んだ将来原価から算定するものとする。

5・6 (略)

(基礎的電気通信役務の提供)

第二十二條の二 (略)

(提供条件の説明)

第二十二條の二の二 (略)

(禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定等)

第二十二條の三 (略)

2 法第三十条第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とする。
この場合において、法第三十四条第二項に規定する第二種指定電気

通信設備を設置する電気通信事業者が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内における全ての同種の電気通信役務の提供の業務に係る収益の額を合算した額は、次に掲げる額の合計額とする。

一（略）

二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（前号の電気通信事業者を除く。）の全てについてイに掲げる額にロに掲げる割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

イ（略）

ロ 当該電気通信事業者が提供する同種の電気通信役務に係る特定移動端末設備の、当該電気通信事業者の業務区域における総数に占める当該都道府県における数の割合

三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分が属する都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（第一号の電気通信事業者を除く。）の全てについて前号イに掲げる額に同号ロに掲げる割合と当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

（法第三十条第三項第二号の規定による電気通信事業者の指定及び

通信設備を設置する電気通信事業者が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る収益の額を合算した額は、次に掲げる額の合計額とする。

一（略）

二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（前号の電気通信事業者を除く。）のすべてについてイに掲げる額にロに掲げる割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

イ（略）

ロ 当該電気通信事業者が提供する同種の電気通信役務に係る第二十三条の九の二第二項に規定する特定移動端末設備の、当該電気通信事業者の業務区域における総数に占める当該都道府県における数の割合

三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分が属する都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（第一号の電気通信事業者を除く。）のすべてについて前号イに掲げる額に同号ロに掲げる割合と当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

その解除)

第二十二條の四 法第三十條第三項第二号の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者に対する同号の行為の相手方となる同条第一項の規定により指定された電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

(禁止行為等の規定の遵守のために講じた措置等に関する報告)

第二十二條の八 法第三十一條第七項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第十六の報告書に、当該事業年度に係る次の事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 法第三十一條第三項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ (略)

ロ 監督対象子会社ごとの、当該会社が法第三十條第四項各号及び第三十一條第二項各号に掲げる行為を行わないよう、当該会社に対して行つた監督の方法及びその実施状況

ハ 監督対象子会社ごとの、当該会社に委託をした業務に関する法第三十條第四項各号及び第三十一條第二項各号に掲げる行為の有無及び当該行為があつた場合にはその内容

三 (略)

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準

第二十二條の四 削除

(禁止行為等の規定の遵守のために講じた措置等に関する報告)

第二十二條の八 (略)

一 (略)

二 (略)

イ (略)

ロ 監督対象子会社ごとの、当該会社が法第三十條第三項各号及び第三十一條第二項各号に掲げる行為を行わないよう、当該会社に対して行つた監督の方法及びその実施状況

ハ 監督対象子会社ごとの、当該会社に委託をした業務に関する法第三十條第三項各号及び第三十一條第二項各号に掲げる行為の有無及び当該行為があつた場合にはその内容

三 (略)

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準

第二十三条の四 (略)

一〇十 (略)

十一 第一種指定市内交換局又は第一種指定中継交換局に設置されるルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備をいう。第二十三条の九の四第二号及び第二

十四条の五第九号において同じ。)

十二 (略)

2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 他事業者が接続(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。)に必要な装置の設置若しくは保守又は建物、管路、とう道若しくは電柱等の利用を接続に關して行う場合における次の事項

イハ (略)

二 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の設置する建物、管路、とう道又は電柱等の場所に關して他事業者が負担すべき次に掲げる金額

(1) 建物、管路又はとう道の場所にあつては、正味固定資産価額(当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額)を基礎として接続料の原価及び利潤の算定

第二十三条の四 (略)

一〇十 (略)

十一 第一種指定市内交換局又は第一種指定中継交換局に設置されるルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備をいう。)

十二 (略)

2 (略)

一 (略)

二 (略)

イハ (略)

二 (略)

(1) 建物、管路又はとう道の場所にあつては、正味固定資産価額(当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額)を基礎として接続料の原価の算定方法(自

方法（自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額

(2) 電柱等の場所にあつては、取得固定資産価額（合理的な予測に基づき算定された電柱等の購入価格又はそれに相当する額及び設置工事費等）を基礎として接続料の原価及び利潤の算定方法（自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額

ホ イ(1)の情報の開示を受ける場合に他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの（接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。）

へ・ト (略)

三 (略)

四 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事、保守又は料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの（接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。）

己資本利益率の値については接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額

(2) 電柱等の場所にあつては、取得固定資産価額（合理的な予測に基づき算定された電柱等の購入価格又はそれに相当する額及び設置工事費等）を基礎として接続料の原価の算定方法（自己資本利益率の値については接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額

ホ イ(1)の情報の開示を受ける場合に他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額（接続料の原価の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。）

へ・ト (略)

三 (略)

四 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額（接続料の原価の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。）

る。

五〇八 (略)

九 光信号端末回線伝送機能（第一種指定電気通信設備接続料規則第四条の表一の項に規定するものをいう。）であつて光信号分離装置（通信用建物外に設置されるものに限る。以下この号において同じ。）を用いて光信号伝送用の回線により通信を伝送するものである場合にあつては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が一の光配線区画（一の光信号分離装置に收容し得る光信号伝送用の回線（加入者側終端装置と接続するものに限る。以下この号において同じ。））を利用することができる区域で、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設定するものをいう。）において、光信号伝送用の回線を各電気通信事業者の光信号分離装置に收容する際に既に当該電気通信事業者の光信号分離装置が設置されている場合の当該光信号分離装置に光信号伝送用の回線を收容する条件

十 番号ポータビリティ機能（第一種指定電気通信設備接続料規則第四条の表二の項に規定するものをいう。）の接続料について、同令第十五条の二ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し、当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項

五〇八 (略)

九 番号ポータビリティ機能（接続料規則第四条の表二の項に規定するものをいう。）の接続料について、同令第十五条の二ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し、当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項

十一・十二 (略)

3 (略)

(第二種指定電気通信設備の基準等)

第二十三条の九の二 (略)

2| (略)

3| 法第三十四条第一項の当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 伝送路設備であつて次に掲げるもの

イ・ロ (略)

ハ 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物（以下「第二種指定中継系交換局」という。

）との間に設置される伝送路設備（以下「第二種指定中継系伝送路設備」という。）

三・四 (略)

(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、

十・十一 (略)

3 (略)

(第二種指定電気通信設備の基準等)

第二十三条の九の二 (略)

2| 法第三十四条第一項の総務省令で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。

3| (略)

4| (略)

一 (略)

二 (略)

イ・ロ (略)

ハ 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備

三・四 (略)

(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、

様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）及び様式第十七の四の二から第十七の四の七までの接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。

この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額は、千円単位又は百万円単位をもつて表示することができる。

一〇三 (略)

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（次条第二号及び第二十三条の九の五第一項において「他事業者」という。）の責任に関する事項

五 第二十三条の九の五第一項各号に掲げる事項

様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）を添えて提出しなければならない。

一〇三 (略)

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下この条において「他事業者」という。）の責任に関する事項

五 接続協定の締結及び解除の手續

六 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、接続の請求を受けた日から接続の開始の日までの標準的期間

七 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項

八 重要通信の取扱方法

九 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項

十 有効期間を定めるときは、その期間

十一 他事業者との協議が調わないときの法第百五十四条第一項若しくは第百五十七条第一項のあつせん又は法第百五十五条第一項

(第二種指定電気通信設備との接続箇所)

第二十三条の九の四 法第三十四条第三項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

一 第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるものに限る。)における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

二 第二種指定端末系交換局に設置される第二種指定端末系交換設備(他事業者が設置する電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続するルータであつて、データ伝送役務の提供に用いられるもの限り、専ら無線設備規則第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五の無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのものを使用して、データ伝送役務の提供に用いられるルータを除く。)

三 第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備(特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換のみに用いられるものに限る。)における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)

第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 他事業者が接続の請求等を行う場合における次の事項
 - イ 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの
 - (1) 他事業者との接続箇所がある第二種指定電気通信設備を設置する場所その他接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続
 - (2) 接続の請求を行い当該請求への回答（当該請求に即応がでない旨のものである場合には当該請求に係る現用していない電気通信設備がないことその他の合理的な理由を含む。）を受ける手続
 - (3) 接続協定の締結及び解除の手続
 - ロ 接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から当該開示の日までの標準的期間
 - ハ 接続の請求の日から当該請求への回答を受け接続が開始される日までの標準的期間
- 二 他事業者が接続（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第二種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。）に必要な装置の設置若しくは保守又は建物等の利用を接続に関して行う場合における手続
- 三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者による電気通信役務（当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。次号

及び第五号において同じ。)の提供に用いられる当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等を行うシステム若しくはSIMカード(電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)第十条に規定するSIMカードをいう。)の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者による電気通信役務の提供に用いられる当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等、工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの(接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第九号)第九条第三項の規定を準用する。)

五 ふくそう、事故等により第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障の影響を受けるおそれのある他事業者の利用者に対する説明その他の当該電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項

六 重要通信の取扱方法

七 他事業者が接続に関して行う請求及び第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式

八 他事業者との協議が調わないときの法第五十四條第一項若しくは第五十七條第一項のあつせん又は法第五十五條第一項若しくは第五十七條第三項の仲裁による解決方法

九 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項

十 有効期間を定めるときは、その期間

2 前項第一号イ(1)の情報の開示に関する事項については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

(届け出た接続約款の公表)

第二十三條の九の六 (略)

(届出を要しない機能)

第二十四條の五 法第三十六條第一項の総務省令で定める機能は、次のとおりとする。

一 八 (略)

九 ルータにより符号を交換する機能

十 十三 (略)

十四 SIPサーバ(アイ・ピー・アドレスの付与、電気通信役務の品質を分類し帯域を確保するための制御、インターネットプロ

(届け出た接続約款の公表)

第二十三條の九の四 (略)

(届出を要しない機能)

第二十四條の五 (略)

一 八 (略)

九 ルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換する電気通信設備をいう。)により符号を交換する機能

十 十三 (略)

十四 SIPサーバ(IPアドレス(インターネットプロトコルによる通信を行うための電気通信設備を識別するために割り当てら

トコルによるパケット伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う設備をいう。)によりセッション制御(呼を制御するためのプロトコルにより通信の確立又は切断を制御することをいう。)を行うための機能

(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の届出)

第二十五条の五 法第三十八条の二の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の開始の届出をしようとする者は、様式第十八の五の届出書(第二十五条の七第四号に規定する場合に該当する場合にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。)を総務大臣に提出しなければならない。

(法第三十八条の二の総務省令で定める区分)

第二十五条の六 法第三十八条の二の総務省令で定める区分は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する様式第四の表の一から三十一までに掲げる電気通信役務の区分とする。

(法第三十八条の二の総務省令で定める事項)

第二十五条の七 法第三十八条の二の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

れる番号をいう。)の付与、電気通信役務の品質を分類し帯域を確保するための制御、インターネットプロトコルによるパケット伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う設備をいう。)によりセッション制御(呼を制御するためのプロトコルにより通信の確立又は切断を制御することをいう。)を行うための機能

第二十五条の五から第二十五条の七 削除

- 二 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類ごとの当該卸電気通信役務の提供の業務を開始し、変更し、又は廃止した年月日
- 三 当該卸電気通信役務の種類ごとの業務区域
- 四 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる次の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が、同表の下欄に掲げる電気通信事業者の場合にあつては、当該電気通信事業者（以下「卸先電気通信事業者」という。）（この次に掲げる事項イ）当該卸先電気通信事業者の氏名又は名称
ロ 当該卸先電気通信事業者が提供を受ける卸電気通信役務（以下この条において「提供卸電気通信役務」という。）の内容
ハ 当該提供卸電気通信役務に関する料金
ニ 当該提供卸電気通信役務に関して、当該卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等（金銭その他の財産をいう。）
ホ 当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者の責任に関する事項
ヘ 当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項
ト 電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担

の方法

チ 電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、その事項

リ 重要通信の取扱方法

又 当該提供卸電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項

ル イから又までに掲げるもののほか、当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供条件又は当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供の業務と併せて行う業務の条件に関する事項があるときは、その事項

ヲ 有効期間を定めるときは、その期間

<p>一 電気通信事業者の電気通信事業の用に供するFTTHアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第七号に規定するFTTHアクセスサービスをいう。以下この表において同じ。）</p>	<p>一 当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者（その提供を受ける当該FTTHアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線（当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設</p>
---	---

<p>二 電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話又はBWAアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十三号に規定するBWAアクセスサービスのうち</p>	
<p>一 当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者（その提供を受ける携帯電話又はBWAアクセスサービスに用いられる伝送路</p>	<p>置する共同住宅等内のVDSL設備その他の電気通信設備を用いて提供されるFTTHアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備とその利用者の電気通信設備との間の電気通信回線。二において同じ。）の数が五万未満のものを除く。）</p> <p>二 その提供を受ける当該FTTHアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が五十万以上の電気通信事業者</p> <p>三 その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者</p>

<p>無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。(通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。)</p> <p>(向けに提供するものを除く。以下この表において同じ。</p>	<p>設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。)</p> <p>二 その提供を受ける携帯電話又はBWAアクセスサービスに用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上の電気通信事業者</p>
--	--

(卸電気通信役務に関する契約約款)

第二十五条の七の二 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、前条第四号の表の上欄に掲げる卸電気通信役務に関する料金その他の提供条件(同号イを除く。)(に掲げる事項に限る。)(について契約約款を定め、公表して

いるものを総務大臣に届け出ることができる。この場合において、当該契約約款による当該卸電気通信役務の提供の業務に係る同条の規定の適用については、同条中「は、次に掲げる事項」とあるのは、「は、次に掲げる事項（第四号に掲げるものを除く。）」とする。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、様式第十八の六の届出書に、同項の契約約款を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

3 第一項の規定により届け出た契約約款の変更の届出をしようとする者は、様式第十八の六の届出書に、当該契約約款の新旧対照を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

4 第一項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（卸電気通信役務の提供の業務の変更の届出）

第二十五条の七の三 法第三十八条の二の規定による届け出た事項の変更の届出をしようとする者は、様式第十八の七の届出書（第二十五条の七第四号に掲げる事項に変更がある場合にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。）を総務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

（卸電気通信役務の提供の業務の廃止の届出）

第二十五条の七の四 法第三十八条の二の規定による第一種指定電気

通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の廃止の届出をしようとする者は、様式第十八の八の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(総務大臣が整理し、公表する情報)

第二十五条の十 法第三十九条の二第四号の総務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- 一 法第二十九条第一項の規定による命令（第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対してしたものであつて、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備に関するものに限る。）に関して作成し、又は取得した情報
- 二 法第三十条第一項及び第三項第二号の規定による指定並びに同条第五項の規定による命令に関して作成し、又は取得した情報
- 三 法第三十一条第一項の規定による指定、同条第四項の規定による命令及び同条第七項の規定による報告に関して作成し、又は取得した情報
- 四 法第三十三条第六項及び第八項の規定による命令に関して作成し、又は取得した情報
- 五 法第三十四条第三項の規定による命令に関して作成し、又は取得した情報
- 六 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対してした行政指導（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第六号に規定する行政指導のうち、第一

種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備に関するものに限る。) に関して作成し、又は取得した情報

(総務省令で定める基準に適合することを要しない電気通信番号)

第二十九条の四 法第五十条第一項ただし書の総務省令で定める電気

通信番号は、次に掲げるものとする。

一 ドメイン名

二 アイ・ピー・アドレス

(端末設備の接続の検査)

第三十二条 法第六十九条第一項の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 一六 (略)

七 本邦に入国する者が、自ら持ち込む端末設備(法第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が別に告示する技術基準に適合しているものに限る。)であつて、当該者の入国の日から同日以後九十日を経過する日までの間に限り使用するものを接続するとき。

2 (略)

(利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備)

第五十四条の二 電気通信事業法施行令(昭和六十年政令第七十五号)第

八条第三号の総務省令で定める設備は、次のとおりとする。

一 データベース(法第十二条の二第四項第二号に規定する利用者(以下この号において「利用者」という。)に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう

(端末設備の接続の検査)

第三十二条 (略)

一 一六 (略)

2 (略)

(利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備)

第五十四条の二 (略)

一 データベース(法第十八条第三項に規定する利用者(以下この号において「利用者」という。)に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成

に体系的に構成したものをいう。)その他の利用者に関する情報の取扱いに関して用いられる設備

二〇四 (略)

(ドメイン名電気通信役務等の範囲)

第五十九条の二 法第六十四条第二項第一号の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げるものとする。

一 ドメイン名の一部(ドメイン名の末尾を含むものに限る。以下同じ。)の前に任意の文字を付し、新たなドメイン名として使用する権利を有する電気通信事業者が、当該ドメイン名の一部に関して提供する電気通信役務であつて、次に掲げるもの

イ 国、地方公共団体その他これらに類するものの名称を表す文字及びドットの記号の組合せによるドメイン名の一部として総務大臣が別に告示するものに関して提供するもの

ロ 契約数が三十万以上のもの(イに掲げるものを除く。)

二 前号に規定する電気通信役務以外の電気通信役務(他人の電気通信設備に記録された情報の複製により、入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能を有する電気通信設備を用いるものを除く。)であつて、契約数が三十万以上のもの

2 | 法第六十四条第二項第二号の総務省令で定める電気通信番号は、文字及びドットの記号の組合せを末尾とする文字、数字又は記号の組合せとする。

3 | 法第六十四条第二項第三号の総務省令で定める電気通信番号は

したものをいう。)その他の利用者に関する情報の取扱いに関して用いられる設備

二〇四 (略)

次のいずれかに掲げるものとする。

一 数字及びドットの記号の組合せであつて、三十二ビットの値を表すもの

二 数字（数字に代わつて用いられる文字を含む。）及びコロンの記号の組合せであつて、百二十八ビットの値を表すもの

（申請等の方法）

第六十九条 次に掲げる申請、届出、申立て又は報告（以下「申請等」という。）をしようとする者は、当該申請等（ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。）をその者の住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を經由して行うことができる。

一（略）

一の二 法第十二条の二第一項の登録の更新の申請

二・三（略）

四 法第十七条第二項の承継の届出（法第九条の登録を受けた者に係るものに限る。）

五〇七（略）

十八 法第四十四条第一項又は第三項の届出

十九〇三十四（略）

2 次に掲げる届出又は報告をしようとする者は、当該届出又は報告（ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。）をその者の住所を管轄する総合通信局長を經由して行うものとする。

一（略）

次のいずれかに掲げるものとする。

一 数字及びドットの記号の組合せであつて、三十二ビットの値を表すもの

二 数字（数字に代わつて用いられる文字を含む。）及びコロンの記号の組合せであつて、百二十八ビットの値を表すもの

（申請等の方法）

第六十九条 次の各号に掲げる申請、届出、申立て又は報告（以下「申請等」という。）をしようとする者は、当該申請等をその者の住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を經由して行うことができる。

一（略）

一の二 法第十二条の二第一項の登録の更新の申請

二・三（略）

四 法第十七条第一項の承継の届出（法第九条の登録を受けた者に係るものに限る。）

五〇七（略）

十八 法第四十四条第一項又は第二項の届出

十九〇三十四（略）

2 次に掲げる届出又は報告をしようとする者は、当該届出又は報告をその者の住所を管轄する総合通信局長を經由して行うものとする。

一（略）

二 法第十七条第二項の承継の届出（法第十六条第一項の届出をし
た者に係るものに限る。）

三六（略）

二 法第十七条第一項の承継の届出（法第十六条第一項の届出をし
た者に係るものに限る。）

三六（略）

改 正 案	現 行
<p>様式第 1 (第 4 条第 1 項、第 4 条の 2 第 1 項関係)</p> <p>電気通信事業登録 <u>（登録更新）</u> 申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) <input type="checkbox"/> 連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)</p> <p>1 ～ 3 (略)</p> <p>注 (略)</p>	<p>様式第 1 (第 4 条第 1 項関係)</p> <p>電気通信事業登録申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) <input type="checkbox"/> 連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)</p> <p>1 ～ 3 (略)</p> <p>注 (略)</p>

<p>様式第2 (第4条第2項、第4条の2第2項、第10条第4項、第11条第5項第7号、第40条の9第3項第9号、第40条の18第1項第4号、第40条の18第2項第6号、第40条の18第3項第10号関係)</p>	誓約書	年 月 日
<p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名</p> <p>(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) <input type="checkbox"/> 印</p> <p>連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)</p>	誓約書	年 月 日
<p>登録(登録の更新) (認定) (認可) 申請者 (報告を行う電気通信事業者) (電気通信事業を承継した者) が電気通信事業法第12条第1項第1号から第3号まで(電気通信事業法第12条の2第2項の規定により進用する同法第12条第1項第1号から第3号まで) (及び) (第118条第1号から第3号まで) に該当しないことを誓約します。</p>	<p>様式第2 (第4条第2項、第10条第4項、第11条第5項第7号、第40条の9第3項第9号、第40条の18第1項第4号、第40条の18第2項第6号、第40条の18第3項第10号関係)</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名</p> <p>(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) <input type="checkbox"/> 印</p> <p>連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)</p>	<p>登録(認定) (認可) 申請者 (報告を行う電気通信事業者) (電気通信事業を承継した者) が電気通信事業法第12条第1項第1号から第3号まで(及び) (第118条第1号から第3号まで) に該当しないことを誓約します。</p>
注 (略)	注 (略)	

<p>様式第3 (第4条第3項第1号、第4条の2第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1号、第9条第3項及び第4項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係)</p>	<p>様式第3 (第4条第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1号、第9条第3項及び第4項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係)</p>
<p>ネットワーク構成図</p>	<p>ネットワーク構成図</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

様式第4（第4条第3項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
1 ） 27	(略)	携帯電話に係るもの
		PHSに係るもの
28	仮想移動電気通信サービス	BWAアクセスサービスに係るもの
		第59条の2第1項第1号イに掲げるもの
29	ドメイン名電気通信役務	第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの
		第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの
		第59条の2第1項第2号に掲げるもの
30	電報	受付及び配達の業務を行う場合
		受付及び配達以外の業務を行う場合
31	上記1から30までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

注1 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、2、5及び8に該当する場合は、この限りでない。

- 2・3 (略)
- 4 3に定めるもののほか、電気通信役務の種類の定義については、電気通信事業報告規則（以下「報告規則」という。）第1条第2項に定めるところによること。

5～7 (略)

8 ドメイン名電気通信役務のうち「第59条の2第1項第1号イに掲げるもの」又は「第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの」を提供する場合は、当該ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部を記入すること。

9・10 (略)

様式第4（第4条第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
1 ） 27	(略)	
28	(略)	
29	(略)	
30	上記1から29までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

注1 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、2及び5に該当する場合は、この限りでない。

- 2・3 (略)
- 4 3に定めるもののほか、電気通信役務の種類の定義については、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。）第1条第2項に定めるところによること。

5～7 (略)

8・9 (略)

電気通信事業の登録の更新を必要とする事由等

1	登録の更新を受ける事由	
2	1の項の事由が生じた日	
3	新たに指定をされた電気通信設備の種類	
4	合併、分割による電気通信事業の全部若しくは一部の承継又は電気通信事業の全部若しくは一部の譲受け（以下「合併等」という。）の事由の別	
5	合併等の当事者の住所、名称及び代表者の氏名	
6	合併等の理由	
7	法第12条の2第1項第4号の事由の発生に係る当事者の住所、名称及び代表者の氏名	
8	申請者の特定関係法人となつた事由	
	参考事項	

注1 1の項については、法第12条の2第1項各号に掲げる事由の別を記載すること

- 2 3の項については、法第12条の2第1項第1号の事由に該当する場合には、法第33条第1項の規定によるもの又は第34条第1項の規定によるものを記載すること。
- 3 4から6までの項については、法第12条の2第1項第1号から第3号までに該当する場合に記載すること。
- 4 7及び8の項については、法第12条の2第1項第4号に該当する場合に記載すること。
- 5 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

電気通信事業の登録の更新に係る事業収支見積書

項目	年 月 日～年 月 日	備考
電気通信事業収入	千円	
(何) 事業収入		
その他の収入		
計		
電気通信事業支出		
人件費		
経費		
借料・損料		
修繕費		
その他		
減価償却費		
通信設備使用料		
租税公課		
その他		
(何) 事業支出		
その他の支出		
法人税、住民税及び事業税		
計		
差 引 利 益		

注1 電気通信事業以外の事業について、(何) 事業収入及び(何) 事業支出として記載すること。

2 備考欄には、算出の根拠その他参考事項となる事項を記載すること。

1 音声伝送交換機能、MNP 転送機能及びSMS 伝送交換機能の接続料原価の算出

音声伝送交換機能に 係る費用	契約数 運動費用	トラヒック 運動費用	接続料 対象外 費用	接続料原価	
				音声伝 送交換 機能	MNP 転送機能
営業費					
運用費					
施設保 全費					
共通費					
管理費					
試験研 究費					
研究費					
償却					
減価償 却費					
固定資 産除却 費					
通信設 備使用 料					
租税公 課					
合計					

注 1 「音声伝送交換機能」、「MNP 転送機能」及び「SMS 伝送交換機能」は、それぞれ第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる機能をいう。

- 2 「音声伝送交換機能に係る費用」の欄には、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）別表第三の「音声伝送交換」の項のうち、「携帯電話」に係る営業費用の各勘定科目の数値の合計を記載すること。
- 3 「接続料原価」の欄に営業費を算入した値を記載した場合には、この様式の 3（機能別接続料原価算入営業費明細表）を併せて提出すること。

2 データ伝送交換機能の接続料原価の算出

	データ伝送 送役務に 係る費用	回線容量課 金対象外費 用	回線容量課 金 対象費用	接続料対象 外費用	接続料原価
営業費					
運用費					
施設保全費					
共通費					
管理費					
試験研究費					
研究費償却					
減価償却費					
固定資産 除却費					
通信設備 使用料					
租税公課					
合計					

注1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2号に掲げる機能をいう。

2 「データ伝送役務に係る費用」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則別表第三の「データ伝送役務」の項のうち、「携帯電話・BWA」に係る営業費用の各勘定科目の数値の合計を記載すること。

3 「接続料対象外費用」の欄には、「データ伝送役務に係る費用」のうち、自らが設置する第二種指定電気通信設備を用いて提供するデータ伝送交換機能に係る費用でないものがある場合にあつては、当該費用が個別に分かるように記載すること。

4 「接続料原価」の欄に営業費を算入した値を記載した場合には、この様式の3（機能別接続料原価算入営業費明細表）を併せて提出すること。

3 機能別接続料原価算入営業費明細表

	音声伝送交 換機能に算 入する営業 費の額	データ伝送 交換機能に 算入する営 業費の額	MNP転送 機能に算入 する営業費 の額	SMS伝送 交換機能に 算入する営 業費の額
営業費				
電気通信の啓発 活動に係るもの				

エリア整備・改善を目的とする情報収集に係るもの				
周波数再編の周知に係るもの				
合計				

注 「音声伝送交換機能」、 「データ伝送交換機能」、 「MNP転送機能」及び「SMS伝送交換機能」は、それぞれ第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能をいう。

様式第 17 の 4 の 3 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 機能に係るレートベース

項目	金額 (単位：円)	備考
機能に係るレートベース		
当該機能に係る正味固定資産		
当該機能に係る繰延資産		
当該機能に係る投資その他の資産		
当該機能に係る貯蔵品		
当該機能に係る運転資本		

注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

2 「当該機能に係る正味固定資産」の項には、様式第 17 の 4 の 6 (役員別指定設備帰属明細表) により算定された額を記載すること。

3 「当該機能に係る運転資本」の項には、様式第 17 の 4 の 7 (機能別運転資本計算表) により算定された額を記載すること。

2 資本構成比

貸借対照表の額	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額 (期首値)	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額 (期末値)	平均値
負債の額			
純資産の額			
合計額			

他人資本比率	
自己資本比率	

3 他人資本費用

項目	数値 (単位：円又はパーセント)	備考
他人資本費用		
機能に係るレートベース		
他人資本比率		
他人資本利率		
有利子負債に対する利率		
有利子負債以外の負債に対する利率		

	相当率		
--	-----	--	--

- 注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。
- 2 「他人資本比率」の項には、この様式の2（資本構成比）により算定された値を用いること。
- 3 「有利子負債に対する利子率」の項には、この様式の5（有利子負債に対する利子率）により算定された値を用いること。
- 4 「有利子負債以外の負債に対する利子相当率」の項には、平成28年総務省告示第 号（第二種指定電気通信設備接続料規則第8条第9項の規定に基づき接続料の算定に用いる値を定める件）第2条に規定する値を用いること。

4 有利子負債・有利子負債以外の負債構成比

負債の勘定科目	原価及び利 週の算定期 間の期首値	原価及び利 週の算定期 間の期末値	平均値	
有利子負債に該 当する勘定科目				有利子 負債比率
有利子負債の合 計額				

有利子負債以外 の負債に該当す る勘定科目				有利子負 債以外の 負債比率
有利子負債以外 の負債の合計額				

注 「有利子負債に該当する勘定科目」及び「有利子負債以外の負債に該当する勘定科目」の項は、必要に応じて、適宜増減すること。

5 有利子負債に対する利子率

損益計算書上の 勘定科目	原価及び利潤の算 定期間の損益計算 書の額

合計	

貸借対照表上の勘定科目	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額(期首値)	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額(期末値)	平均値
合計			
有利子負債に対する利子率			

注1 「損益計算書上の勘定科目」の欄は、営業外費用の勘定科目に限る。

2 「貸借対照表上の勘定科目」の欄は、有利子負債に該当する勘定科目に限る。

3 「損益計算書上の勘定科目」及び「貸借対照表上の勘定科目」の項は、必要に応じて、適宜増減すること。

6 自己資本費用

項目	数値(単位:円又はパーセント)	備考
自己資本費用	機能に係るレートパー	
	ス	
	自己資本比率	
	自己資本利益率	

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

2 「自己資本比率」の項には、この様式の2(資本構成比)により算定された値を用いること。

3 「自己資本利益率」の項には、この様式の7(自己資本利益率)により算定された値を用いること。

7 自己資本利益率

	原価及び利潤の前々算定期間の自己資本利益率	原価及び利潤の前算定期間の自己資本利益率	原価及び利潤の算定期間の自己資本利益率	過去三期平均値
リスクの低				

い 金融商品の平均金利				
β				
主要企業の平均自己資本利益率				
リスクの低い金融商品の平均金利				
自己資本利益率				

注1 「リスクの低い金融商品の平均金利」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第3項に規定するものをいう。

2 「 β 」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第4項に規定するものをいう。

3 「主要企業の平均自己資本利益率」リスクの低い金融商品の平均金利」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第3項に規定するものをいう。

8 β

算定式	原価及び利潤の前々算定期間の β	原価及び利潤の前算定期間の β	原価及び利潤の算定期間の β
上記算定式を用いる理由			
算定式に代入する入力値			
β			

注1 「 β 」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第4項に規定するものをいう。

2 「算定式」の項には、検証可能な形で算定式を示すこと。

3 「算定式に代入する入力値」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

4 「算定式に代入する入力値」の項には、原則として、貸借対照表の値（簿価）等公表されている値を用いること。

9 利益対応税

項目	数値（単位：円又はパーセント）	備考
利益対応税		

自己資本費用		
利益対応税率		
機能に係るレートベ ース×他人資本比率×有 利子負債以外の負債比 率×利子相当率		

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成するこ
と。

1.0 利益対応税率

利益対応税率の算定式

利益対応税率の算定式に代入する入力値 (税率等)	
利益対応税率	

注1 「利益対応税率の算定式」の項には、検証可能な形で算定式を示すこと。

2 「利益対応税率の算定式に代入する入力値 (税率等)」の項は、必要に応じ、
適宜増減すること。

1.1 利潤

項目	数値 (単位: 円)	備考
利潤		
他人資本費用		
自己資本費用		
利益対応税		

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成するこ
と。

様式第 17 の 4 の 4 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 データ伝送交換機能に係る需要

項目 需要	数値 (単位: Mbps)	備考

注 1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 2 号に掲げる機能をいう。

2 備考欄には、需要の算定方法の概要を記載すること。

2 MNP 転送機能に係る需要

項目	数値 (単位: 秒)	備考
転送呼の通信時間		

注 「MNP 転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 3 号に掲げる機能をいう。

3 SMS 伝送交換機能に係る需要

項目	数値 (単位: 回数)	備考
自網内発着数		
相互接続に係る発着数		

注 「SMS 伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 4 号に掲げる機能をいう。

様式第 17 の 4 の 5 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 データ伝送交換機能の接続料

項目	数値 (単位: 円)	備考
接続料		
原価		
利潤		
需要		

注 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 2 号に掲げる機能をいう。

2 MNP 転送機能の接続料

項目	数値 (単位: 円)	備考
接続料		
原価		
利潤		
需要		

注 「MNP 転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 3 号に掲げる機能をいう。

3 SMS 伝送交換機能の接続料

項目	数値 (単位: 円)	備考
接続料		
原価		
利潤		
需要		

注 「SMS 伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 4 号に掲げる機能をいう。

4 音声伝送交換機能に係る接続料（設備区分別明細表）

接続料原価	計	
	営業費	運用費
(11) 設備への帰属が認められないもの		
(10) 他事業者の電気通信設備と(1)～(9)との間に設置される伝送路設備		
(9) 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサージス制御局		
(8) 信号用中継交換機		
(7) 信号用伝送路設備		
(6) 第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の伝送路設備		
(5) 第二種指定端末系無線基地局		
(4) 第一種指定中継系交換設備間の伝送路設備		
(3) 第二種指定中継系交換設備		
(2) 第二種指定中継系伝送路設備		
(1) 第二種指定端末系交換設備		
(何)		

<u>施設保全費</u>															
<u>共通費</u>															
<u>管理費</u>															
<u>試験研究費</u>															
<u>研究費償却</u>															
<u>減価償却費</u>															
<u>固定資産除却費</u>															
<u>通信設備使用料</u>															

租税公課																				
計																				
利潤																				
需要																				
接続料(相 当額)																				

注1 同一設備区分の設備であっても、需要が異なる設備については区分して記載すること。

2 (1)から(11)までの設備区分によることが困難である場合には、必要に応じて、当該設備区分の欄を変更して記載すること。

役務別指定設備帰属明細表 (ロートベースの正味固定資産の算定)

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

(単位：円)

役務の種類	移動電気通信役務					
	音声伝送役務			データ伝送役務		
	二種指定設備	二種指定設備以外	合計	二種指定設備	二種指定設備以外	合計
	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値
電気通信事業固定資産						
有形固定資産 (帳簿価額)						
機械設備						
空中線設備						
通信衛星設備						
端末設備						
市内線路設備						
市外線路設備						
土木設備						
海底線設備						
建物						
構築物						
機械及び装置						
車両及び船舶						
工具、器具及び備品						
休止設備						
土地						
リース資産						

建設仮勘定																				
有形固定資産合計																				
無形固定資産																				
海底線使用权																				
衛星利用権																				
施設利用権																				
ソフトウェア																				
のれん																				
特許権																				
借地権																				
リース資産																				
その他無形 固定資産																				
無形固定資産合計																				
電気通信事業固定資産 合計																				

注1 「音声伝送役務」の欄には、携帯電話に係るもののみを記載すること。

2 「データ伝送役務」の欄には、携帯電話、BWAに係るもののみを記載すること。

3 「データ伝送役務」の欄は、携帯電話、BWA等の区分の別に従い、リースの算定を分ける場合にあつては、当該区分ごとに分割すること。

機能別運転資本計算表 (レポートベースの運転資本の算定)

	音声伝送 交換機能 に係る運 転資本の 額	データ伝送 交換機能に 係る運転資 本の額	MNP 転送 機能に係る 運転資本の 額	SMS 伝 送交換機 能に係る 運転資本 の額
運転資本 (年額)				
営業費用				
一) 減価償却費				
二) 固定資産除却費				
三) 租税公課				
小計				
接続料の収納までの平均的 な期間				
運転資本 (期間額)				

注 1 「音声伝送交換機能」、「データ伝送交換機能」、「MNP 転送機能」及び「SMS 伝送交換機能」は、それぞれ第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条各号に掲げる機能をいう。

2 「音声伝送交換機能に係る運転資本の額」の欄には、様式 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「音声伝送交換機能」の値を記載すること。

3 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」の欄には、様式 17 の 4 の 2 表 2 (データ交換伝送機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の欄の値を記載すること。

4 「MNP 転送機能に係る運転資本の額」の欄には、様式 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「MNP 転送機能」の値を記載すること。

5 「SMS 伝送交換機能に係る運転資本の額」の欄には、様式 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「SMS 伝送交換機能」の値を記載すること。

様式第 18 の 5 (第 25 条の 5 関係)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる
卸電気通信業務の提供業務開始届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつ

ては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者
が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等が
ある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信業務の提供の業務を開始したので、電気通信事業法第 38 条の 2 の規定により、届け出ます。

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信業務の種類			
当該卸電気通信業務の種類ごとの当該卸電気通信業務の提供の業務開始年月日			
当該卸電気通信業務の種類ごとの業務区域			
当該卸先電気通信事業者の氏名又は名称			
当該提供卸電気通信業務の内容			
当該提供卸電気通信業務に関する料金			
当該提供卸電気通信業務に関して、当該卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等(金銭その他の財産をいう。)			
当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者の責任に関する事項			
当該第一種指定電気通信設備又			

	は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項			
	電気通信設備の設置の工事その他の工事に關する費用の負担の方法			
	電気通信回線設備の使用の態様 に關し制限を設けるときは、その事項			
	重要通信の取扱方法			
	当該提供卸電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項			
	上記に掲げるもののほか、当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供条件又は当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供の業務と併せて行う業務の条件に関する事項があるときは、その事項 有効期間を定めるときは、その期間			

- 注 1 「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類」の項には、様式第 4 の表の 1 から 3 1 までに掲げる電気通信役務の別を記載すること。
- 2 添付する契約書その他の書面の写しに記載がある項目については、該当箇所を示すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 18 の 6 (第 25 条の 7 の 2 第 2 項、第 3 項関係)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる
却電気通信役務に関する契約約款設定(変更)届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつ

ては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者
が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等が
ある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法施行規則第 25 条の 7 第 2 項 (第 3 項) の規定により、別紙のとおり
契約約款を設定(変更)するので届け出ます。

設定(変更)期日	
設定(変更)を必要とする理由	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 18 の 7 (第 25 条の 7 の 3 関係)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる
卸電気通信役務の提供業務変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつ

ては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者
が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等が
ある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提
供の業務について次のとおり変更したので、電気通信事業法第 38 条の 2 の規定により
、届け出ます。

変更事項	変更前		変更後
	変更内容		
変更した年月日			
変更の理由			

注 1 添付する契約書その他の書面の写しに記載がある項目については、該当箇所
を示すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる

卸電気通信役務の提供業務廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を廃止したので、電気通信事業法第 38 条の 2 の規定により届け出ます。

廃止した年月日	
電気通信事業法第 18 条第 3 項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	

注 1 「電気通信事業法第 18 条第 3 項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法を具体的に記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十六号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十八年 月 日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次項、附則第三項及び第七項の規定 公布の日

二 第二十三条の四第二項第八号の次に一号を加える改正規定及び附則第四項から第六項までの規定 平成二十八年四月一日

(経過措置)

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「第一種指定事業者」という。)は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款について、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則(以下「新施行規則」という。)の規定に合致させるため、前項第二号に掲げる日前においても同条第二項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

3 総務大臣は、前項の申請が新施行規則の規定に合致している場合は、附則第一項第二号に掲げる日前においても当該申請を認可することができる。

4 第一種指定事業者は、平成二十八年三月三十一日までに附則第二項の規定による申請をしない場合は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款について、新施行規則の規定に合致させるため、附則第一項第二号に掲げる日から三月以内に同条第二項の規定に基づく変更の申請をしなければならない。

5 この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款は、前項の申請に基づく認可に関する処分があるまでの間は、新施行規則の規定に合致しているものとみなす。

6 附則第一項第二号に掲げる日からこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間は、新施行規則第二十三条の四の規定の適用については、同条第二項第九号中「第一種指定電気通信設備接続料規則」とあるのは、「接続料規則」とする。

7 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「第二種指定事業者」という。)は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款について、新施行規則の規定に合致させるため、施行日前においても同項の規定に基づく変更の届出をすることができる。

8 第二種指定事業者は、施行日までに前項の規定による届出をしない場合は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款について、新施行規則の規定に合致させるため、施行日から三月以内に同項の規定に基づく変更の届出をしなければならない。

9 この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款は、前項の変更届出があるまでの間は、新施行規則の規定に合致しているものとみなす。

10 この省令の施行の際現に改正法附則第三条第七項に規定する電気通信事業者である者に係る新施行規則第二十五条の五、第二十五条の七及び様式第十八の五の規定の適用については、新施行規則第二十五条の五中「の開始の」とあるのは「の」と、新施行規則第二十五条の七中「は、次に掲げる事項」とあるのは「は、次に掲げる事項（第二号に掲げるものを除く。）」と、新施行規則様式第十八の五中「提供業務開始」とあるのは「提供業務」と、「を開始した」とあるのは「について」とする。

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この省令は、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「基礎的電気通信役務提供事業者」という。）及び指定電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「指定電気通信役務提供事業者」という。）の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにし、もつて基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資すること並びに特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「特定ドメイン名電気通信役務提供事業者」という。）並びに電気通信事業法（以下「法」という。）第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者及び法第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「禁止行為等規定適用事業者」という。）の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにすることを目的とする。</p> <p>（遵守義務）</p> <p>第二条 基礎的電気通信役務提供事業者、指定電気通信役務提供事業者、特定ドメイン名電気通信役務提供事業者及び禁止行為等規定適用事業者（以下「事業者」という。）は、この省令の定めるところにより、その会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この省令は、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「基礎的電気通信役務提供事業者」という。）及び指定電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「指定電気通信役務提供事業者」という。）の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにし、もつて基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資すること並びに電気通信事業法（以下「法」という。）第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者及び法第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「禁止行為等規定適用事業者」という。）の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにすることを目的とする。</p> <p>（遵守義務）</p> <p>第二条 基礎的電気通信役務提供事業者、指定電気通信役務提供事業者及び禁止行為等規定適用事業者（以下「事業者」という。）は、この省令の定めるところにより、その会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて</p>

がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

(事業年度)

第三条 事業者の事業年度は、一年又は六月とし、その始期は、一年のものにあつては四月一日とし、六月のものにあつては、四月一日及び十月一日とする。

2| 特定ドメイン名電気通信役務提供事業者(当該特定ドメイン名電気通信役務提供事業者が、基礎的電気通信役務提供事業者、指定電気通信役務提供事業者又は禁止行為等規定適用事業者である場合を除く。)に対する前項の規定の適用については、同項中「とし、その始期は、一年のものにあつては四月一日とし、六月のものにあつては、四月一日及び十月一日とする」とあるのは、「とする」とする。

(勘定科目及び財務諸表)

第五条 事業者(次項に規定するものを除く。)は、別表第一によりその勘定科目を分類し、かつ、別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表(基礎的電気通信役務損益明細表については基礎的電気通信役務提供事業者に限り、指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。)を作成しなければならない。この場合において、財務諸表のうち、附属明細書として記載すべきものは、次に掲げるものとする。

、この省令の規定によらないことができる。

(事業年度)

第三条 (略)

(勘定科目及び財務諸表)

第五条 事業者は、別表第一によりその勘定科目を分類し、かつ、別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表(基礎的電気通信役務損益明細表については基礎的電気通信役務提供事業者に限り、指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。)を作成しなければならない。この場合において、財務諸表のうち、附属明細書として記載すべきものは、次の各号に掲げるものとする。

一〇十二 (略)

2| 第三条第二項に規定する特定ドメイン名電気通信役務提供事業者は、別表第一の二によりその勘定科目を分類し、かつ、別表第二の二の様式により貸借対照表及び損益計算書その他の財務諸表を作成しなければならない。

(電気通信事業以外の事業及びドメイン名関連事業以外の事業)

第六条 電気通信事業以外の事業に属する固定資産、収益又は費用であつて、別表第一及び別表第二に定めのないものについては、その内容を明示する科目を設けて整理しなければならない。

2| ドメイン名関連事業(入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能を有する電気通信設備を電気通信事業者の通信の用に供する電気通信役務を提供する電気通信事業並びに当該電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ及び代理の事業その他のドメイン名に関連する事業をいう。以下同じ。)以外の事業に属する固定資産、収益又は費用であつて、別表第一の二及び別表第二の二に定めのないものについては、その内容を明示する科目を設けて整理しなければならない。

(減価償却)

第十条 電気通信事業固定資産及びドメイン名関連事業固定資産の減価償却は、有形固定資産については定率法又は定額法により、無形固定資産については定額法により行わなければならない。

2 電気通信事業固定資産及びドメイン名関連事業固定資産に対する減価償却費の額は、その計上のつど、個々の資産に適正に配賦しな

一〇十二 (略)

(電気通信事業以外の事業)

第六条 (略)

第十条 電気通信事業固定資産の減価償却は、有形固定資産については定率法又は定額法により、無形固定資産については定額法により行わなければならない。

2 電気通信事業固定資産に対する減価償却費の額は、その計上のつど、個々の資産に適正に配賦しなければならない。ただし、個々の

ければならない。ただし、個々の資産に配賦することが困難な場合は、耐用年数の異なる資産の区分ごとに配賦することができる。

(共用固定資産の整理)

第十一条 電気通信事業と電気通信事業以外の事業又はドメイン名関連事業とドメイン名関連事業以外の事業とに共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの事業の勘定に整理しなければならない。ただし、その基準によつて整理することが著しく困難な場合は、その全部を主たる用途の事業の勘定に整理することができる。

(関連収益及び関連費用)

第十五条 電気通信事業と電気通信事業以外の事業とに関連する収益及び費用は、別表第一に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの事業に配賦しなければならない。

2| ドメイン名関連事業とドメイン名関連事業以外の事業とに関連する収益及び費用は、適正な基準によりそれぞれの事業に配賦しなければならない。

3| 二以上の種類(別表第二様式第14の表から様式第16の表までの役務の種類の欄に掲げる種類をいう。)の電気通信役務に関連する収益及び費用は、別表第二に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。

4| 前三項の場合において、当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

(収支の状況その他会計に関する事項の公表)

資産に配賦することが困難な場合は、耐用年数の異なる資産の区分ごとに配賦することができる。

(共用固定資産の整理)

第十一条 電気通信事業と電気通信事業以外の事業とに共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの事業の勘定に整理しなければならない。ただし、その基準によつて整理することが著しく困難な場合は、その全部を主たる用途の事業の勘定に整理することができる。

(関連収益及び関連費用)

第十五条 (略)

2| (略)

3| 前二項の場合において、当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

(禁止行為等規定適用事業者の電気通信役務に関する収支の状況そ

第十八条 法第三十条第六項の総務省令で定める事項は、別表第二の様式による次に掲げる財務諸表（基礎的電気通信役員損益明細表については基礎的電気通信役員提供事業者に限り、指定電気通信役員損益明細表については指定電気通信役員提供事業者に限り、移動電気通信役員損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。）に記載する事項とする。

一 十 (略)

2| 法第三十九条の三第三項の総務省令で定める事項は、別表第二の様式による次に掲げる財務諸表に記載する事項とする。

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 個別注記表（株主資本等変動計算書に関する注記を除く。）

3| 法第三十条第六項又は第三十九条の三第三項の規定による電気通信役員に関する収支の状況その他会計に関する事項の公表は、毎事業年度ごとに、当該事業年度経過後三月以内に営業所その他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、その備置きの日から七日以内にインターネットを利用することにより、行わなければならない。

4| 前項の公表は、同項の備置きの日から起算して五年を経過するまでの間、行わなければならない。

附則

1 (略)

の他会計に関する事項の公表)

第十八条 法第三十条第五項の総務省令で定める事項は、別表第二の様式による次の各号に掲げる財務諸表（基礎的電気通信役員損益明細表については基礎的電気通信役員提供事業者に限り、指定電気通信役員損益明細表については指定電気通信役員提供事業者に限り、移動電気通信役員損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。）に記載する事項とする。

一 十 (略)

2| 法第三十条第五項の規定による電気通信役員に関する収支の状況その他会計に関する事項の公表は、毎事業年度ごとに、当該事業年度経過後三月以内に営業所その他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、その備置きの日から七日以内にインターネットを利用することにより、行わなければならない。

3| (略)

附則

1 (略)

2 事業者の作成する附属明細書については、当分の間、第五条第一項第九号、第十号及び第十一号の規定は、適用しない。

3 前項の規定により第五条第一項第九号、第十号及び第十一号の規定が適用されないこととなる間、事業者は、第十七条の規定による財務諸表の提出の際、併せて、基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表がこの省令の規定に基づいて適正に作成されていることの職業的に資格のある会計監査人による証明書並びに当該基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を作成する際に準拠した収益及び費用の配賦の基準及び手順を記載した書類を総務大臣に提出するとともに、当該基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を総務大臣が別に告示する方法により開示しなければならない。

2 事業者の作成する附属明細書については、当分の間、第五条第九号、第十号及び第十一号の規定は、適用しない。

3 前項の規定により第五条第九号、第十号及び第十一号の規定が適用されないこととなる間、事業者は、第十七条の規定による財務諸表の提出の際、併せて、基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表がこの省令の規定に基づいて適正に作成されていることの職業的に資格のある会計監査人による証明書並びに当該基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を作成する際に準拠した収益及び費用の配賦の基準及び手順を記載した書類を総務大臣に提出するとともに、当該基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を総務大臣が別に告示する方法により開示しなければならない。

改正案

現行

別表第一の二（第5条及び第6条関係）

勘定科目表
流動資産

科目	備考
現金及び預金 受取手形 売掛金 リース債権	<p>期限が決算期後1年を超えるものを除く。 通常の取引に基づいて発生した手形（金融手形を除く。）上の債権</p> <p>通常の取引に基づいて発生した事業上の未収額</p> <p>所有権移転フラインク・リース取引（フラインク・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づき期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。以下同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。以下同じ。）におけるものうち、通常の取引に基づいて発生したものが明らかかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後1年以内に期限が到来するもの</p> <p>所有権移転外フラインク・リース取引（フラインク・リース取引のうち、所有権移転フラインク・リース取引以外のものをいう。）におけるものうち、通常の取引に基づいて発生したものの（破産更生債権等で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかかなものを除く。）及び通常の取引に基づいて発生したもので決算期後1年以内に期限が到来するもの</p> <p>売買目的有価証券（時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。以下同じ。）及び1年以内に満期の到来する有価証券</p> <p>親会社株式（会社法（平成17年法律第86号）第135条第2項及び第800条第1項の規定により取得したものに限り。以下同じ。）のうち貸借対照表日後1年以内に処分されると認められ</p>
リース投資債権	
有価証券	
親会社株式	

<p>商品及び製品 仕掛品 原材料及び貯蔵品 前渡金 前払費用 繰延税金資産 未収収益 社内短期債権 短期貸付金 未収入金 その他の流動資産 (何) 貸倒引当金 (貸方)</p>	<p>るもの (その額が重要でないときは、注記によることを妨げない。)</p> <p>通常の取引に基づき物品の購入、外注加工等のための手付金又は前渡金 決算期後 1年以内に費用となるものの前払額 ① 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産 ② 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で決算期後 1年以内に取り崩されると認められるもの</p> <p>株主、役員又は従業員に対する短期債権 期限が決算期後 1年以内の貸付金</p> <p>1年以内に現金化される資産及び期限が決算期後 1年以内の債権で他の流動資産科目に属さないもの 短期金銭債権の貸倒損失に備えるための引当額 (一括して掲記することを妨げない。)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="767 185 799 436">科 目</th> <th data-bbox="767 436 799 1099">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 185 767 436"> <p>1 <u>ドメイン名関連事業</u> 業固定資産 (1) <u>有形固定資産</u> 建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 工具、器具及び備品 土地 リース資産 建設仮勘定 その他の有形固定資産 (2) <u>無形固定資産</u> のれん</p> </td> <td data-bbox="188 436 767 1099"> <p><u>附属設備を含む。</u></p> <p>事業者がフナインテンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産 (有形固定資産に属するものに限る。) <u>設備の建設のために支出したことが明らかかな手付金及び前渡金を含む。</u></p> <p>会社計算規則 (平成 18 年法務省令第 13 号) 第 11 条の規定に</p> </td> </tr> </tbody> </table>	科 目	備 考	<p>1 <u>ドメイン名関連事業</u> 業固定資産 (1) <u>有形固定資産</u> 建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 工具、器具及び備品 土地 リース資産 建設仮勘定 その他の有形固定資産 (2) <u>無形固定資産</u> のれん</p>	<p><u>附属設備を含む。</u></p> <p>事業者がフナインテンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産 (有形固定資産に属するものに限る。) <u>設備の建設のために支出したことが明らかかな手付金及び前渡金を含む。</u></p> <p>会社計算規則 (平成 18 年法務省令第 13 号) 第 11 条の規定に</p>
科 目	備 考					
<p>1 <u>ドメイン名関連事業</u> 業固定資産 (1) <u>有形固定資産</u> 建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 工具、器具及び備品 土地 リース資産 建設仮勘定 その他の有形固定資産 (2) <u>無形固定資産</u> のれん</p>	<p><u>附属設備を含む。</u></p> <p>事業者がフナインテンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産 (有形固定資産に属するものに限る。) <u>設備の建設のために支出したことが明らかかな手付金及び前渡金を含む。</u></p> <p>会社計算規則 (平成 18 年法務省令第 13 号) 第 11 条の規定に</p>					

<p>特許権 借地権 商標権 実用新案権 意匠権 ソフトウェア リース資産 リース資産 その他の無形固定資産</p> <p>2 (何) 業固定資産</p> <p>(1) 有形固定資産 (何) 減価償却累計額 (貸方)</p> <p>(2) 無形固定資産 (何)</p> <p>3 投資その他の資産 投資有価証券 親会社株式 関係会社株式 関係会社債 その他の関係会社有価証券 出資金 関係会社出資金 長期貸付金 社内長期貸付金 関係会社長期貸付金 破産更生債権等 長期前払費用 前払年金費用</p>	<p>より資産に計上するもの 有償取得したものに限る。 同上（地上権を含む。） 有償取得したものに限る。 同上 同上 電子計算機又は交換機用のプログラム等 事業者がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産（無形固定資産に属するものに限る。）</p> <p>(何) 業の用に供する有形固定資産</p> <p>有形固定資産に対する減価償却の累計額</p> <p>(何) 業の用に供する無形固定資産</p> <p>親会社株式、関係会社株式、関係会社債及びその他の関係会社有価証券以外のもの。流動資産に属するものを除く。 親会社株式のうち流動資産に属さないもの（その額が重要でないときは、注記によることを妨げない。） 流動資産に属するものを除く。 流動資産に属するものを除く。 流動資産に属するものを除く。 関係会社有価証券のうち、親会社株式、関係会社株式及び関係会社債以外のもの。流動資産に属するものを除く。 関係会社出資金を除く。 流動資産に属するものを除く。 期限が決算期後1年を超える貸付金（関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号に規定するものをいう。以下同じ。））、株主、役員又は従業員に対するものを除く。） 株主、役員又は従業員に対する長期貸付金 関係会社に対する長期貸付金 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権をいう。 決算期後1年を超えた後に費用となるもの前払額</p>	
---	--	--

<p>繰延税金資産 投資不動産 その他の投資及びそ の他の資産 (何) 貸倒引当金 (貸 方)</p>	<p>流動資産に属するものを除く。 期限が決算期後1年を超える債権で、他の投資科目に属さないもの及び売掛金、受取手形その他営業取引によつて生じた金銭債権のうち破産更生債権等で、決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの 長期金銭債権の貸倒損失に備えるための引当額 (一括して掲記することを妨げない。)</p>
<p>科目 創立費 開業費 株式交付費 社債発行費 開発費</p>	<p>繰延資産 備考</p>
<p>科目 支払手形 買掛金 短期借入金 リース債務 未払金 未払費用 未払法人税等 繰延税金負債 前受金 預り金 前受収益</p>	<p>負債 流動負債 備考</p> <p>通常の取引に基づいて発生した手形 (金融手形を除く。) 上の債務 通常の取引に基づいて発生した事業上の未払額 金融手形その他の期限が決算期後1年以内の借入金 (株主、役員又は従業員からのものを除く。) ファイナンス・リース取引におけるものうち、決算期後1年以内に期限が到来するもの 未払配当金その他買掛金又は未払費用に属さないもの 利息、賃借料、給与等の費用で、当該事業年度以前に属するものの未払額 法人税、住民税 (都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。) 及び事業税の未納付額 ① 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債 ② 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で決算期後1年以内に取り崩されると認められるもの 受注品等に対する内入金その他前受収益に属さないもの 他から預かつた現金、手形、小切手及び有価証券 (株主、役員又は従業員からのものを除く。) 利息、賃貸料等の収益で、翌事業年度以後に属するもの前受額</p>

<p>修繕引当金 (何) 引当金 資産除去債務 社内短期借入金 従業員預り金 その他の流動負債</p>	<p>その性質により流動負債に計上することが相当なものの 資産除去債務のうち、決算期後1年以内に履行されると認められるもの 株主、役員又は従業員からの短期借入金 社内預金等従業員からの預り金 期限が決算期後1年以内の債務で他の流動負債科目に属さないもの</p>	
<p>固 定 負 債</p>		
<p>社債 長期借入金 関係会社長期借入金 社内長期借入金 リース債務 長期未払金 繰延税金負債 退職給付引当金 (何) 引当金 資産除去債務 その他の固定負債</p>	<p>期限が決算期後1年を超えるもの 金融手形その他の期限が決算期後1年を超える借入金（関係会社、株主、役員又は従業員からのものを除く。） 関係会社からの長期借入金 株主、役員又は従業員からの長期借入金 ファイナンス・リース取引におけるものうち、流動負債に属するもの以外のもの 繰延税金負債のうち流動負債に属さないもの その性質により固定負債に整理することが相当なものの 資産除去債務のうち、流動負債に属するもの以外のもの 期限が決算期後1年を超える債務で他の固定負債科目に属さないもの</p>	
<p>純 資 産</p>		
<p>株 主 資 本</p>		
<p>科 目 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 自己株式(借方) 自己株式申込証拠金</p>	<p>内 訳 科 目 (何) 積立金(又は(何)準備金) 繰越利益剰余金</p>	<p>備 考 任意積立金を目的別に科目を設けて整理する。</p>

評価・換算差額等		
科目	内訳科目	備考
その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金		土地の再評価に関する法律 (平成10年法律第34号)第 7条第2項に規定する再評価 差額金
新株予約権		
科目	内訳科目	備考
新株予約権		
費用		
営業費用		
科目	備	考
1 ドメイン名関連事業 営業費用 売上原価 販売費及び一般管理 費 2 (何) 営業費用 売上原価 販売費及び一般管理 費	役務原価を含む。 役務原価を含む。	
営業外費用		
科目	備	考
支払利息 社債利息 社債発行費償却 売上割引 雑支出	借入金に係る利息 社債の支払利息 繰延資産に計上した社債発行費の償却額 他の営業外費用科目に属さないもの	
特別損失		
科目	備	考
固定資産売却損 減損損失 災害による損失 (何)	固定資産の売却差損 固定資産の評価差損	
法人税、住民税及び事業税		
科目	備	考

法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額	法人税、住民税及び事業税 税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額
<u>収 入</u> <u>營 業 収 益</u> <u>益</u>	
<u>科 目</u> 1 <u>ドメイン名関連事業営業収益</u> <u>売上高</u> 2 <u>(何) 業営業収益</u> <u>売上高</u>	<u>備 考</u> ドメイン名関連事業に係る営業収益 (何) 業に係る営業収益
<u>營 業 外 収 益</u>	
<u>科 目</u> 受取利息 有価証券利息 受取配当金 仕入割引 投資不動産賃貸料 雑収入	<u>備 考</u> 預貯金及び貸付金に係る利息 国債、地方債、社債等に係る利息 株式の配当金、出資金の分配金等 他の営業外収益科目に属さないもの
<u>特 別 利 益</u>	
<u>科 目</u> 固定資産売却益 負ののれん発生益 (何)	<u>備 考</u> 固定資産の売却差益 負ののれんの発生益

<p>別表第二（第5条、第6条及び第15条関係） 財務諸表様式</p> <p>様式第1 貸借対照表</p> <p>事業者名 _____ 年 月 日 (単位 円) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 事業者が特定ドメイン名電気通信役務を提供する場合における「(何)業固定資産」は、「ドメイン名関連事業固定資産」及び「(何)業固定資産」に分類し掲記すること。この場合において、特定ドメイン名電気通信役務に係る固定資産は「ドメイン名関連事業固定資産」にのみ表示することとする。</p> <p>2 前号の場合において、「ドメイン名関連事業固定資産」に属する資産は、別表第1の2によりその勘定科目を分類することとする。</p> <p>3～18 (略)</p>	<p>別表第二（第5条、第6条及び第15条関係） 財務諸表様式</p> <p>様式第1 貸借対照表</p> <p>事業者名 _____ 年 月 日 (単位 円) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～16 (略)</p>
<p>様式第2 損益計算書</p> <p>事業者名 _____ 年 月 日から 年 月 日まで (単位 円) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 事業者が特定ドメイン名電気通信役務を提供する場合における「(何)業営業損益」は、「ドメイン名関連事業営業損益」及び「(何)業営業損益」に分類し掲記すること。この場合において、特定ドメイン名電気通信役務に係る収益又は費用は「ドメイン名関連事業営業損益」にのみ表示することとする。</p> <p>2 前号の場合において、「ドメイン名関連事業営業損益」に属する収益又は費用は、別表第1の2によりその勘定科目を分類することとする。</p> <p>3～15 (略)</p>	<p>様式第2 損益計算書</p> <p>事業者名 _____ 年 月 日から 年 月 日まで (単位 円) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～13 (略)</p>

様式第 14

基礎的電気通信役務損益明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

役務の種類	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
基礎的電気通信役務				
基礎的電気通信役務以外の電気通信役務				
合 計				

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 第15条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。
 - (1)・(2) (略)
 - 3～5 (略)

様式第 14

基礎的電気通信役務損益明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

役務の種類	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
基礎的電気通信役務				
基礎的電気通信役務以外の電気通信役務				
合 計				

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 第16条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。
 - (1)・(2) (略)
 - 3～5 (略)

指定電気通信役務損益明細表

事業者名 _____ 年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

指 定 電 気 通 信 役 務	特定電気 通信役務 以外の指 定電気通 信役務	役務の種類			営業収益	営業費用	営業利益	摘要	
		音 声 伝 送 役 務	基 本 料 料	市 内 ・ 市 外 通 信					公 衆 電 話
	特定電気 通信役務 以外の指 定電気通 信役務		F T T H ア ク セ ス サ ー ビ ス						
			専 用 役 務						
			そ の 他						
			小 計						
小			計						
	指定電気通信役務以外の電気通信役務								
合			計						

(記載上の注意)

1 第 15 条第 2 項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) ・ (2) (略)

2 ・ 3 (略)

指定電気通信役務損益明細表

事業者名 _____ 年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

指 定 電 気 通 信 役 務	特定電気 通信役務 以外の指 定電気通 信役務	役務の種類			営業収益	営業費用	営業利益	摘要	
		音 声 伝 送 役 務	基 本 料 料	市 内 ・ 市 外 通 信					公 衆 電 話
	特定電気 通信役務 以外の指 定電気通 信役務		F T T H ア ク セ ス サ ー ビ ス						
			専 用 役 務						
			そ の 他						
			小 計						
小			計						
	指定電気通信役務以外の電気通信役務								
合			計						

(記載上の注意)

1 第 16 条第 2 項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) ・ (2) (略)

2 ・ 3 (略)

移動電気通信役務損益明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

役務の種類	携帯電話		営業収益	営業費用	営業利益	摘 要
	音声伝送役務	その他				
移動電気通信役務	デジタル伝送	携帯電話				
		その他				
		小計				
移動電気通信役務	デジタル伝送	その他				
		小計				
移動電気通信役務以外の電気通信役務						
合 計						

(記載上の注意)

1 第15条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 二以上の種類の役務に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によって各種類の役務に配賦すること。

(2) . (3) (略)

2 . 3 (略)

移動電気通信役務損益明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

役務の種類	携帯電話		営業収益	営業費用	営業利益	摘 要
	音声伝送役務	その他の移動体通信				
移動電気通信役務	デジタル伝送役務	PHS				
		その他				
		小計				
移動電気通信役務	デジタル伝送役務	その他				
		小計				
移動電気通信役務以外の電気通信役務						
合 計						

(記載上の注意)

1 第16条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) . (2) (略)

2 . 3 (略)

別表第二の二（第5条及び第6条関係）

財務諸表様式

様式第1

貸借対照表

事業者名 _____

年 月 日

(単位 円)

資産の部			
I 流動資産			
1	現金及び預金	×××	×××
2	受取手形	×××	×××
3	売掛金	×××	×××
4	リース債権	×××	×××
5	リース投資債権	×××	×××
6	有価証券	×××	×××
7	親会社株式	×××	×××
8	商品及び製品	×××	×××
9	仕掛品	×××	×××
10	原材料及び貯蔵品	×××	×××
11	前渡金	×××	×××
12	前払費用	×××	×××
13	繰延税金資産	×××	×××
14	未収収益	×××	×××
15	社内短期債券	×××	×××
16	短期貸付金	×××	×××
17	未収入金	×××	×××
18	その他の流動資産	×××	×××
	(何) 貸倒引当金 (貸方)		×××
	流動資産合計		×××
II 固定資産			
A ボマイソ名関連事業固定資産			
(1) 有形固定資産			
1	建物	×××	×××
	減価償却累計額	×××	×××
2	構築物	×××	×××
	減価償却累計額	×××	×××
3	機械及び装置	×××	×××
	減価償却累計額	×××	×××
4	車両運搬具	×××	×××
	減価償却累計額	×××	×××

5	工具、器具及び備品	×××	×××
	減価償却累計額	×××	×××
6	土地	×××	×××
7	リース資産	×××	×××
	減価償却累計額	×××	×××
8	建設仮勘定	×××	×××
9	その他の有形固定資産	×××	×××
	有形固定資産合計	×××	×××
(2)	無形固定資産		
1	のれん	×××	×××
2	特許権	×××	×××
3	借地権	×××	×××
4	商標権	×××	×××
5	実用新案権	×××	×××
6	意匠権	×××	×××
7	ソフトウェア	×××	×××
8	リース資産	×××	×××
9	その他の無形固定資産	×××	×××
	無形固定資産合計	×××	×××
	トメイシヨ名関連事業固定資産合計	×××	×××
B	(何)業固定資産		
(1)	有形固定資産		
1	×××	×××
	減価償却累計額	×××	×××
	有形固定資産合計	×××	×××
(2)	無形固定資産		
1	×××	×××
	無形固定資産合計	×××	×××
	(何)業固定資産合計	×××	×××
C	投資その他の資産		
1	投資有価証券	×××	×××
2	親会社株式	×××	×××
3	関係会社株式	×××	×××
4	関係会社社債	×××	×××
5	その他の関係会社有価証券	×××	×××
6	出資金	×××	×××
7	関係会社出資金	×××	×××
8	長期貸付金	×××	×××
9	社内長期貸付金	×××	×××
10	関係会社長期貸付金	×××	×××

11	破産更生債権等	×××	
12	長期前払費用	×××	
13	前払年金費用	×××	
14	繰延税金資産	×××	
15	投資不動産	×××	
16	その他の投資及びその他の資産	×××	
	(何) 貸倒引当金 (貸方)	×××	
	投資その他の資産合計	×××	
	固定資産合計	×××	
Ⅲ	繰延資産		
1	創立費	×××	
2	開業費	×××	
3	株式交付費	×××	
4	社債発行費	×××	
5	開券費	×××	
	繰延資産合計	×××	
	資産合計	×××	×××
	負債の部		×××
Ⅰ	流動負債		
1	支払手形	×××	
2	買掛金	×××	
3	短期借入金	×××	
4	リース債務	×××	
5	未払金	×××	
6	未払費用	×××	
7	未払法人税等	×××	
8	繰延税金負債	×××	
9	前受金	×××	
10	預り金	×××	
11	前受収益	×××	
12	修繕引当金	×××	
13	(何) 引当金	×××	
14	資産除去債務	×××	
15	社内短期借入金	×××	
16	従業員預り金	×××	
17	その他の流動負債	×××	
	流動負債合計	×××	×××
Ⅱ	固定負債		
1	社債	×××	
2	長期借入金	×××	

3	関係会社長期借入金	×××	
4	社内長期借入金	×××	
5	リース債務	×××	
6	長期未払金	×××	
7	繰延税金負債	×××	
8	退職給付引当金	×××	
9	(何)引当金	×××	
10	資産除去債務	×××	
11	その他の固定負債	×××	
	固定負債合計	×××	
	負債合計	×××	
	純資産の部	×××	
I	株主資本		
1	資本金	×××	
2	新株式申込証拠金	×××	
3	資本剰余金		
	(a) 資本準備金	×××	
	(b) その他資本剰余金	×××	
	資本剰余金合計	×××	
4	利益剰余金		
	(a) 利益準備金	×××	
	(b) その他利益剰余金	×××	
	(何) 積立金 (又は (何) 準備金)	×××	
	繰越利益剰余金	×××	
	利益剰余金合計	×××	
5	自己株式 (借方)	×××	
6	自己株式申込証拠金	×××	
	株主資本合計	×××	
II	評価・換算差額等		
1	その他有価証券評価差額金	×××	
2	繰延ヘッジ損益	×××	
3	土地再評価差額金	×××	
	評価・換算差額等合計	×××	
III	新株予約権	×××	
	純資産合計	×××	
	負債・純資産合計	×××	
	(記載上の注意)		
1	貸借対照表日において、この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。この場合、当該省略科目の次位の科目を省略科目の位置に記載し、以下順次繰り上げること。		

- 2 同一の工事契約（請負契約のうち、土木、建築、造船、機械装置の製造その他の仕事に係る基本的な仕様及び作業内容が注文者の指図に基づいているものをいう。）に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額をたな卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができる。
- 3 各資産に係る引当金は、当該各資産の項目に対する控除項目として、賞引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもつて表示しなければならない。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。
- 4 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもつて表示しなければならない。
- 5 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しなければならない。
- 6 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければならない。
- 7 有形固定資産に分類されるリース資産については、有形固定資産に分類される他の科目（建設仮勘定を除く。）に含めて表示することができる。
- 8 無形固定資産に分類されるリース資産については、無形固定資産に分類される他の科目（のれんを除く。）に含めて表示することができる。
- 9 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。
- 10 固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。
- 11 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。
- 12 自己新株予約権の額は、新株予約権の金額から直接控除し、その控除残高を新株予約権の金額として表示しなければならない。ただし、自己新株予約権を控除項目として表示することを妨げない。
- 13 流動資産、投資その他の資産、繰延資産、流動負債及び固定負債に属する資産又は負債で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該資産又は負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。
- 14 「その他の流動資産」、「その他の有形固定資産」、「その他の無形固定資産」又は「その他の投資及びその他の資産」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、それぞれ当該資産を明示する科目を用いて掲記すること。
- 15 前号の規定は、負債の表示に準用する。この場合において資産の総額とあるのは、負債及び純資産の合計額と読み替えるものとする。
- 16 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2

損益計算書

事業者名

 年 月 日から
 年 月 日まで

(単位 円)

I		ドメイン名関連連事業営業損益		
	(1)	売上高	×××	×××
	(2)	売上原価	×××	×××
		売上総利益 (又は売上総損失)		×××
	(3)	販売費及び一般管理費		×××
	1	×××	×××
		ドメイン名関連連事業営業利益		×××
		(又はドメイン名関連連事業営業損失)		×××
II		(何) 業営業損益		
	(1)	売上高	×××	×××
	(2)	売上原価	×××	×××
		売上総利益 (又は売上総損失)		×××
	(3)	販売費及び一般管理費		×××
	1	×××	×××
		(何) 業営業利益		×××
		(又は(何) 業営業損失)		×××
		業営業利益 (又は業営業損失)		×××
III		業外収益		
	1	受取利息	×××	×××
	2	有価証券利息	×××	×××
	3	受取配当金	×××	×××
	4	仕入割引	×××	×××
	5	投資不動産賃貸料	×××	×××
	6	雑収入	×××	×××
		業外費用		
	1	支払利息	×××	×××
	2	社債利息	×××	×××
	3	社債発行費償却	×××	×××
	4	売上割引	×××	×××
	5	雑支出	×××	×××
		経常利益 (又は経常損失)		×××
V		特別利益		
	1	固定資産売却益	×××	×××
	2	負のれん発生益	×××	×××

3	XXX	XXX
	特別損失		
1	固定資産売却損	XXX	
2	減損損失	XXX	
3	災害による損失	XXX	
4	XXX	XXX
	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	XXX	XXX
	法人税、住民税及び事業税	XXX	XXX
	法人税等調整額	XXX	XXX
	当期純利益（又は当期純損失）	XXX	XXX

（記載上の注意）

- 1 当該事業年度において、この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。この場合、当該省略科目の次位の科目を省略科目の位置に記載し、以下順次繰り上げること。
- 2 営業外収益に属する収益で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該収益を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。
- 3 営業外収益に属する収益のうちその金額が営業外収益の総額の100分の10以下のもの一括して記載することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。
- 4 雑収入に属する収益で営業外収益の総額の100分の10を超えるものについては、それぞれ当該収益を明示する科目を用いて掲記すること。
- 5 営業外収益に属する収益のうち、関係会社に係る収益の金額が営業外収益の総額の100分の10を超えるものについては、それぞれ当該収益を明示する科目を用いて、個別注記表に記載すること。
- 6 特別利益項目のうち、「固定資産売却益」の記載については、当該固定資産の種類又は内容を、その他の項目については、当該項目の発生原因又は性格を示す名称を付した科目によつて掲記すること。ただし、当該事項を科目によつて表示することが困難な場合には、個別注記表に記載することができる。
- 7 第2号及び第3号の規定は、営業外費用に属する費用、特別利益に属する利益及び特別損失に属する損失の記載に準用する。
- 8 第4号の規定は、雑支出に属する費用の記載に準用する。
- 9 第5号の規定は、営業外費用に属する費用の記載に準用する。
- 10 第6号の規定は、特別損失に属する損失の記載に準用する。
- 11 損益計算書には、包括利益に関する事項を表示することができる。
- 12 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 3

株主資本等変動計算書

事業者名 _____

年 月 日から 年 月 日まで

(単位 円)

	株主資本						評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計									
	資本剰余金			利益剰余金			その他 証券 評価 差額 金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評 価 差額 金			評価・ 換算 差額等 合計								
	資本 金	新株 申込 証 拠 金	資本 準備 金	その他 資本 剰余 金	資本 剰余 金 合計	利益 準備 金							その他 利益 剰余 金 × × 積立 金	利益 剰余 金 合計	自己 株式	自己 株式 申込 証 拠 金	株主 資本 合計			
当期首残高																				
当期変動額																				
新株の発行																				
剰余金の配当																				
当期純利益																				
自己株式の 処分																				
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）																				
当期変動額 合計																				
当期末残高																				

(記載上の注意)

- この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。
- 株主資本の各項目は、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は変動事由ごとに記載すること。変動事由及び金額の記載は、おおむね貸借対照表における記載の順序によること。
- 株主資本以外の項目について、当期変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、おおむね貸借対照表における記載の順序によること。
- その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

- 7 当期首残高は、廻及適用又は誤謬の訂正をした場合にあっては、当期首残高及びこれに対する影響額を記載すること。
- 8 配当財産が金銭の場合には、株式の種類ごとの配当金の総額、1株当たり配当額、基準日及び効力発生日を付記すること。
- 9 配当財産が金銭以外の場合には、株式の種類ごとに配当財産の種類並びに配当財産の帳簿価額、1株当たり配当額、基準日及び効力発生日を付記すること。
- 10 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるものについては、配当の原資及び第7号又は第8号に準ずる事項を付記すること。
- 11 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

<p>様式第 4</p> <p style="text-align: center;">個別注記表</p> <p>事業者名 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 継続企業の前提に関する注記 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記 3 会計方針の変更に関する注記 4 表示方法の変更に関する注記 5 会計上の見積りの変更に関する注記 6 誤謬^(注)の訂正に関する注記 7 貸借対照表に関する注記 8 損益計算書に関する注記 9 株主資本等変動計算書に関する注記 10 税効果会計に関する注記 11 リースにより使用する固定資産に関する注記 12 金融商品に関する注記 13 賃貸等不動産に関する注記 14 持分法損益等に関する注記 15 関連当事者との取引に関する注記 16 1株当たり情報に関する注記 17 重要な後発事象に関する注記 18 連結配当規制適用会社に関する注記 19 資産除去債務に関する注記 20 その他の注記 <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次に掲げる注記表には、次に掲げる事項の記載を省略することができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会計監査人設置会社（会社法第 2 条第 11 号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の株式会社（公開会社（会社法第 2 条第 5 号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）の個別注記表 1、5、7、8 及び 10 から 18 までに掲げる事項 (2) 会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表 1、5、14 及び 18 に掲げる事項 (3) 会計監査人設置会社であつて、会社法第 444 条第 3 項に規定するもの以外の株式会社の個別注記表 14 に掲げる事項 (4) 持分会社（会社法第 575 条第 1 項に規定する会社をいう。）の個別注記表 1、5 及び 7 から 18 までに掲げる事項 	
--	--

<p>2 貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p>	
<p>3 継続企業の前提に関する注記は、当該会社の事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）における次に掲げる事項とする。</p>	
<p>(1) 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 (2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 (3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 (4) 当該重要な不確実性の影響の計算書類（会社法第 435 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）への反映の有無</p>	
<p>4 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。</p>	
<p>(1) 資産の評価基準及び評価方法 (2) 固定資産の減価償却の方法 (3) 引当金の計上基準 (4) 収益及び費用の計上基準 (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項</p>	
<p>5 会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、(4)イ及びウに掲げる事項を省略することができる。</p>	
<p>(1) 当該会計方針の変更の内容 (2) 当該会計方針の変更の理由 (3) 遡及適用（新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類に遡つて適用したと仮定して会計処理をすることをいう。以下同じ。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額</p>	
<p>(4) 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更（新たに入手可能となつた情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類の作成に当たつてした会計上の見積り（計算書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、計算書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。以下同じ。）を変更することをいう。以下同じ。）と区別することが困難なときは、イに掲げる事項を除く。）</p>	
<p>7 計算書類の主な項目に対する影響額</p>	
<p>イ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期</p>	

<p>ウ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるとせば、当該事項</p> <p>6 表示方法（計算書類の作成に当たつて採用する表示の方法をいう。以下同じ。）の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。</p> <p>(1) 当該表示方法の変更の内容 (2) 当該表示方法の変更の理由</p> <p>7 会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。</p> <p>(1) 当該会計上の見積りの変更の内容 (2) 当該会計上の見積りの変更の計算書類の項目に対する影響額 (3) 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項</p> <p>8 誤謬の訂正（当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類における誤謬（意図的でないかどにかかわらず、計算書類の作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。）を訂正したと仮定して計算書類を作成することをいう。）に関する注記は、誤謬の訂正をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。</p> <p>(1) 当該誤謬の内容 (2) 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額</p> <p>9 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項 ア 資産が担保に供されていること。 イ アの資産の内容及びその金額 ウ 担保に係る債務の金額</p> <p>(2) 保証債務、手形 遡 求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額</p> <p>(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごと、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額</p> <p>(4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額</p> <p>(5) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額</p> <p>(6) 当該株式会社の親会社株式（資産の部に計上するものを除く。）の各表示区分別の金額</p> <p>(7) 会社法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもつて計上しなければなら</p>	
--	--

<p>ない準備金又は引当金がある場合には、次に掲げる事項（イの区別をすることが困難である場合にあつては、アに掲げる事項）</p> <p>ア 当該法令の条項</p> <p>イ 当該準備金又は引当金が1年内で使用されると認められるものであるかどうかの区別</p>	
<p>(8) 第8条の規定により控除した額</p> <p>(9) 申込期日経過後における新株式申込証拠金に係る株式の発行数、資本金増加の日及び当該金額のうち資本金に繰り入れられることが予定されている金額</p> <p>(10) 会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容</p>	
<p>(11) 受取手形を割引に付し又は債務の弁済のために裏書譲渡した金額は、受取手形割引高又は受取手形裏書譲渡高の名称を付して注記しなければならない。</p> <p>(12) 前号の規定は、割引に付し又は債務の弁済のために裏書譲渡した受取手形以外の手形について準用する。ただし、この場合における割引高又は裏書譲渡高の注記は、当該手形債権の発生原因を示す名称を付して記載しなければならない。</p>	
<p>10 損益計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額</p> <p>(2) 減損損失を認識した資産又は資産グループ（複数の資産が一体となつてキャッシュ・フローを生み出す場合における当該資産の集まりをいう。以下同じ。）がある場合には、当該資産又は資産グループごとに、次に掲げる事項。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。</p>	
<p>ア 当該資産又は資産グループについて、用途、種類、場所の概要。またその他当該資産又は資産グループの内容を理解するために必要と認められる事項がある場合には、その内容</p> <p>イ 減損損失を認識するに至つた経緯</p> <p>ウ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳</p> <p>エ 資産グループがある場合には、当該資産グループに係る資産をグループ化した方法</p> <p>オ 回収可能価額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率</p>	
<p>11 株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数（種類別株式発行会社（会社法第2条第13号に規定する会社をいう。以下同じ。）にあつては、種類ごとの発行済株式の数）</p> <p>(2) 当該事業年度の末日における自己株式の数（種類別株式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の数）</p> <p>(3) 当該事業年度中に行つた剰余金の配当（当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が当該事業年度中のものを含む。）に関する次に掲げる事項その他の事項</p> <p>ア 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額</p> <p>イ 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の</p>	

<p>配当をした日においてその時の時価を付した場合にあつては、当該時価を付した後の帳簿価額)の総額</p>	
<p>(4) 当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる当該株式会社の株式の数(種類株式会社発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数)</p>	
<p>12 税効果会計に関する注記は、次に掲げるもの(重要でないものを除く。)の発生の主な原因とする。</p>	
<p>(1) 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。)</p>	
<p>(2) 繰延税金負債</p>	
<p>13 リースにより使用する固定資産に関する注記は、次に掲げる事項とする。</p>	
<p>(1) ファイナンス・リース取引の借主である事業者が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件(固定資産に限る。以下同じ。)に関する事項。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項(各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項)を含めること。</p>	
<p>ア 当該事業年度の末日における取得原価相当額</p>	
<p>イ 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額</p>	
<p>ウ 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額</p>	
<p>エ アからウまでに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項</p>	
<p>(2) ファイナンス・リース取引により使用するリース物件のドメイン名関連事業固定資産の額及びドメイン名関連事業以外の事業固定資産の額。ドメイン名関連事業固定資産については固定資産の種類別に記載すること。ただし、重要でないものは、一括して記載することができる。</p>	
<p>14 金融商品(金融資産(金融債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権(これらに準ずるものを含む。))をいう。)及び金融負債(金融債務及びデリバティブ取引により生じる債務(これらに準ずるものを含む。))をいう。以下同じ。)に関する注記は、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。</p>	
<p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p>	
<p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p>	
<p>15 賃貸等不動産(たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下同じ。)に関する注記は、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。</p>	
<p>(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項</p>	
<p>(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項</p>	
<p>16 持分法損益等に関する注記は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。ただし、(1)に定める事項については、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社(事業者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等(子会社を除く。))をいう。以下同じ。)を除外することができる。</p>	

<p>(1) 関連会社がある場合 関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額</p> <p>(2) 開示対象特別目的会社（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第4条に規定する特別目的会社（同条の規定により当該特別目的会社に対する出資者又は当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）がある場合 開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項</p> <p>17 関連当事者（会社計算規則第112条第4項に規定する関連当事者をいう。以下同じ。）との取引に関する注記は、事業者と関連当事者との間に取引（当該事業者と第三者との間の取引で当該事業者と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。）がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものとする。注記は(1)から(8)までに掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。</p> <p>(1) 当該関連当事者が会社等（会社計算規則第2条第3項第16号に規定する会社等をいう。）であるときは、次に掲げる事項</p> <p>ア その名称</p> <p>イ 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める当該事業者が有する議決権の数の割合</p> <p>ウ 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合</p> <p>(2) 当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項</p> <p>ア その氏名</p> <p>イ 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合</p> <p>(3) 当該事業者と当該関連当事者との関係</p> <p>(4) 取引の内容</p> <p>(5) 取引の種類別の取引金額</p> <p>(6) 取引条件及び取引条件の決定方針</p> <p>(7) 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高</p> <p>(8) 取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p> <p>18 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前号に規定する注記を要しない。</p> <p>(1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取その他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引</p> <p>(2) 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付</p> <p>(3) (1)、(2)に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引</p> <p>19 1株当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。</p>	
---	--

<p>(1) 1株当たりの純資産額</p> <p>(2) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額</p> <p>(3) 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後にいて株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨</p> <p>20 重要な後発事象に関する注記は、当該事業者の事業年度の末日後、当該事業者の事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事業者の。</p>	
<p>21 連結配当規制適用会社（会社計算規則第2条第3項第51号に規定する会社をいう。以下同じ。）に関する注記は、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨とする。</p>	
<p>22 資産除去債務に関する注記は、次に掲げる資産除去債務の区分に応じ、それぞれ次に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。</p>	
<p>(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの</p> <p>ア 当該資産除去債務の概要</p> <p>イ 当該資産除去債務の金額の算定方法</p> <p>ウ 当該事業年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <p>エ 当該資産除去債務の金額の見積りを変更したときは、その旨、変更の内容及び影響額</p>	
<p>(2) (1)に掲げる資産除去債務以外の資産除去債務</p> <p>ア 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない旨</p> <p>イ 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない理由</p> <p>ウ 当該資産除去債務の概要</p>	
<p>23 その他の注記は、3から22までに掲げるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。
- 2 この省令による改正後の電気通信事業会計規則の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。

○電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部改正案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>（電気通信主任技術者の選任を要しない場合）</p> <p>第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、<u>事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村（特別区を含む）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市（第七項において単に「指定都市」という。）にあつては、その区の区域）を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三万未満であるときであつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されているとき又はその事業用電気通信設備が専らドメイン名関連事業（電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）第六条第二項に規定するドメイン名関連事業をいう。）の用に供するものである場合とする。</u></p> <p>一～四 （略）</p> <p>2～7 （略）</p>	<p>（電気通信主任技術者の選任を要しない場合）</p> <p>第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、<u>事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村（特別区を含む）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市（第七項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区の区域）を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三万未満である場合であつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されている場合とする。</u></p> <p>一～四 （略）</p> <p>2～7 （略）</p>

附 則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。

○第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年十二月十九日郵政省令第九十一号）の一部改正案 新旧対照条文
 （傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>（用語） 第二条（略） 2 この省令の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。 一～四（略） 五 「一般第一種指定設備」とは、<u>第一種指定電気通信設備接続料規則</u>（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「<u>接続料規則</u>」という。）<u>第</u>四<u>条</u>の表六の二の項のうち一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能、一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能、<u>閉門交換機接続ルーティング</u>伝送機能及び表六の三の項の機能（以下別表第一及び別表第二において「<u>一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等</u>」という。）に係る設備並びにSIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能に係る設備をいう。 六・七（略）</p>	<p>（用語） 第二条（略） 2（略） 一～四（略） 五 「一般第一種指定設備」とは、<u>接続料規則</u>（平成十二年郵政省令第六十四号）<u>第</u>四<u>条</u>の表六の二の項のうち一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能、一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能、<u>閉門交換機接続ルーティング</u>伝送機能及び表六の三の項の機能（以下別表第一及び別表第二において「<u>一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等</u>」という。）に係る設備並びにSIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能に係る設備をいう。 六・七（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>別表第三〔第6条・第10条〕 (前略)</p> <p>第一部 概要紹介 1・2 (略)</p> <p>3 会計処理の基準 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他 (接続料原価及び利潤の算定上の重要な変更措置等) 4～6 (略)</p> <p>第二部・第三部 (略)</p> <p>第四部 参考情報 1・2 (略)</p> <p>3 接続料原価及び利潤の算定上の重要な変更に伴う影響額 4～7 (略)</p>	<p>別表第三〔第6条・第10条〕 (前略)</p> <p>第一部 概要紹介 1・2 (略)</p> <p>3 会計処理の基準 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他 (接続料原価算定上の重要な変更措置等) 4～6 (略)</p> <p>第二部・第三部 (略)</p> <p>第四部 参考情報 1・2 (略)</p> <p>3 接続料原価算定上の重要な変更に伴う影響額 4～7 (略)</p>

附 則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十六号)の施行の日(平成二十八年 月 日)から施行する。

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">第一種指定電気通信設備接続料規則</p> <p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 原価及び利潤の算定（第七条―第十三条）</p> <p>第五章～第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この省令は、第一種指定電気通信設備との接続に關し当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）が取得すべき接続料に關して、電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第四項第一号口の機能（以下「機能」という。）、機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法、通信量等の記録及び再計算に關する事項を定め、もつて機能ごとの接続料が、適正かつ明確に定められ、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであることを確保することを目的とする。</p> <p>(機能)</p> <p>第四条 法第三十三条第四項第一号口の総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。</p> <p>表・備考 (略)</p> <p style="text-align: center;">第四章 原価及び利潤の算定</p>	<p style="text-align: center;">接続料規則</p> <p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 原価算定（第七条―第十三条）</p> <p>第五章～第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この省令は、第一種指定電気通信設備との接続に關し当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）が取得すべき接続料に關して、電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第四項第一号口の機能（以下「機能」という。）、機能ごとの適正な原価の算定方法、通信量等の記録及び再計算に關する事項を定め、もつて機能ごとの接続料が、適正かつ明確に定められ、能率的な経営の下における原価に照らし公正妥当なものであることを確保することを目的とする。</p> <p>(機能)</p> <p>第四条 法第三十三条第四項第一号口の総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。</p> <p>表・備考 (略)</p> <p style="text-align: center;">第四章 原価算定</p>

(原価及び利潤の算定に用いる資産及び費用)

第七条 事業者は、法第三十三條第五項の機能に係る接続料にあつては前條の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づいて、それ以外の機能に係る接続料にあつては接続会計規則に規定する第一種指定設備管理部門に整理された資産及び費用に基づいて、原価及び利潤を算定しなければならない。

(接続料の原価及び利潤)

第八条 接続料(第四條の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料を除く。以下この項及び次項において同じ。)の原価及び利潤は、同條に規定する機能(同表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能を除く。以下同じ。)ごとに、当該機能に係る第一種指定設備管理運営費に第十一条から第十三條までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用、調整額及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。

2 接続料の原価及び利潤の算定期間は一年とする。ただし、次に掲げる場合は、第四條に規定する機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間を五年までの期間の範囲内とすることができる。

一 第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者が第四條に規定する機能(法第三十三條第五項の機能を除く。)を利用して提供しようとする電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものである場合

二 (略)

3 第四條の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料の原価及び利潤は、当該機能と同等の機能を用いて提供される電気通信役務に関する料金から、当該電気通信役務に関する料金の原価(営業費、減価償却費、諸税及び報酬に相当する

(原価算定に用いる資産及び費用)

第七条 事業者は、法第三十三條第五項の機能に係る接続料にあつては前條の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づいて、それ以外の機能に係る接続料にあつては接続会計規則に規定する第一種指定設備管理部門に整理された資産及び費用に基づいて、原価を算定しなければならない。

(接続料の原価)

第八条 接続料(第四條の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料を除く。以下この項及び次項において同じ。)の原価は、第四條に規定する機能(第四條の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能を除く。以下同じ。)ごとに、当該機能に係る第一種指定設備管理運営費に第十一条から第十三條までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用、調整額及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。

2 接続料の原価の算定期間は一年とする。ただし、次に掲げる場合は、第四條に規定する機能に係る接続料の原価の算定期間を五年までの期間の範囲内とすることができる。

一 第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者が第四條に規定する機能(法第三十三條第五項の機能を除く。)を利用して提供しようとする電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものであるとき。

二 (略)

3 第四條の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料の原価は、当該機能と同等の機能を用いて提供される電気通信役務に関する料金から、当該電気通信役務に関する料金の原価(営業費、減価償却費、諸税及び報酬に相当する費用)に

費用に限る。以下この項において同じ。）に対して営業費から接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載される費用に相当するものを差し引いたものが占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乘じた額を差し引いて算定するものとする。ただし、他の電気通信事業者の選択により、事業者が、当該他の電気通信事業者との間における接続の申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務を行う場合にあっては、算定して得た額に、当該業務に係る費用の料金の原価に占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乘じた額を合算して算定することができる。

(第一種指定設備管理運営費の算定)

第九条 第四条に規定する機能に係る第一種指定設備管理運営費は、同条の表の上欄に掲げる機能の区分ごとに、その対象設備等に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

2 前項の費用は、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第五の設備区分別費用明細表に記載された費用とし、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用とする。ただし、前条第二項ただし書に規定する電気通信役務を提供するために利用される第四条に規定する機能に係る第一種指定設備管理運営費は、同表様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用の額及び通信量等の実績値を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定するものとする。

(他人資本費用)

第十一条 第四条に規定する機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用 = 当該機能に係るシートベース × 他人資本比率 × 他人資本

本利率

2 第四条に規定する機能に係るシートベースの額は、次に掲げる式によ

対して営業費から接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載される費用に相当するものを差し引いたものが占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乘じた額を差し引いて算定するものとする。ただし、他の電気通信事業者の選択により、事業者が、当該他の電気通信事業者との間における接続の申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務を行う場合にあっては、算定して得た額に、当該業務に係る費用の料金の原価に占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乘じた額を合算して算定することができる。

(第一種指定設備管理運営費の算定)

第九条 第四条に規定する機能に係る第一種指定設備管理運営費は、同条の表の上欄に掲げる機能の区分ごとに、その対象設備等に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

2 前項の費用は、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第五の設備区分別費用明細表に記載された費用とし、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用とする。ただし、前条第二項ただし書に規定する電気通信役務を提供するために利用される第四条に規定する機能に係る第一種指定設備管理運営費は、接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用の額及び通信量等の実績値を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定するものとする。

(他人資本費用)

第十一条 第四条に規定する機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用 = 第四条に規定する機能に係るシートベース × 他人資本

比率 × 他人資本利率

2 第四条に規定する機能に係るシートベースの額は、次に掲げる式によ

り計算する。

$$\text{当該機能に係るリーマンズ} = (\text{対象設備等の正味固定資産価額} \times (1 + \text{繰延資産比率} + \text{投資等比率} + \text{貯蔵品比率}) + \text{運転資本}) \times \text{原価及び利潤の算定期間}$$

3 前項の対象設備等の正味固定資産価額は、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする。ただし、第八条第二項ただし書に規定する機能の対象設備等の正味固定資産価額は、同表様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額及び通信量等の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定された額とする。

4 第二項の繰延資産比率、投資等比率及び貯蔵品比率は、それぞれ、接続会計規則別表第二様式第二に記載された第一種指定設備管理部門の電気通信事業固定資産の額に対する繰延資産及び投資その他の資産（第一種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものに限る。）の額の占める比率並びに電気通信事業会計規則別表第二様式第一に記載された固定資産の額から同様式に記載された投資その他の資産の額を除いた額に対する貯蔵品の額の占める比率の実績値を基礎として算定する。

5・6 (略)

7 第一項の他人資本利子率は、社債、借入金及びリース債務（以下「有利子負債」という。）に対する利子率並びに有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとする。

り計算する。

$$\text{第四条に規定する機能に係るリーマンズ} = (\text{対象設備等の正味固定資産価額} \times (1 + \text{繰延資産比率} + \text{投資等比率} + \text{貯蔵品比率}) + \text{運転資本}) \times \text{原価の算定期間}$$

3 前項の対象設備等の正味固定資産価額は、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする。ただし、第八条第二項ただし書に規定する機能の対象設備等の正味固定資産価額は、接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額及び通信量等の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定された額とする。

4 第二項の繰延資産比率、投資等比率及び貯蔵品比率は、それぞれ、接続会計規則別表第二様式第二に記載された第一種指定設備管理部門の電気通信事業固定資産の額に対する繰延資産及び投資その他の資産（第一種指定電気通信設備の管理運営に不可欠、かつ、収益の見込まれないものに限る。）の額の占める比率並びに電気通信事業会計規則別表第二様式第一に記載された固定資産の額から同様式に記載された投資その他の資産の額を除いた額に対する貯蔵品の額の占める比率の実績値を基礎として算定する。

5・6 (略)

7 第一項の他人資本利子率は、社債及び借入金（以下「有利子負債」という。）に対する利子率並びに有利子負債以外の負債の利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとする。

8・9 (略)

(自己資本費用)

第十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、他産業における主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

$$\frac{\text{過去三年間の平均自己資本利益率} \times \text{リスク調整係数} + \text{他産業の平均自己資本利益率} \times \text{リスク調整係数}}{\text{リスク調整係数} + \text{他産業の平均自己資本利益率} \times \text{リスク調整係数}}$$

4 前項のβは、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、他産業における同様の値を勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。

5 (略)

(調整額)

第十二条の二 第四条に規定する機能に係る調整額は、次の各号に掲げる場合に β に β 、当該各号に定める式により計算する。

一 第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定する場合並びに当該原価及び利潤に基づき設定した接続料を変更する場合

調整額Ⅱ〇

二 第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定する場合であつて前号に掲げる

8・9 (略)

(自己資本費用)

第十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下同じ。）の低い金融商品の平均金利が、他産業における主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

$$\frac{\text{過去三年間の平均自己資本利益率} \times \text{リスク調整係数} + \text{他産業の平均自己資本利益率} \times \text{リスク調整係数}}{\text{リスク調整係数} + \text{他産業の平均自己資本利益率} \times \text{リスク調整係数}}$$

4 第三項のβは、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、他産業における同様の値を勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に替えて株式価格を採用することを妨げない。

5 (略)

(調整額)

第十二条の二 (略)

一 第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価を算定する場合及び当該原価に基づき設定した接続料を変更する場合

調整額Ⅱ〇

二 第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価を算定する場合であつて前号に掲げる場合以外

場合以外の場合（原価及び利潤の算定期間が一年を超える場合に限り。）並びに前項原価及び利潤に基づき設定した接続料を変更する場合

調整額＝当該機能に係る前算定期間（前算定期間及び前々算定期間が一年である場合は、前算定期間及び前々算定期間とする。以下この号において同じ。）における費用（前年度の費用については、合理的な予測に基づき算定するものとする。）＋当該機能に係る前算定期間における調整額（当該調整額に係る費用及び需要は実績値に基づき算定するものとする。）－当該機能に係る前算定期間における接続料に係る収入（前年度の需要については合理的な予測に基づき算定するものとする。）

三 前々算定期間における接続料の原価及び利潤が、第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき算定されたものである場合（前号に該当する場合を除く。）
調整額＝０

四 前々算定期間における接続料の原価及び利潤が、第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき算定されたもの（原価及び利潤の算定期間が一年を超える場合に限り。）である場合（第二号に該当する場合を除く。）
調整額＝当該機能に係る費用及び需要を実績値に基づき算定した前算定期間の調整額

五 第六条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づき接続料の原価及び利潤を算定する場合
調整額＝０

六 (略)
2 (略)

の場合（原価の算定期間が一年を超える場合に限り。）及び前項原価に基づき設定した接続料を変更する場合

調整額＝当該機能に係る前算定期間（前算定期間及び前々算定期間が一年である場合は、前算定期間及び前々算定期間とする。以下この号において同じ。）における費用（前年度の費用については、合理的な予測に基づき算定するものとする。）＋当該機能に係る前算定期間における調整額（当該調整額に係る費用及び需要は実績値に基づき算定するものとする。）－当該機能に係る前算定期間における接続料に係る収入（前年度の需要については合理的な予測に基づき算定するものとする。）

三 前々算定期間における接続料の原価が、第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき算定されたものである場合（前号に該当する場合を除く。）
調整額＝０

四 前々算定期間における接続料の原価が、第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき算定されたもの（原価の算定期間が一年を超える場合に限り。）である場合（第二号に該当する場合を除く。）
調整額＝当該機能に係る費用及び需要を実績値に基づき算定した前算定期間の調整額

五 第六条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づき接続料の原価を算定する場合
調整額＝０

六 (略)
2 (略)

(利益対応税)

第十三条 第四条に規定する機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{利益対応税} = (\text{自己資本費用} + \text{当該機能に係るリース・リース外他人資本比率} \times \text{有利子負債以外の負債比率} \times \text{利子相当率}) \times \text{利益対応税率}$$

2 前項の他人資本比率は、第十一条第一項の他人資本比率とする。

3 第一項の有利子負債以外の負債比率は、有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定する。

4 (略)

第十七条の二 第四条の表一の項(一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の機能の接続料は、回線数を単位として設定するものとする。

2 前項の機能(一般帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。)に係る原価及び利潤の総額(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。)で除して得た額をもって設定するものとする。

3 第一項の機能(特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価及び利潤の総額(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)で除して得た額をもって設定するものとする。

(利益対応税)

第十三条 第四条に規定する機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{利益対応税} = (\text{自己資本費用} + (\text{有利子負債以外の負債の額} \times \text{利子相当率}) \times \text{利益対応税率}$$

2 (略)

第十七条の二 (略)

2 前項の機能(一般帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。)に係る原価の総額(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。)で除して得た額をもって設定するものとする。

3 第一項の機能(特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価の総額(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)で除して得た額をもって設定するものとする。

<p>4 前項の規定にかかわらず、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）が零である場合にあっては、第一項の機能（特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。）の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価及び利潤の総額（き線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間の設備に係るものを除く。）を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもって設定するものとする。</p>	<p>4 前項の規定にかかわらず、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）が零である場合にあっては、第一項の機能（特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。）の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価の総額（き線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間の設備に係るものを除く。）を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもって設定するものとする。</p>
---	---

附 則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年六月十九日総務省令第六十四号）の一部改正案 新旧対照条文
 （傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>（用語）</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）、電気通信事業法施行令（以下「施行令」という。）、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）及び第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇六（略）</p>	<p>（用語）</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）、電気通信事業法施行令（以下「施行令」という。）、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）及び接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇六（略）</p>

附 則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。

○接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）の一部改正案 新旧対照条文
 （傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項、□は諮問された改正反映部分）

改 正 案	平成二十七年十月三十日付諮問第三〇七七号による改正案
<p>附 則</p> <p>155 (略)</p> <p>6 事業者は、第四条の表二の項（加入者交換機能に限る。）の機能の接続料を変更する場合には、その原価及び利潤は別表第1の1に掲げる第一種指定加入者交換機に係る設備のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤を控除して算定するものとする。</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、事業者は、平成三十一年三月三十一日までの間、その提供する電気通信役務に関する料金に及ぼす影響を緩和するため、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤の一部を加入者交換機能の接続料の原価及び利潤に加算することができる。</p> <p>8 前項の加算は、次の要件を確保するものでなければならない。</p> <p>一七七 (略)</p> <p>八 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局又は局設置遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤を超えない額を加算する</p>	<p>附 則</p> <p>155 (略)</p> <p>6 事業者は、第四条の表二の項（加入者交換機能に限る。）の機能の接続料を変更する場合には、その原価は別表第1の1に掲げる第一種指定加入者交換機に係る設備のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価を控除して算定するものとする。</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、事業者は、平成三十一年三月三十一日までの間、その提供する電気通信役務に関する料金に及ぼす影響を緩和するため、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の一部を加入者交換機能の接続料の原価に加算することができる。</p> <p>8 (略)</p> <p>一七七 (略)</p> <p>八 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局又は局設置遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価を超えない額を加算するものであ</p>

ものであること。

9 事業者は、第四条の表十二の項の機能に係る接続料を変更する場合には、その原価及び利潤は、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤（公衆電話機から発信される通信に係るものに限る。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。

10 前項の加算は、平成三十一年三月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならない。

一～五 (略)

六 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔收容装置設置局又は局設置遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤については、加算しないものであること。

11 事業者は、第四条の表一の項（基地局設備用端末回線伝送機能に限る。）の機能の接続料を変更する場合には、その原価及び利潤は第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤（基地局設備との間を伝送する設備との接続に関するものに限り、専らアナログ信号の伝送に用いられる設備との接続に関するものを除く。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。

12 前項の加算は、平成三十一年三月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならない。

ること。

9 事業者は、第四条の表十二の項の機能に係る接続料を変更する場合には、その原価は、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価（公衆電話機から発信される通信に係るものに限る。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。

10 前項の加算は、平成三十一年三月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならない。

一～五 (略)

六 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔收容装置設置局又は局設置遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、加算しないものであること。

11 事業者は、第四条の表一の項（基地局設備用端末回線伝送機能に限る。）の機能の接続料を変更する場合には、その原価は第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価（基地局設備との間を伝送する設備との接続に関するものに限り、専らアナログ信号の伝送に用いられる設備との接続に関するものを除く。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。

12 前項の加算は、平成三十一年三月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならない。

一〇四 (略)

五 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に依りて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局又は局設置遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤については、加算しないものであること。

13 〽 16 (略)

17 平成三十一年三月三十一日までの間、事業者は、自らが持株会社の子会社であつて、かつ、当該持株会社の他の子会社として他の事業者が存在する場合は、第四条の表二の項、三の四の項、四の項、五の項、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤及び通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。

18・19 (略)

一〇四 (略)

五 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に依りて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局又は局設置遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、加算しないものであること。

13 〽 16 (略)

17 平成三十一年三月三十一日までの間、事業者は、自らが持株会社の子会社であつて、かつ、当該持株会社の他の子会社として他の事業者が存在する場合は、第四条の表二の項、三の四の項、四の項、五の項、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。

18・19 (略)

附 則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。

○第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）の一部改正案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>（勘定科目、貸借対照表及び損益計算書に関する規定の準用）</p> <p>第四条 事業会計規則第五條第一項前段の規定は、事業者に準用する。この場合において、同項前段中「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（基礎的電気通信役務損益明細表については基礎的電気通信役務提供事業者に限り、指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十條第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。）」とあるのは「事業会計規則別表第二様式第一による貸借対照表及び同表様式第二による損益計算書」と読み替えるものとする。</p> <p>（個別注記表、役務別固定資産帰属明細表、移動電気通信役務収支表、接続会計報告書及び配賦整理書）</p> <p>第五條 事業者は、別表第一による個別注記表、別表第二による役務別固定資産帰属明細表、別表第三による移動電気通信役務収支表、別表第四による接続会計報告書並びに当該役務別固定資産帰属明細表及び当該移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）を作成しなければならない。</p> <p>（金額の表示の単位）</p> <p>第六條 第四條の規定により読み替えて準用する事業会計規則第五條第一項の貸借対照表及び損益計算書並びに前條の個別注記表、役務別固定資産帰属明細表及び移動電気通信役務収支表（以下「接続会計財務諸表」</p>	<p>（勘定科目、貸借対照表及び損益計算書に関する規定の準用）</p> <p>第四条 事業会計規則第五條前段の規定は、事業者に準用する。この場合において、同条前段中「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（基礎的電気通信役務損益明細表については基礎的電気通信役務提供事業者に限り、指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十條第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。）」とあるのは「事業会計規則別表第二様式第一による貸借対照表及び同表様式第二による損益計算書」と読み替えるものとする。</p> <p>（個別注記表、移動電気通信役務収支表、接続会計報告書及び配賦整理書）</p> <p>第五條 事業者は、別表第一による個別注記表、別表第二による移動電気通信役務収支表、別表第三による接続会計報告書並びに当該移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）を作成しなければならない。</p> <p>（金額の表示の単位）</p> <p>第六條 第四條の規定により読み替えて準用する事業会計規則第五條前段の貸借対照表及び損益計算書並びに第五條の個別注記表及び移動電気通信役務収支表（以下「接続会計財務諸表」という。）に掲記される</p>

という。)に掲記される科目その他の事項の金額は、千円単位又は百万円単位をもって表示することができる。

(資産及び負債・純資産に関する規定の準用)

第七条 事業会計規則第二章の規定は、接続会計財務諸表の作成について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十一条 電気通信事業と電気通信事業以外の事業又はドメイン名関連事業とドメイン名関連事業とドメイン名関連事業とドメイン名関連事業以外の事業とに共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの事業の勘定に整理しなればならない。ただし、その基準によつて整理することが著しく困難な場合は、その全部を主たる用途の事業の勘定に整理することができる。

第十一条 電気通信事業と電気通信事業以外の事業又はドメイン名関連事業とドメイン名関連事業とドメイン名関連事業以外の事業とに共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの事業の勘定に整理しなればならない。

2| 二以上の種類(別表第二の役務の種類)の欄に掲げる種類をいう。()の電気通信役務に共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの役務の勘定に整理しなればならない。

3| 前二項の場合において、当該基準によつて整理することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業の勘定又は役務の勘定に整理することができる。

(収益及び費用に関する規定の準用)

科目その他の事項の金額は、千円単位又は百万円単位をもって表示することができる。

(資産及び負債・純資産に関する規定の準用)

第七条 事業会計規則第二章の規定は、接続会計財務諸表の作成について準用する。

(収益及び費用に関する規定の準用)

第八条 事業会計規則第三章の規定は、接続会計財務諸表の作成について準用する。この場合において、同章の規定中「関連収益及び関連費用」とあるのは「関連費用及び関連収益」と、「収益及び費用」とあるのは「費用及び収益」と、「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二様式第14の表から様式第16の表まで」とあるのは「別表第三」と、「別表第二に掲げる基準」とあるのは「別表第三に掲げる基準」と読み替えるものとする。

第八条 事業会計規則第三章の規定は、接続会計財務諸表の作成について準用する。この場合において、同章の規定中「関連収益及び関連費用」とあるのは「関連費用及び関連収益」と、「収益及び費用」とあるのは「費用及び収益」と、「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二様式第14の表から様式第16の表まで」とあるのは「別表第二」と読み替えるものとする。

改 正 案

現

行

別表第二 役務別固定資産帰属明細表の様式(第5条及び第6条関係)

(新設)

役務別固定資産帰属明細表

事業者名

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

(単位 円)

役務の種類	移動電気通信役務				移動電気通信役務以外の電気通信役務	合計
	音声伝送役務		データ伝送役務			
	携帯 電話	その他 小計	携帯 電話・ BWA	その他 小計	小計	
電気通信事業固定資産						
有形固定資産						
機械設備	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額
空中線設備	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額
通信衛星設備	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額
端末設備	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額
市内線路設備	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額
市外線路設備	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額
土木設備	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額

	減價償却累計額																		
	帳簿 價額																		
海底線設備	取得 價額																		
	減價償却累計額																		
	帳簿 價額																		
	取得 價額																		
建物	減價償却累計額																		
	帳簿 價額																		
	取得 價額																		
構築物	減價償却累計額																		
	帳簿 價額																		
	取得 價額																		
機械及び裝置	減價償却累計額																		
	帳簿 價額																		
	取得 價額																		
車面及び船舶	減價償却累計額																		
	帳簿 價額																		
	取得 價額																		
工具、器具及び備品	減價償却累計額																		
	帳簿 價額																		
	取得 價額																		
休止設備	減價償却累計額																		
	帳簿 價額																		
	取得 價額																		
土地	減價償却累計額																		
	帳簿 價額																		
	取得 價額																		
リース資産	減價償却累計額																		
	帳簿 價額																		
	取得 價額																		
建設仮勘定	減價償却累計額																		
	帳簿 價額																		
	取得 價額																		
有形固定資産合計	減價償却累計額																		
	帳簿 價額																		

無形固定 資産合計	帳簿価額								
電気通信事業固定資産合計									

(記載上の注意)

- 1 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により
 ることができる。
- 2 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

別表第三 移動電気通信役務収支表の様式（第5条及び第6条関係）

移動電気通信役務収支表

事業者名 _____

事業年度 自 _____年 _____月 _____日
至 _____年 _____月 _____日

(単位 円)

役務の種類	営業収益	営業費用	(単位 円)										営業利益	摘要											
			営業費	運用費	施設保全費	共通費	管理費	試験研究費	研究費償却	減価償却費	固定資産除却費	通信設備使用料			租税公課										
移動電気通信役務																									
																		音声伝送役務	小計	計	移動電気通信役務以外の電気通信役務	計	合計		
																		携帯電話						その他	携帯電話・B/W/A
																		データ伝送役務							

(記載上の注意)

- 1 第8条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。
- (1) 二以上の種類の役務に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によって各種類の役務に配賦すること。

別表第二 移動電気通信役務収支表の様式（第5条及び第6条関係）

移動電気通信役務収支表

事業者名 _____

事業年度 自 _____年 _____月 _____日
至 _____年 _____月 _____日

(単位 円)

役務の種類	営業収益	営業費用	(単位 円)										営業利益	摘要									
			営業費	運用費	施設保全費	共通費	管理費	試験研究費	研究費償却	減価償却費	固定資産除却費	通信設備使用料			租税公課								
移動電気通信役務																							
																		携帯電話	PHS	その他の移動体通信	小計	データ伝送役務	計
																		音声伝送役務					
																		移動電気通信役務以外の電気通信役務	計	合計			

(記載上の注意)

- 1 (略)

(2) · (3) (略)
2 · 3 (略)

(1) · (2) (略)
2 · 3 (略)

別表第四 (第5条、第9条及び第10条関係)

接続会計報告書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

総務大臣 殿 年 月 日提出

会社名 _____ 印
代表者の役職氏名 _____
(代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)
本店の所在の場所 _____
電話番号 _____
連絡者 _____
接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所名称 _____ 所在地 _____

第一部 概要紹介

- 1～3 (略)
- 4 接続会計財務諸表の構成
 - (1)～(3) (略)
 - (4) 役員別固定資産帰属明細表
 - (5) (略)
 - 5・6 (略)
- 第二部 (略)
- 第三部 接続会計財務諸表
 - 1～3 (略)
 - 4 役員別固定資産帰属明細表 (別表第二の様式による)
 - 5 移動電気通信役務収支表 (別表第三の様式による)
- 第四部 参考情報
 - 1 (略)
 - 2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し取得すべき金額の、原価及び利潤の算定上の重要な変更に伴う影響額
 - 3～5 (略)

別表第三 (第5条、第9条及び第10条関係)

接続会計報告書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

総務大臣 殿 年 月 日提出

会社名 _____ 印
代表者の役職氏名 _____
(代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)
本店の所在の場所 _____
電話番号 _____
連絡者 _____
接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所名称 _____ 所在地 _____

第一部 概要紹介

- 1～3 (略)
- 4 接続会計財務諸表の構成
 - (1)～(3) (略)
 - (4) (略)
 - 5・6 (略)
- 第二部 (略)
- 第三部 接続会計財務諸表
 - 1～3 (略)
 - 4 移動電気通信役務収支表 (別表第二の様式による)
- 第四部 参考情報
 - 1 (略)
 - 2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し取得すべき金額の、原価算定上の重要な変更に伴う影響額
 - 3～5 (略)

附 則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十六号)の施行の日(平成二十八年 月 日)から施行し、施行の日以後を開始する事業年度から適用する。

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を施行するため、第二種指定電気通信設備接続料規則を次のように定める。

平成二十八年 月 日

総務大臣 山本 早苗

第二種指定電気通信設備接続料規則

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 機能（第四条）

第三章 原価及び利潤の算定（第五条―第十条）

第四章 接続料設定（第十一条―第十五条）

第五章 精算（第十六条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この省令は、第二種指定電気通信設備との接続に関し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）が取得すべき金額（以下「接続料」という。）に関して、電気通信事業法（以下「法」という。）第三十四条第三項第一号口の機能（以下「機能」という。）、機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法並びに精算に関する事項を定め、もって機能ごとの接続料が、適正かつ明確に定められ、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを確保することを目的とする。

(用語)

第二条 この省令において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）及び電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）及び第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号。以下「接続会計規則」という。）において使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 第二種指定中継交換機 主として音声伝送役務の提供に用いられる第二種指定中継系交換設備をいう。
- 二 第二種指定設備管理運営費 第二種指定電気通信設備の管理運営に必要な費用の総額をいう。

(遵守義務)

第三条 事業者は、機能ごとの接続料に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によらないことができる。

第二章 機能

(機能)

第四条 法第三十四条第三項第一号口の総務省令で定める機能は、次の各号に掲げる機能の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

- 一 音声伝送交換機能 第二種指定中継交換機により音声その他の音響の伝送交換を行う機能
- 二 データ伝送交換機能 第二種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）が設置する当該電気通信設備と第二種指定電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続した上で、当該他事業者が設置する電気通信設備

と特定移動端末設備との間で専ら符号又は影像の伝送交換を行う機能（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五の無線設備であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのものを使用して、符号又は影像の伝送交換を行うものを除く。）。

三 番号ポータビリティ転送機能 番号ポータビリティ（第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第四条の表二の項に規定するものをいう。）により、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能

四 ショートメッセージ伝送交換機能 特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換を行う機能

第三章 原価及び利潤の算定

（原価及び利潤の算定に用いる費用及び資産）

第五条 事業者は、接続会計規則別表第三の移動電気通信役務収支表に整理された費用及び接続会計規則別

表第二の役務別固定資産帰属明細表に整理された資産に基づいて、接続料の原価及び利潤を算定しなければならぬ。

(接続料の原価及び利潤)

第六条 接続料の原価は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第二種指定電気通信設備管理運営費とする。

2 接続料の利潤は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において、算定に用いる資産の額は、当該機能に係る接続料の利潤の算定期間に係る貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをいうとする。

3 接続料の原価及び利潤の算定期間は一年とする。

(第二種指定設備管理運営費の算定)

第七条 第四条各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該機能の区分ごとに、当該機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象

設備等」という。)に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

2 前項の費用は、接続会計規則別表第三の移動電気通信役務収支表に記載された費用を基礎として算定する。

(他人資本費用)

第八条 第四条各号に掲げる機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用＝当該機能に係るリースベース×他人資本比率×他人資本利率

2 第四条各号に掲げる機能に係るリースベースの額は、次に掲げる式により計算する。

当該機能に係るリースベース＝対象設備等の正味固定資産価額＋繰延資産＋投資その他の資産＋貯蔵品＋

繰延資本

3 前項の対象設備等の正味固定資産価額は、接続会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする。

4 第二項の繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額は、接続会計規則第四条の規定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則第五条第一項前段の規定に基づき作成する貸借対照表に記載された繰延資

産、投資その他の資産及び貯蔵品の額のうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものを基礎として算定する。

5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。

対象設備等の第二種指定設備管理運営

運転資本＝費（減価償却費、固定資産除却損及び

借入金及びリース債務（以下「有利子負債」という。）に対する利

三田六十五田

第四条各号に掲げる機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

6 第一項の他人資本比率は、負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定する。

7 第一項の他人資本利子率は、社債、借入金及びリース債務（以下「有利子負債」という。）に対する利子率並びに有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとす。

8 前項の有利子負債に対する利子率は、有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定する。

9 第七項の有利子負債以外の負債に対する利子相当率は、当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運

用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値として総務大臣が別に告示する値とする。

(自己資本費用)

第九条 第四条各号に掲げる機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{自己資本費用} = \text{自己資本比率} \times \text{前項の自己資本比率} \times \text{自己資本利益率}$$

2 前項の自己資本比率は、一から前条第一項の他人資本比率を差し引いたものとする。

3 第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値を基礎とした合理的な値とする。

$$\text{期待自己資本利益率} = \text{リスクの低い金融商品の自己資本利益率} + \beta \times (\text{主要企業の自己資本利益率} - \text{リスクの低い金融商品の自己資本利益率})$$

4 前項の β は、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、移動電気通信事業（その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業をいう。）に係るリスク及び当該事業者の財務状況に係るリスク

を勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。

(利益対応税)

第十条 第四条各号に掲げる機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{利益対応税} = (\text{自己資本利益率} + \text{負債比率に占めるリース・リース外負債以外の負債比率}) \times \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率}$$

2 前項の他人資本比率は、第八条第一項の他人資本比率とする。

3 第一項の有利子負債以外の負債比率は、有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定する。

4 第一項の利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計を基礎として算定された値とする。

第四章 接続料設定

(接続料設定の原則)

第十一条 接続料は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当

該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。

2 前項の需要は、当該接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値とする。

3 接続料の体系は、当該接続料に係る第二種指定設備管理運営費の発生の様態を考慮し、回線容量、通信回数、通信時間等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。

4 接続料の水準は、当該接続料が事業者と他事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるように設定するものとする。

（音声伝送交換機能の接続料）

第十二条 第四条第一号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

（データ伝送交換機能の接続料）

第十三条 第四条第二号に掲げる機能の接続料は、回線容量を単位として設定するものとする。

（番号ポータビリティ転送機能の接続料）

第十四条 第四条第三号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

（ショートメッセージ伝送交換機能の接続料）

第十五条 第四条第四号に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

第五章 精算

第十六条 事業者は、法第三十四条第六項の規定による会計の整理の結果及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定めた接続料の変更前後の差額に当該機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあつては、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「第二種指定事業者」という。）は、現に電気通信事業法（以下「法」という。）第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款について、この省令の定めるところに合致させるため、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても同項の規定に基づく変更の届出をすることができる。
- 3 総務大臣は、前項の変更の届出について、施行日前においても第三条の規定に基づく承認を行うことができる。
- 4 第二種指定事業者は、施行日までに附則第二項の規定による届出をしない場合は、この省令の施行の際現に法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款について、この省令の規定に合致させるため、施行日から三月以内に同項の規定に基づく変更の届出をしなければならない。
- 5 この省令の施行の際現に法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款は、前項の変更届出があるまでの間は、この省令の規定に合致しているものとみなす。

○平成十四年総務省告示第七十二号（他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件）一部改正案
新旧対照条文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>別表に掲げる電気通信事業者が設置する第一号から第六号までに掲げる電気通信設備</p> <p>一 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の九の二第三項第一号の交換設備（ルータにあつては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるものうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）</p> <p>二 施行規則第二十三条の九の二第三項第一号口の交換設備相互間に設置される伝送路設備</p> <p>三 施行規則第二十三条の九の二第三項第二号の伝送路設備</p> <p>四〇六（略）</p> <p>別表（略）</p>	<p>別表に掲げる電気通信事業者が設置する第一項から第六項までに掲げる電気通信設備。</p> <p>一 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の九の二第四項第一号の交換設備（ルータにあつては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるものうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）</p> <p>二 施行規則第二十三条の九の二第四項第一号口の交換設備相互間に設置される伝送路設備</p> <p>三 施行規則第二十三条の九の二第四項第二号の伝送路設備</p> <p>四〇六（略）</p> <p>別表（略）</p>

附 則

この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の三第二項の規定に基づき、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号口の電気通信設備を次のように指定する。

平成二十八年 月 日

総務大臣 山本 早苗

次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの

一 固定端末系伝送路設備（加入者側終端装置、第一種指定市内交換局に設置される主配線盤、加入者系半固定パス伝送装置、光信号用の屋内配線設備（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限る。）及び加入者線終端装置を含む。）

二 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）第二十条の二第四項第一号の交換等設備（次に掲げるものについては、それぞれに掲げる条件に該当するものに限る。）

イ ルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備への振り分け機能を有すること又は当該機能を有するルータと相互に対向すること

- ロ デジタル加入者回線アクセス多重化装置（国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告G. 992. 1A AnnexC又はG. 992. 2 AnnexCに準拠する伝送方式によるものに限る。）又はデジタル加入者回線信号分離装置 接続を請求する電気通信事業者が同種の設備を設置することができない場所に設置されていること
- 三 施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備
- 四 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- 五 SIPサーバ
- 六 電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御局及びサービス制御統括局
- 七 PHSの役務を提供する電気通信事業者との接続に用いるPHS加入者モジュール並びに端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局及びサービス制御統括局
- 八 公衆電話機及びこれに付随する設備
- 九 電気通信番号の案内又は手動による通信に用いられる交換機（第二項に掲げるものを除く。）、案内台装置及び伝送路設備（第一項又は第三項に掲げるものを除く。）
- 十 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第一項、第三項、第四項又は前項に掲げるものを除く。）

附 則

この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。

別表

単位指定区域	電気通信事業者
愛知県	中部テレコムユニケーション株式会社
滋賀県	株式会社ケイ・オプティコム
京都府	株式会社ケイ・オプティコム
大阪府	株式会社ケイ・オプティコム
兵庫県	株式会社ジェイコムウエスト
奈良県	株式会社ケイ・オプティコム
	株式会社ジェイコムウエスト
	株式会社ケイ・オプティコム
	近鉄ケーブルネットワーク株式会社
和歌山県	株式会社ケイ・オプティコム

徳島県	株式会社STNet
香川県	株式会社STNet
福岡県	株式会社ジエイコム九州
沖縄県	沖縄通信ネットワーク株式会社

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の四第三項の規定に基づき、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号二の電気通信設備を次のように指定する。

平成二十八年 月 日

総務大臣 山本 早苗

Wireless City Planning株式会社が設置する第一項から第六項までに掲げる電気通信設備

- 一 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）第二十条の九の二第三項第一号の交換設備（ルータにあつては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるものうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）
- 二 施行規則第二十三条の九の二第三項第一号口の交換設備相互間に設置される伝送路設備
- 三 施行規則第二十三条の九の二第三項第二号の伝送路設備
- 四 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- 五 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局

六 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第二項から前項までに掲げるものを除く。）

附 則

この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案

新旧対照表

※電気通信事業法施行令のみ抜粋

○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特殊の関係）</p> <p>第一条 電気通信事業法（以下「法」という。）第十二条の二第四項第一号二の政令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。</p> <p>一 当該法人が当該電気通信事業者たる法人の関連会社等であること。</p> <p>二 当該電気通信事業者たる法人が当該法人（当該電気通信事業者たる法人との間に前号に掲げる関係がある法人を除く。）の関連会社等であること。</p> <p>三 当該法人が当該電気通信事業者たる法人を子会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。次項において同じ。）とする法人の関連会社等（当該電気通信事業者たる法人との間に前二号に掲げる関係がある法人を除く。）であること。</p> <p>2 前項の「関連会社等」とは、会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）（当該会社等の子会社等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該会社等の役員若</p>	

しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等（子会社等を除く。）として総務省令で定めるものをいう。

（情報通信の技術を利用した提供）

第二条 電気通信事業者は、法第二十六条の二第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、利用者（同条第一項に規定する利用者を用いる。次項において同じ。）に対し、その用いる同条第二項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た電気通信事業者は、当該利用者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用者に対し、法第二十六条の二第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（登録講習機関に係る登録の有効期間）

第三条 法第八十五条の四第一項の政令で定める期間は、三年とする。

第四条～第九条 （略）

（あつせん等の対象となる協定等）

第十条 法第一百五十七条第一項の政令で定める協定又は契約は、次に

（登録講習機関に係る登録の有効期間）

第一条 電気通信事業法（以下「法」という。）第八十五条の四第一項の政令で定める期間は、三年とする。

第二条～第七条 （略）

（あつせん等の対象となる協定等）

第八条 法第一百五十七条第一項の政令で定める協定又は契約は、次に

掲げるものとする。

一 (略)

二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務及びこれに付随する業務その他業務の委託に関する協定又は契約

三 前二号に掲げるもののほか、電気通信役務の円滑な提供の確保のためのデータベース（法第十二条の二第四項第二号ロに規定する利用者に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）、自家発電設備その他の総務省令で定める設備の利用又は運用に関する協定又は契約

（関係行政機関の長との協議等）

第十一条 法第六十八條の政令で定める総務省令は、次に掲げる総務省令とする。

一 法第二十六條第一項の総務省令（媒介等業務受託者に関し定められるものに限る。）

二 (略)

2 法第六十八條の政令で定める命令その他の処分は、次に掲げる命令その他の処分とする。

一 (略)

二 法第二十九條第二項の規定に基づく命令（電気通信事業に関し行われるもの）又は媒介等業務受託者に対し行われるものに限る。

掲げるものとする。

一 (略)

二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理その他業務の委託に関する協定又は契約

三 前二号に掲げるもののほか、電気通信役務の円滑な提供の確保のためのデータベース（法第十八條第三項に規定する利用者に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）、自家発電設備その他の総務省令で定める設備の利用又は運用に関する協定又は契約

（関係行政機関の長との協議等）

第九条 法第六十八條の政令で定める総務省令は、次に掲げる総務省令とする。

一 法第二十六條の総務省令（電気通信役務を定めるものを除き、電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者に関し定められるものに限る。）

二 (略)

2 法第六十八條の政令で定める命令その他の処分は、次に掲げる命令その他の処分とする。

一 (略)

二 法第二十九條第二項の規定に基づく命令（電気通信事業又は電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、

)

三・四 (略)

3～5 (略)

第十二条・第十三条 (略)

別表第一 (第八条関係)

一～三 (略)

別表第二 (第十三条関係)

(略)

取次ぎ若しくは代理を業として行う者に関し行われるものに限る
)

三・四 (略)

3～5 (略)

第十条・第十一条 (略)

別表第一 (第六条関係)

一～三 (略)

別表第二 (第十一条関係)

(略)

○工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）の一部改正案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>（工事担任者を要しない工事）</p> <p>第三条 法第七十一条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次とおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 適合表示端末機器、電気通信事業法施行規則第三十二条第一項第四号に規定する端末設備、同項第五号に規定する端末機器又は同項第七号に規定する端末設備を総務大臣が別に告示する方式により接続するとき。</p>	<p>（工事担任者を要しない工事）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 適合表示端末機器又は法第五十二条第一項の規定に基づき総務大臣の認可を受けて定める技術的条件に適合していること（同項に規定する技術基準に適合していることを含む。）について法第五十三条第一項に規定する登録認定機関若しくは法第百四条第二項に規定する承認認定機関が認定した端末機器を総務大臣が別に告示する方式により接続するとき。</p>

附 則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。

○電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部改正案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改正案			現行		
(電気通信役務契約等状況報告等) 第二条 (略)			(電気通信役務契約等状況報告等) 第二条 (略)		
報告対象役務	報告対象事業者	様式番号	報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
仮想移動電気通信サービス	仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置していない電気通信事業者であつて、毎四半期末における仮想移動電気通信サービス（当該基地局を設置している電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の契約数が三万未満であるものを除く。）	様式第十五の二	(略)	(略)	(略)

ドメイン名電気通信役務	ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者	様式第十五の三
-------------	-------------------------	---------

254 (略)

(特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の業務に係る収益報告等)

第四条 電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ニに規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の提供の業務を行う電気通信事業者は、様式第二十三により、毎報告年度経過後三月以内に、当該報告年度の当該業務に係る収益について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

第四条の二 電気通信事業法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十三の二により、毎報告年度経過後三月以内に、その特定関係法人である電気通信事業者の名称について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(契約代理業者への支払金支出状況報告)

第四条の三 電気通信回線設備を設置して携帯電話又はPHSの電気通信役務を提供する電気通信事業者は、契約代理業者への支払金(電気通信事業者が当該電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者に対して支払う金銭をいう。以下同じ。)の支出状況について、様式第二十三の三により、毎四半期経過後一月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(卸電気通信役務の提供に関する報告)

第四条の四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特

254 (略)

(特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の業務に係る収益報告)

第四条 電気通信事業法第三十四条第一項に規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の提供の業務を行う電気通信事業者は、様式第二十三により、毎報告年度経過後三月以内に、当該報告年度の当該業務に係る収益について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(契約代理業者への支払金支出状況報告)

第四条の二 電気通信回線設備を設置して携帯電話又はPHSの電気通信役務を提供する電気通信事業者は、契約代理業者への支払金(電気通信事業者が当該電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者に対して支払う金銭をいう。以下同じ。)の支出状況について、様式第二十三の二により、毎四半期経過後一月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。以下この条において同じ。）は、当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者（その提供を受ける当該伝送路設備を用いる電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話又はBWAアクセスサービス（無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。）（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。）向けに提供するものを除く。）に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。）又はその提供を受ける卸電気通信役員に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上のもの（以下「卸先電気通信事業者」という。）に対して、卸電気通信役務の提供の業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第二十三の四により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

- 一 当該卸先電気通信事業者の氏名又は名称
- 二 当該卸先電気通信事業者が提供を受ける卸電気通信役務（以下「提供卸電気通信役務」という。）の内容

- 三 当該提供卸電気通信役務に関する料金
 - 四 当該提供卸電気通信役務に関して、当該卸先電気通信事業者に
対して支払う金銭等（金銭その他の財産をいう。）
 - 五 当該伝送路設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通
信事業者の責任に関する事項
 - 六 当該伝送路設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通
信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項
 - 七 電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の
方法
 - 八 電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、そ
の事項
 - 九 重要通信の取扱方法
 - 十 当該提供卸電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的
事項
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、当該卸先電気通信事業者若しく
はその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供
卸電気通信役務の提供条件又は当該卸先電気通信事業者若しくは
その利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸
電気通信役務の提供の業務と併せて行う業務の条件に関する事項
があるときは、その事項
 - 十二 有効期間を定めるときは、その期間
- 2) 前項の報告をした者は、当該報告をした事項に変更があつたとき
は、様式第二十三の五により、当該事項に関する契約書その他の書
面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなけ
ればならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 3| 第一項の報告をした者は、同項に規定する業務を行わなくなつたときは、様式二十三の六により、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。
- 4| その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者が、第一項第二号から第十二号までに掲げる事項について契約約款を定め、総務大臣に報告するとともに、これを公表しているときには、当該契約約款による提供卸電気通信役務の提供の業務については、同項の規定は適用しない。
- 5| 前項の規定による報告をしようとする者は、様式二十三の七により、同項の契約約款を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- 6| 第四項の規定により報告した契約約款の変更の届出をしようとする者は、様式二十三の七により、当該契約約款の新旧対照を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- 7| 第四項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所（商業登記簿に登録した本店又は支店に限る。）において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

様式第15の3 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約状況報告

契約数

年 月 日現在

サービスの種類

事業者名

契 約 数

電気通信事業法施行規則 (以下「施行規則」という。) 第59条の2第1項第1号イに掲げるもの ()

施行規則第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの ()

施行規則第59条の2第1項第2号に掲げるもの ()

参 考 事 項

- 注1 「電気通信事業法施行規則 (以下「施行規則」という。) 第59条の2第1項第1号イに掲げるもの」及び「施行規則第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの」の欄は、ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部ごとに記載すること。この場合において、括弧内には、当該ドメイン名の一部を記載すること。
- 2 記載するドメイン名の一部の数に及び、項を適宜増減すること。
 - 3 一の契約で複数のドメイン名電気通信役務を提供する契約形態の場合は、当該ドメイン名電気通信役務の数を契約数として報告すること。
 - 4 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 23 (第 4 条関係)

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる
電気通信役務の提供の業務に係る収益報告

年 4 月 1 日から
年 3 月 31 日まで

事業者名 _____

(単位 円)

電気通信事業営業収益	
------------	--

様式第 23 (第 4 条関係)

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる
電気通信役務の業務に係る収益報告

年 4 月 1 日から
年 3 月 31 日まで

事業者名 _____

(単位 円)

電気通信事業営業収益	
附帯事業営業収益	
合 計	

注 1 ~ 3 (略)

注 1 「附帯事業営業収益」の欄には、端末販売収入等特定移動端末設備に係る収入について項目ごとに記載すること。

2 ~ 4 (略)

第30条第1項の規定により指定された電気通信事業者の
特定関係法人である電気通信事業者に係る報告

年4月1日から
年3月31日まで

事業者名 _____

特定関係法人である電気通信 事業者の名称	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 23 の 3 (第 4 条の 3 関係)

契約代理業者への支払金支出状況報告

(略)

様式第 23 の 2 (第 4 条の 2 関係)

契約代理業者への支払金支出状況報告

(略)

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる
 電気通信役務の提供業務に関する報告

年 月 日

事業者名 _____

卸先電気通信事業者の氏名又は名称			
当該提供卸電気通信役務の内容			
当該提供卸電気通信役務に関する料金			
当該提供卸電気通信役務に関して、当該卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等（金銭その他の財産をいう。）			
当該伝送路設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者の責任に関する事項			
当該伝送路設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項			
電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法			
電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、その事項			
重要通信の取扱方法			
当該提供卸電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項			
上記に掲げるもののほか、当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供条件又は当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供の業務と併せて行う業務の条件に関する事項があるときは、その事項			
有効期間を定めるときは、その期間			

注 1 添付する契約書その他の書面の写しに記載がある項目については、該当箇所を示すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 23 の 5 (第 4 条の 4 第 2 項関係)

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる
即電気通信役務の提供業務変更の報告

年 月 日

事業者名 _____

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更した年月日		
変更の理由		

注 1 添付する契約書その他の書面の写しに記載がある項目については、該当箇所を示すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第23の6（第4条の4第3項関係）

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる
電気通信役務の提供業務に関する第4条の4第3項の報告

年 月 日

事業者名 _____

第4条の4第1項に規定する業務
を行わなくなった年月日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第23の7（第4条の4第5項、第6項関係）

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる
電気通信役務に関する契約約款設定（変更）の報告

年 月 日

事業者名 _____

設定（変更）期日	
設定（変更）を必要とする理由	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行し、報告期限が施行日以後である報告から適用する。

(経過措置)

2 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年総務省令第 号）の施行により新たにその一端が電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第四条の四第一項に規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者に該当することとなったものは、前報告年度（この省令の施行による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）第一条第二項第一号に規定する報告年度をいう。）及び前々報告年度に係る新報告規則第三条第二項の規定による書面等を新報告規則の施行の日（以下「施行日」という。）から一月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

3 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令の施行により新たに新施行規則第四条の四第一項に規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の提供の業務を行う電気通信事業者に該当することとなったものは、前報告年度に係る新報告規則第四条の規定による書面等を施行日から三月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>（用語）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、日本電信電話株式会社等に関する法律（以下「法」という。）、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）、<u>第一種指定電気通信設備接続料規則</u>（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「<u>接続料規則</u>」という。）及び<u>接続料規則の一部を改正する省令</u>（平成十七年総務省令第十四号。以下「<u>改正接続料規則</u>」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>（特定接続料の算定方法）</p> <p>第四条 法附則第十六条第二項の総務省令で定める方法は、各事業年度において前条に規定する接続料を算定する際に用いた方法（改正接続料規則附則第十七項に規定する方法を除く。）と同一の方法とする。ただし、<u>接続料規則</u>第八条及び第十四条の規定の適用については、東会社の原価及び利潤並びに通信量等と西会社の原価及び利潤並びに通信量等とを合算して算定するものとする。</p> <p>（交付金額の算定方法）</p> <p>第五条 法附則第十六条第一項の総務省令で定める方法により算定した額（以下「交付金額」という。）は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。</p> <p>一 東会社の、イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 第三条に規定する機能ごとに、算定値（同条に規定する機能ごと</p>	<p>（用語）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、日本電信電話株式会社等に関する法律（以下「法」という。）、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）、<u>接続料規則</u>（平成十二年郵政省令第六十四号）及び<u>接続料規則の一部を改正する省令</u>（平成十七年総務省令第十四号。以下「<u>改正接続料規則</u>」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>（特定接続料の算定方法）</p> <p>第四条 法附則第十六条第二項の総務省令で定める方法は、各事業年度において前条に規定する接続料を算定する際に用いた方法（改正接続料規則附則第十七項に規定する方法を除く。）と同一の方法とする。ただし、<u>接続料規則</u>第八条及び第十四条の規定の適用については、東会社の原価及び通信量等と西会社の原価及び通信量等とを合算して算定するものとする。</p> <p>（交付金額の算定方法）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 第三条に規定する機能ごとに、算定値（同条に規定する機能ごと</p>

<p>2 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>に、東会社の原価及び利潤並びに通信量等と西会社の原価及び利潤並びに通信量等とを合算しないで前条（ただし書を除く。）に規定する方法を用いて算定した値をいう。以下同じ。）に他事業者に係る需要の実績値を乗じて得た額を合計した額</p>	<p>2 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>に、東会社の原価及び通信量等と西会社の原価及び通信量等とを合算しないで前条（ただし書を除く。）に規定する方法を用いて算定した値をいう。以下同じ。）に他事業者に係る需要の実績値を乗じて得た額を合計した額</p>
---	---

附 則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。

○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令（平成十四年総務省令第五十七号）の一部改正案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項に規定する侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 侵害情報に係るアイ・ピー・アドレス（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第六十四条第二項第三号に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。）</p> <p>五 侵害情報に係る携帯電話端末又はPHS端末（以下「携帯電話端末等」という。）からのインターネット接続サービス利用者識別符号（携帯電話端末等からのインターネット接続サービス（利用者の電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（端末設備（同法第五十二条第一項に規定する端末設備をいう。）又は自営電気通信設備（同法第七十条第一項に規定する自営電気通信設備をいう。）と接続される伝送路設備をいう。）のうちその一端がブラウザを搭載した携帯電話端末等と接続されるもの及び当該ブラウザを用いてインターネット</p>	<p>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項に規定する侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 侵害情報に係るIPアドレス（インターネットに接続された個々の電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を識別するために割り当てられる番号をいう。）</p> <p>五 侵害情報に係る携帯電話端末又はPHS端末（以下「携帯電話端末等」という。）からのインターネット接続サービス利用者識別符号（携帯電話端末等からのインターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（端末設備（電気通信事業法第五十二条第一項に規定する端末設備をいう。）又は自営電気通信設備（同法第七十条第一項に規定する自営電気通信設備をいう。）と接続される伝送路設備をいう。）のうちその一端がブラウザを搭載した携帯電話端末等と接続されるもの及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務（同法第二条第三号に規</p>

ネットへの接続を可能とする電気通信役務（同法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）をいう。以下同じ。）の利用者をインターネットにおいて識別するために、当該サービスを提供する電気通信事業者（同法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）により割り当てられる文字、番号、記号その他の符号であつて、電気通信（同法第一条第一号に規定する電気通信をいう。）により送信されるものをいう。以下同じ。）

六（略）

七 第四号のアイ・ピー・アドレスを割り当てられた電気通信設備、第五号の携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別符号に係る携帯電話端末等又は前号のSIMカード識別番号（携帯電話端末等からのインターネット接続サービスにより送信されたものに限る。）に係る携帯電話端末等から開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻

定する電気通信役務をいう。）をいう。以下同じ。）の利用者をインターネットにおいて識別するために、当該サービスを提供する電気通信事業者（同法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）により割り当てられる文字、番号、記号その他の符号であつて、電気通信（同法第一条第一号に規定する電気通信をいう。）により送信されるものをいう。以下同じ。）

六（略）

七 第四号のIPアドレスを割り当てられた電気通信設備、第五号の携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別符号に係る携帯電話端末等又は前号のSIMカード識別番号（携帯電話端末等からのインターネット接続サービスにより送信されたものに限る。）に係る携帯電話端末等から開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻

附 則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。

○平成六年総務省告示第七十二号（端末設備であつて電波を使用するものうち、利用者からの接続の請求を拒めないもの）の一部改正案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>二 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備との接続において電波を使用する端末設備</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 無線設備規則第四十九条の二十第一号から第五号までに規定する小電力データ通信システムの無線局の無線設備を使用する端末設備</p> <p>9～12 (略)</p>	<p>二 (略)</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 無線設備規則第四十九条の二十第一号から第三号までに規定する小電力データ通信システムの無線局の無線設備を使用する端末設備</p> <p>9～12 (略)</p>

附 則

この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。

○平成十三年総務省告示第三百九十五号（電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件）の一部改正案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>第一条 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の四第二項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 端末系伝送路設備の敷設概況等に関する次の事項</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 光信号用の伝送路設備が敷設されている収容局ごとの光配線区画に設置されている全ての電柱等の位置情報</p> <p>ニ・リ (略)</p> <p>三・七 (略)</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 光信号用の伝送路設備が敷設されている収容局ごとの光配線区画の外縁に位置している電柱等の位置情報</p> <p>ニ・リ (略)</p> <p>三・七 (略)</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部改正案 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
別表第二号 電波を使用する端末機器の測定方法 一～二十四 (略) 二十五 <u>小電力データ通信システム端末(無線設備規則第四十九条の二十</u> <u>第一号から第五号までに規定する無線局の無線設備をいう。)</u> の電氣的 <u>条件等</u> <u>別表第一号四3に同じ。</u>	別表第二号 電波を使用する端末機器の測定方法 一～二十四 (略)

附 則

この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。

○平成二十三年総務省告示第八十七号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電气的条件等を定める件）の一部改正案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末 第1～6 (略)</p> <p><u>第7 無線設備規則第四十九条の二十第一号から第五号までに規定する小電力データ通信システムの無線局の無線設備を使用する端末設備の電气的条件等</u></p> <p><u>1 識別符号の符号長</u></p> <p>識別符号の符号長は、48 ビット以上であること。ただし、<u>5,150MHzを超え5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,725MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、19 ビット以上であること。</u></p> <p><u>2 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定</u></p> <p><u>使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の方法によるものであること。ただし、5,150MHzを超え5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,725MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、他の無線設備から送受信を制御されている場合及び送受信を行った無線設備が当該判定後 4 ミリ秒以内に送信を再開する場合は、当該判定を省略することができる。</u></p>	<p>別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末 第1～6 (略)</p>

<p>(1) <u>2,400MHz以上2,483.5MHz以下の周波数の電波を使用するもの</u>にあつては、他の無線局から発射される電波を検出し、又は受信信号と拡散のための信号を演算し信号レベルを検出することにより判定を行う。ただし、通信品質劣化時に通信路の切断を行う機能を有するものにあつては、通信路の正常性を確認することにより判定を行うことができる。</p> <p>(2) <u>2,471MHz以上2,497MHz以下の周波数の電波を使用するもの</u>にあつては、他の無線局から発射される電波を検出し、又は受信信号と拡散のための信号を演算し信号レベルを検出することにより判定を行う。</p> <p>(3) <u>5,150MHzを超え5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,725MHz以下の周波数の電波を使用するもの</u>については、通信の相手方以外の無線局の無線設備から発射された電波を受信し、受信空中線の最大利得方向における電界強度が毎メートル100ミリボルトを超える場合に当該無線設備が発射する周波数の電波と同一の周波数の電波の発射を行わないものであること。</p>	
---	--

附 則

この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の九の五第二項の規定に基づき、情報の開示に関する事項を次のように定める。

平成二十八年 月 日

総務大臣 山本 早苗

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

（開示される情報）

第二条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。

- 一 接続協議等に関する情報
- 二 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第二種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務のカバーエリア
- 三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者（第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者をいう。以下この号において同じ。）による電気通信役務（第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備により提供されるもの）

限る。)の提供に用いられる当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等を行うシステム、SIMカード、特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験又はふくそう、事故等により当該電気通信事業者の電気通信業務の提供に生じた支障に係る情報

(開示の方法)

第三条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報の開示は、次のとおり行うものとする。

- 一 情報の開示は無償でこれを行うものとする。
- 二 前条第一号及び第二号に掲げる情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とすることとし、同条第三号に掲げる情報は開示の請求があつた者に限り開示するものとする。
- 三 情報の更新周期は極力短期間とし、情報の更新に際しては更新情報を明示するものとする。

附 則

この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十二条第一項第七号の規定に基づき、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 山本 早苗

一 米国電気電子学会が定める標準規格のうち、次のいずれかのもの

- 1 I E E E 802. 11b
- 2 I E E E 802. 11a
- 3 I E E E 802. 15. 1
- 4 I E E E 802. 11g
- 5 I E E E 802. 11n
- 6 I E E E 802. 11ac

二 国際標準化機構が定める標準規格のうち、次のいずれかのもの

- 1 I S O 8802-3 Section 14
- 2 I S O 8802-3 Section 25

附 則

この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第五十九条の二第一項第一号イの規定に基づき、総務大臣が別に告示するドメイン名の一部を次のように定める。

平成二十八年 月 日

総務大臣 山本 早苗

電気通信事業法施行規則第五十九条の二第一項第一号イに規定するドメイン名の一部は、次に掲げるものとする。

- 一 .jp
- 二 .nagoya
- 三 .tokyo
- 四 .okinawa
- 五 .yokohama
- 六 .osaka
- 七 .kyoto

附 則

この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日

(平成二十八年 月 日) から施行する。

○総務省告示第 号

第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第 号）第八条第九項の規定に基づき、接続料の算定に用いる値を次のように定める。

平成二十八年 月 日

総務大臣 山本 早苗

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、第二種指定電気通信設備接続料規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（合理的に期待し得る利回りを勘案した値）

第二条 規則第八条第九項に規定する有利子負債以外の負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値は、次のとおりとする。

日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、次の各号に掲げる算定期間に発行された長期国債であつて当該各号に掲げる日に発行されたものの単利の平均値を合算し、三で除した値

- 一 原価及び利潤の算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日
- 二 原価及び利潤の前算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日

三 原価及び利潤の前々算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日

附 則

この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。

○ 電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号）の一部改正案 新旧対照条文
 （傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第 1 章 (略)</p> <p>第 2 章 電気通信事業の登録 (第 3 条—第 5 条)</p> <p><u>第 2 章の 2 電気通信事業の登録の更新 (第 5 条の 2・第 5 条の 3)</u></p> <p>第 3 章～第 1 6 章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(審査基準)</p> <p>第 5 条 登録は、法第 1 0 条第 1 項の申請書及び同条第 2 項の添付書類に記載された事項について審査し、次の各号に適合していると認められるときに行う。</p> <p>(1) 申請者が次のいずれかに該当する場合その他の場合であって、その事業が電気通信市場の公正な競争を阻害するおそれがない等電気通信の健全な発達のために適切であること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>第 2 章の 2 電気通信事業の登録の更新</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第 5 条の 2 法第 1 2 条の 2 の規定により電気通信事業の登録の更新を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>(審査基準)</u></p> <p><u>第 5 条の 3 登録の更新は、法第 1 2 条の 2 第 2 項において準用する法</u> <u>第 1 0 条第 1 項の申請書及び同条第 2 項の添付書類に記載された事項</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 (略)</p> <p>第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章～第 1 6 章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(審査基準)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>(1) 申請者が次のいずれかに該当する場合その他の場合であって、その事業の開始が電気通信市場の公正な競争を阻害するおそれがない等電気通信の健全な発達のために適切であること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

について審査し、次の各号に適合していると認められるときに行う。

(1) 申請者がその電気通信事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有しているものとして、次のいずれにも該当すること。

ア 事業収支見積りの算出が適正かつ明確であり、事業収支見積りが合理的に作成されていること。

イ 事業に要する資金の調達方法が合理的であること。

ウ 事業に要する資金に充てる借入金返済計画が合理的に作成されていること。

(2) 申請者がその電気通信事業を適確に遂行するに足りる体制の整備（法第33第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者にあつては、法第31条第5項に規定する体制の整備を含む。）が行われているものとして、法令等の遵守に関する方針及び手続を含む、電気通信役務の安定的な提供を確実に行うための社内規則等が定められていること。

(3) 前号に掲げるもののほか、その事業が、利用者の利益の確保に反しない等法の目的に照らし、電気通信の健全な発達のために適切であり、次のいずれにも該当すること。

ア 電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いその他これらの業務に関し不当な運営を行わないことを確保するための措置が明確に定められていること。

イ 登録の更新を必要とする事由が、特定電気通信設備を設置する電気通信事業者の数の減少を伴うもの又は申請者の特定関係法人以外の者（特定電気通信設備を設置する者に限る。）が、申請者の特定関係法人となるものである場合には、当該事由により、電気

通信回線設備を設置する電気通信事業者による競争を阻害するおそれがないこと。

(審査基準)

第15条 認可は次の各号（協定の認可を行うに当たっては、(1)ア及びイを除く。）のいずれにも適合していると認められる場合に行う。

(1) 法第33条第4項第1号関係

次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

ア (略)

イ 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条で定める機能ごとの接続料

ウ～オ (略)

(2) 法第33条第4項第2号関係

接続料が第一種指定電気通信設備接続料規則に定める方法により算定された原価に利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであること。

(3)・(4) (略)

(審査基準)

第15条 (略)

(1) (略)

ア (略)

イ 接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条で定める機能ごとの接続料

ウ～オ (略)

(2) 法第33条第4項第2号関係

接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。

(3)・(4) (略)

附 則

この訓令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）の施行の日（平成28年 月 日）から施行する。

○電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方の一部改正案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項)

改定案	現行 (平成24年公表)
<p>電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方</p>	<p>電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方</p>
<p>平成28年 月 日 総務省</p>	<p>平成24年 4月27日 総務省</p>
<p>1 電気通信事業法第30条第1項の規定による禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方</p>	<p>電気通信事業法第30条第1項に基づく「指定」は、</p>
<p>電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第30条第1項の規定による「指定」は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 第二種指定電気通信設備を設置している電気通信事業者について、 ② 当該電気通信事業者の第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近1年間における収益の額の市場に占める割合(以下「市場シェア」という。)が25%を超えている場合において、 ③ 市場シェアの推移その他の事情を勘案して行われる。 <p>したがって、市場シェアが25%を割り込むなど上記①又は②</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 第二種指定電気通信設備を設置している電気通信事業者について、 ② 当該電気通信事業者の最近1年間における収益の額の市場に占める割合(以下「市場シェア」という。)が25%を超えている場合において、 ③ 市場シェアの推移その他の事情を勘案して行われる。 <p>従って、市場シェアが25%を割り込むなど上記①又は②の条</p>

の条件を満たさなくなれば、指定は解除される。

「その他の事情」としては、当該電気通信事業者の市場シェアの推移に加えて、市場シェアの順位、競争事業者との市場シェアの格差及びこれらの変化の程度を中心に勘案する。

具体的には、以下のような基本的考え方に沿って制度を運用する。

【基本的考え方】

① 当該電気通信事業者が一定期間継続して40%を超える高い市場シェアを有する場合には、市場支配力が推定されることから、下記④で説明する諸要因を勘案した結果、特段の事情が認められない限り指定する。

② 一定期間継続して25%を超え40%以下の市場シェアを有する電気通信事業者が存在する場合において、

ア 当該電気通信事業者の市場シェアが1位であるときは、当該市場シェアの水準及び下記④で説明する諸要因を勘案した結果、特に市場支配力が推定される場合に限り指定する。

イ 当該電気通信事業者の市場シェアが2位以下であるときは、市場シェアの順位が1位の電気通信事業者との市場シェアの格差が小さく、かつ、下記④で説明する諸要因を勘案した結果、特に市場支配力が推定される場合に限り指定する。

なお、この考え方如何にかかわらず、これまで25%を下回

件を満たさなくなれば、指定は解除される。

「その他の事情」としては、当該電気通信事業者の市場シェアの推移に加えて、市場シェアの順位、競争事業者との市場シェアの格差及びこれらの変化の程度を中心に勘案する。

具体的には、以下のような基本的考え方に沿って制度を運用する。

【基本的考え方】

① 当該電気通信事業者が一定期間継続して40%を超える高い市場シェアを有する場合には、市場支配力が推定されることから、下記③で説明する諸要因を勘案した結果、特段の事情が認められない限り指定する。

② 一定期間継続して25%を超え40%以下の市場シェアを有する電気通信事業者が存在する場合において、

ア 当該電気通信事業者の市場シェアが1位である場合、当該市場シェアの水準及び下記③で説明する諸要因を勘案した結果、特に市場支配力が推定される場合に限り指定する。

イ 当該電気通信事業者の市場シェアが2位以下である場合、市場シェアの順位が1位の電気通信事業者との市場シェアの格差が小さく、かつ、下記③で説明する諸要因を勘案した結果、特に市場支配力が推定される場合に限り指定する。

なお、この考え方如何にかかわらず、これまで25%を下回

る市場シェアを有する電気通信事業者が、一時的に25%を上回る市場シェアを有するに至った場合においては、暫くはその推移を見守ることとし、直ちに指定しない。

また、25%を上回る市場シェアを有する電気通信事業者について、短期間に急激に市場シェアが低下している場合や数年間にわたり市場シェアが相当程度低下している場合においても、暫くはその推移等を見守ることとし、直ちに指定せず、又は指定を解除する。

③ 上記①及び②の市場シェアに基づく市場支配力の有無の判断に当たっては、各電気通信事業者の総合的な事業能力を測定する必要があることから、当該電気通信事業者の市場シェアに、当該電気通信事業者の特定関係法人（電気通信事業法第12条の2第4項第1号に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。）である電気通信事業者の特定移動端末設備（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第4条の4第1項に規定する特定移動端末設備をいう。）と接続される伝送路設備を用いる電気通信業務の提供の業務に係る最近1年間における収益額の市場に占める割合を加えたもので判断する。

④ 上記①から③までの考え方を基本とするが、その際には、例えば以下のような当該電気通信事業者の総合的な事業能力を測定するための諸要因も踏まえ、総合的に判断する。

- ・ 事業規模（資本金、収益、従業員数）

る市場シェアを有する電気通信事業者が、一時的に25%を上回る市場シェアを有するに至った場合においては、暫くはその推移を見守ることとし、直ちに指定しない。

また、25%を上回る市場シェアを有する電気通信事業者について、短期間に急激に市場シェアが低下している場合や数年間にわたり市場シェアが相当程度低下している場合においても、暫くはその推移等を見守ることとし、直ちに指定せず、又は指定を解除する。

③ 上記①及び②の考え方を基本とするが、その際には、例えば以下のような当該電気通信事業者の総合的な事業能力を測定するための諸要因も踏まえ、総合的に判断する。

- ・市場への影響力、ブランド力
- ・製品・サービスの多様性
- ・潜在的な競争の不在
- ・技術上の優位性・卓越性
- ・需要及び供給の代替性、価格の弾力性
- ・共同支配

ただし、制度上、市場シェアに基づく市場支配力の有無の判断は、各電気通信事業者の業務区域を基本として行われることから、当該電気通信事業者の総合的な事業能力についても、当該業務区域に即して判断する。

2 電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方

電気通信事業法第30条第3項第2号の規定による「指定」は、同条第1項の規定により指定された電気通信事業者（以下「禁止行為等規定適用事業者」という。）の特定関係法人である電気通信事業者のうちから行われる。

これは、当該禁止行為等規定適用事業者の特定関係法人に関しては、事業の方針の決定に対して重要な影響を与えること等ができるため、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えるおそれが高い一方で、当該電気通信事業者であっても、事業内容や事業規模によっては、電気通信事業者間の公正な競争等を含めた電気

- ・事業規模（資本金、収益、従業員数）
- ・市場への影響力、ブランド力
- ・製品・サービスの多様性
- ・潜在的な競争の不在
- ・技術上の優位性・卓越性
- ・需要及び供給の代替性、価格の弾力性
- ・サービスや端末等の販売・流通における優位性
- ・共同支配

ただし、制度上、市場シェアに基づく市場支配力の有無の判断は、各電気通信事業者の業務区域を基本として行われることから、当該電気通信事業者の総合的な事業能力についても、当該業務区域に即して判断する。

通信の健全な発達に及ぼす弊害が大きくない場合があるためである。

このため、具体的には、以下のような基本的考え方に沿って制度を運用する。

【基本的考え方】

禁止行為等規定適用事業者の特定関係法人である電気通信事業者であっても、

① 移動通信分野の電気通信役務や、これとのセット提供等が想定される電気通信役務を提供しない場合（移動通信分野の電気通信役務にあつては、通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。）向けに提供する場合を含む。）

② 上記①に該当しない場合であっても、その事業規模が著しく小さいとき

については、電気通信事業者間の公正な競争等を含めた電気通信の健全な発達に及ぼす弊害が大きいものとはならない。

このため、禁止行為等規定適用事業者の特定関係法人である電気通信事業者のうち、以下の電気通信役務（通信モジュール向けに提供するものを除く。）のいずれかを提供し、当該電気通信役務のいずれかの契約数等が5万以上であるものについて指定する。

・携帯電話

・PHS

- ・携帯電話・PHSアクセスサービス
- ・3. 9世代携帯電話アクセスサービス
- ・BWAアクセスサービス
- ・仮想移動電気通信サービス
- ・加入電話
- ・総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）
- ・IP電話
- ・インターネット接続サービス
- ・FTTHアクセスサービス
- ・DSLアクセスサービス
- ・FWAアクセスサービス
- ・CATVアクセスサービス
- ・公衆無線LANアクセスサービス

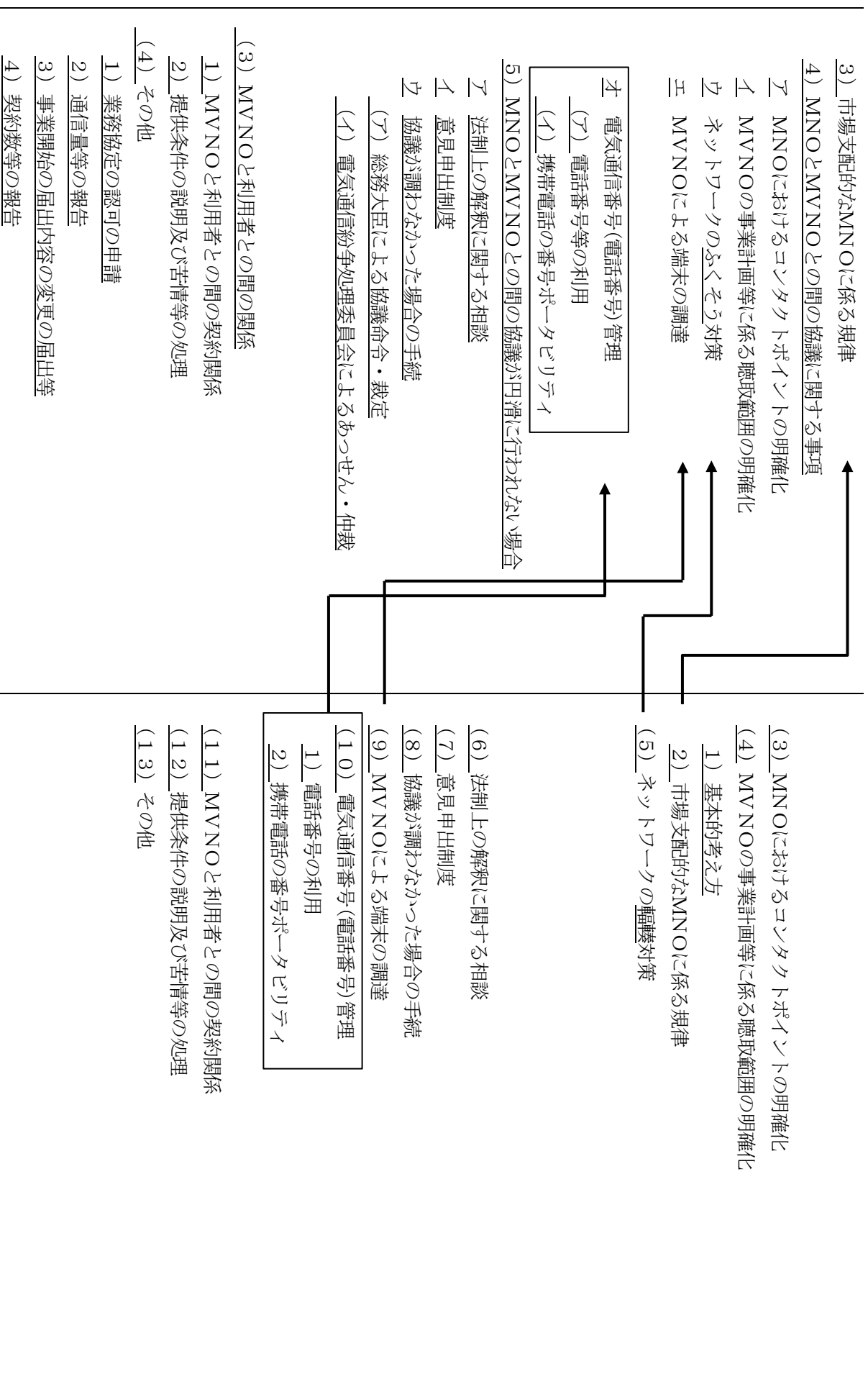
なお、この考え方如何にかかわらず、これまで当該電気通信事業者の直近の四半期末における上記の電気通信業務の契約数等がいずれも5万未満である場合において、当該契約数等のいずれかが一時的に5万以上となったときは、暫くはその推移を見守ることとし、直ちに指定しない。

また、指定されている電気通信事業者の直近の四半期末における当該契約数等のいずれもが一時的に5万未満となった場合には、暫くはその推移を見守ることとし、直ちには指定を解除しない。

OMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの一部改正案 新旧対照表

〔第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(廃止)〕について、本改正案に関連する該当部分のみを参考として記載)

改正案	現行
<p>MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン</p> <p>目次</p> <p>1 (略)</p> <p>2 電気通信事業法に係る事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) MVNOとMNOとの関係</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 事業者間接続による場合</p> <p>ア 事業法第32条に基づき一般的規律</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 利用者料金の設定権の帰属</p> <p>(ウ) 接続料の課金方式</p> <p><u>(エ) 接続料の算定</u></p> <p><u>(オ) 接続に必要なシステム開発等</u></p> <p><u>(カ) 接続を円滑に行うために必要な事項の提供</u></p> <p>イ <u>二種指定事業者の接続に係る規律</u></p> <p>(ア) <u>アンソニブル機能等を設定するに当たつての考え方</u></p> <p><u>(イ) 接続料の算定方法に関する考え方</u></p> <p><u>(ウ) 接続料の精算方法</u></p> <p><u>(エ) 標準的接続箇所</u></p> <p><u>(オ) 接続を円滑に行うために必要な事項の提供</u></p> <p><u>(カ) 接続を円滑に行うために必要な情報の提供 (努力義務)</u></p>	<p>MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン</p> <p>目次</p> <p>1 (略)</p> <p>2 電気通信事業法に係る事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) MVNOとMNOとの関係</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 事業者間接続による場合</p> <p>ア 事業法第32条に基づき一般的規律</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 利用者料金の設定権の帰属について</p> <p>(ウ) <u>接続料の課金方式について</u></p> <p>イ <u>二種指定電気通信設備を設置するMNOの接続に係る規律</u></p>



<p>3・4 (略)</p> <p>5 開設計画においてMVVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNO</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>5 開設計画においてMVVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNOについて</p>
<p>(1) 電波法第27条の1第4項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行</p>	<p>(1) 電波法第27条の13の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行について</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>1 ガイドラインの目的等 (1) ガイドラインの目的 (前略)</p>	<p>1 ガイドラインの目的等 (1) ガイドラインの目的 (前略)</p>
<p>具体的には、<u>MVVNOの事業展開やMNO間の接続等に関連する電気通信事業法</u> (昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。) 及び<u>電波法</u> (昭和25年法律第131号) の適用関係について明確化を図り、競争の枠組みの透明化を図ることを目的とするものであり、本ガイドラインにより新たな規制の導入を企図するものではない。</p>	<p>具体的には、<u>MVNOが事業展開を図る上で関連する電気通信事業法</u> (昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。) 及び<u>電波法</u> (昭和25年法律第131号) の適用関係について明確化を図り、競争の枠組みの透明化を図ることを目的とするものであり、本ガイドラインにより新たな規制の導入を企図するものではない。</p>
<p>(2) ガイドラインの対象とするMVVNO等の事業範囲 (前略)</p>	<p>(2) ガイドラインの対象とするMVVNO等の事業範囲 (前略)</p>
<p>そこで、本ガイドラインにおいては、MNO、MVVNO及びMVNEを次のように便宜的に定義 (working definition) し、用いることとする (今後、MVVNOの事業範囲等の変化に伴い、当該定義については必要に応じて見直すこともあり得る。)</p>	<p>そこで、本ガイドラインにおいては、MNO、MVVNO及びMVNEを次のように便宜的に定義 (working definition) し、用いることとする (今後、MVVNOの事業範囲等の変化に伴い、当該定義については必要に応じて見直すこともあり得る。)</p>
<p>(後略)</p> <p>1)・2) (略)</p>	<p>(後略)</p> <p>1)・2) (略)</p>
<p>3) MVNE</p>	<p>3) MVNE</p>

MVNE (Mobile Virtual Network Enabler) とは、MVNOとの契約に基づき当該MVNOの事業の構築を支援する事業を営む者（当該事業に係る無線局を自ら開設・運用している者を除く。）と定義する。MVNEは今後のMVNOの多様なビジネス展開において重要な役割を果たすと考えられるが、現時点ではそのビジネスモデルが必ずしも確定しているものではないことに鑑み、ここでは、当面、次の2つの形態を想定する。

(後略)

2 電気通信事業法に係る事項

- (1) MVNOは、当該事業を営もうとする場合、事業法及び電気通信事業法施行規則（昭和62年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」という。）に基づき、総務大臣の登録を受けるか、当該事業を営もうとする旨を総務大臣に届け出なければならぬ（事業法第9条及び第16条第1項、事業法施行規則第4条及び第9条第1項）。また、事業法に基づき既に登録又は届出を行っている電気通信事業者が新たにMVNOとして事業を営むことにより、提供する電気通信役務に変更が生じた場合、遅滞なく、当該変更を総務大臣に報告しなければならぬ（事業法施行規則第10条第1項）⁴。

(2) MVNOとMNOとの間の関係

(略)

1) 卸電気通信役務の提供による場合

(前略)

電気通信事業者は、電気通信役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならない（事業法第6条）。そのため、MNNOは、MVNOから他の一般利用者や他のMVNOに提供しているサービスと同一のサ

MVNE (Mobile Virtual Network Enabler) とは、MVNOとの契約に基づき当該MVNOの事業の構築を支援する事業を営む者（当該事業に係る無線局を自ら開設・運用している者を除く。）と定義する。MVNEは今後のMVNOの多様なビジネス展開において重要な役割を果たすと考えられるが、現時点ではそのビジネスモデルが必ずしも確定しているものではないことに鑑み、ここでは、当面、次の2つの形態を想定する。

(後略)

2 電気通信事業法に係る事項

- (1) MVNOは、当該事業を営もうとする場合、事業法及び電気通信事業法施行規則（以下「事業法施行規則」という。）に基づき、総務大臣の登録を受けるか、当該事業を営もうとする旨を総務大臣に届け出なければならぬ（事業法第9条及び第16条第1項、事業法施行規則第4条及び第9条第1項）。また、事業法に基づき既に登録又は届出を行っている電気通信事業者が新たにMVNOとして事業を営むことにより、提供する電気通信役務に変更が生じた場合、遅滞なく、当該変更を総務大臣に報告しなければならぬ（事業法施行規則第10条第1項）⁴。

(2) MVNOとMNOとの間の関係

(略)

1) 卸電気通信役務の提供による場合

(前略)

電気通信事業者は、電気通信役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならない（事業法第6条）。そのため、MNNOは、MVNOから他の一般利用者や他のMVNOに提供しているサービスと同一のサ

サービスの提供の申込みがあったときは、合理的な理由がない限り、これを拒んではならない。ただし、MNOは、他の一般利用者や他のMVNOに提供していない条件でのサービスを提供することまでは義務付けられていない。なお、MNOが認定電気通信事業者である場合は、正当な理由がない限り、認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供を拒んではならない（事業法第121条）。

MNOがMVNOに卸電気通信役務を提供する場合、MNOがあらかじめ設定した提供条件を定める契約約款に基づき契約により提供する形態と、MVNOとの間で個別に合意した提供条件に基づき契約により提供する形態が想定される。

MVNOが事業計画を策定する上で必要となる卸電気通信役務の提供条件等について、MVNOの新規参入に際しての予見可能性を高める観点から、MNOにおいて、卸電気通信役務に関する標準プラン（標準的なケースを想定した卸電気通信役務の料金その他の提供条件をいう。以下同じ。）を策定する等の情報開示を行うことが望ましい。なお、MNO及びMVNOは、当該標準プランの内容にかかわらず、協議当事者双方の間で個別に合意した提供条件に基づいて、卸電気通信役務契約の締結を行うことを妨げられない。

第二種指定電気通信設備を設置するMNO（以下「二種指定事業者」という。）は、当該設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、遅滞なく、その旨、卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項（特定の卸電気通信役務⁵）について、当該MNOの特定関係法人⁶であるMVNO（その提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が5万未満のものを除く。）又はその提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に

サービスの提供の申込みがあったときは、合理的な理由がない限り、これを拒んではならない。ただし、MNOは、他の一般利用者や他のMVNOに提供していない条件でのサービスを提供することまでは義務づけられていない。

MNOがMVNOに卸電気通信役務を提供する場合、MNOがあらかじめ設定した提供条件を定める契約約款に基づき契約により提供する形態と、MVNOとの間で個別に合意した提供条件に基づき契約により提供する形態が想定される。いずれの場合であっても事業法上必要となる行政手続はない。

MVNOが事業計画を策定する上で必要となる卸電気通信役務の提供条件等について、MVNOの新規参入に際しての予見可能性を高める観点から、MNOにおいて、卸電気通信役務に関する標準プラン（標準的なケースを想定した卸電気通信役務の料金その他の提供条件）を策定する等の情報開示を行うことが望ましい。なお、MNO及びMVNOは、当該標準プランの内容にかかわらず、協議当事者双方の間で個別に合意した提供条件に基づいて、卸電気通信役務契約の締結を行うことを妨げられない。

接続される端末の数が50万以上のMVVNOがいる場合には、これらのMVVNOごとの料金その他の提供条件等を含む。)7を総務大臣に届け出なければならぬ。(これらを変更するときも同様) (事業法第38条の2) 8。

また、二種指定事業者の特定関係法人であるMNOは、当該MNOの特定関係法人であるMVVNO (その提供を受ける特定の卸電気通信業務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が50万未満のものを除く。) 又はその提供を受け特定の卸電気通信業務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が50万以上のMVVNOに対して、特定の卸電気通信業務の提供の業務を行うこととなったときは、これらのMVVNOごとの料金その他の提供条件等について、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならぬ。(これらを変更するときも同様) (報告規則第4条の4)。

(後略)

2) 事業者間接続による場合

ア 事業法第32条に基づく一般的規律

(ア) 基本的な考え方

(前略)

- ① 電気通信業務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき (事業法第32条第1号)

(例)

(中略)

・MNOが、MVVNOに対して、合理的な必要性を示して、MNOによる適切なふくそう対策の実施に対する協力又はMVVNOによる適切なふくそう対策の実施を求めた場合であつて、MVVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合¹⁶

(後略)

2) 事業者間接続による場合

ア 事業法第32条に基づく一般的規律

(ア) 基本的な考え方

(前略)

- ① 電気通信業務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき (事業法第32条第1号)

(例)

(中略)

・MNOが、MVVNOに対して、合理的な必要性を示して、MNOによる適切な調整対策の実施に対する協力又はMVVNOによる適切な調整対策の実施を求めた場合であつて、MVVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合¹⁷

(後略)

(イ) 利用者料金の設定権の帰属

(略)

(ウ) 接続料の課金方式

(略)

(エ) 接続料の算定

接続料の算定方法については、当事者間の協議で行われることが原則であるが、二種指定事業者以外のMNNOにおいても、その検証可能性に留意した上で、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第 号。以下「二種接続料規則」という。）を踏まえた機能ごとの接続料の設定を可能な限り行うことが望ましい。

(後略)

(イ) 利用者料金の設定権の帰属について

(略)

(ウ) 接続料の課金方式について

(略)

<参考>第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン

第5 事業者間協議における留意事項

(1) 接続料の水準

イ 事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、前者については、第3に示す考え方を踏まえつつ、例えば、両当事者から案を提示し、その合理性を検証し、後者については、可能な限り情報開示することが適当である。

(3) 接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間

ア 接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。

イ 事業者間協議において接続に必要な開発の内容、方法又は期間が争

(オ) 接続に必要なシステム開発等

接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。事業者間協議において接続に必要な開発の内容、方法又は期間

が争点となった場合には、可能な限り技術開発部門の者（関連開発の委託先の技術者を含む。）を直接関与させること等により、検討の迅速化・精緻化を図り、相互の見解の理解において齟齬が生じないようすることが適当である。

接続に必要なシステム開発等の費用については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。また、その負担方法については、接続要望に伴う追加費用である場合には、原則として、接続事業者において応分負担すべきであるが、他の接続事業者が開発されたシステム等を共用することとなった場合には、負担の公平性の観点から、当該追加費用の負担方法については、案分比例にするなどの措置が求められる。

事業者間協議において接続に必要なシステム開発等の費用が争点となった場合には、総費用のみを提示するのではなく、細分した機能ごとの費用を提示するなどし、必要な機能の取捨選択ができるようにすることが適当である。また、金額の検証に客観性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限り情報開示することが適当である。

イ 接続を円滑に行うために必要な事項の提供
接続を円滑に行うために必要な事項の提供については、当事者間の協議で行われることが原則であるが、二種指定事業者以外のMNOにおいても、事業法施行規則第23条の9の5第1項各号に定める事項を可能な限り提供することが望ましい。

イ 二種指定事業者の接続に係る規律

点となった場合には、可能な限り技術開発部門の者（関連開発の委託先の技術者を含む。）を直接関与させること等により、検討の迅速化・精緻化を図り、相互の見解の理解において齟齬が生じないようすることが適当である。

(4) 接続に必要なシステム開発等の費用及びその負担方法

ア 接続に必要なシステム開発等の費用については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。また、その負担方法については、接続要望に伴う追加コストである場合には、原則として、接続事業者において応分負担すべきであるが、他の接続事業者が開発されたシステム等を共用することとなった場合には、負担の公平性の観点から、当該追加コストの負担方法については案分比例にするなどの措置が求められる。

イ 事業者間協議において接続に必要なシステム開発等の費用が争点となった場合には、総コストのみを提示するのではなく、細分した機能ごとのコストを提示するなどし、必要な機能の取捨選択ができるようにすることが適当である。また、金額の検証に客観性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限り情報開示することが適当である。

イ 第二種指定電気通信設備を設置するMNOの接続に係る規律

二種指定事業者は、上述の事業法第32条に基づく一般的規律に加え、接続料及び接続条件について接続約款を定め、その実施前に総務大臣に届け出る（これを変更するときも同様）（事業法第34条第2項）とともに、当該接続約款を公表²²する義務を負う（事業法第34条第5項）。また、二種指定事業者の定める接続約款が次の①～⑥に掲げるときに該当すると認められるときは、総務大臣は、当該接続約款の変更の命令をすることができる（事業法第34条第3項）

① 他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第34条第3項第1号イ）

② 総務省令で定める機能ごとの二種指定事業者が取得すべき金額が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第34条第3項第1号ロ）

③ 二種指定事業者及びこれとその電気通信設備を接続するMVNOの責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第34条第3項第1号ハ）

④ 電気通信役員に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第34条第3項第1号ニ）

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第34条第3項第1号ホ）

二種指定電気通信設備を設置するMNOは、上述の事業法第32条に基づく一般的規律に加え、接続料及び接続条件について接続約款を定め、その実施前に総務大臣に届け出る（これを変更するときも同様）（事業法第34条第2項）とともに、当該接続約款を公表²³する義務を負う（事業法第34条第5項）。また、MNOの定める接続約款が次の①～⑥に掲げるときに該当すると認められるときは、総務大臣は、当該接続約款の変更の命令をすることができる（事業法第34条第3項）。

① 二種指定電気通信設備を設置するMNO及びこれとその電気通信設備を接続するMVNOの責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第34条第3項第1号）

② MVNOの電気通信設備との接続箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第34条第3項第2号）

③ 電気通信役員に係る料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第34条第3項第3号）

⑥ 二種指定事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものであるとき²⁴（事業法第34条第3項第2号）

⑦ 接続条件が、二種指定事業者がその第二種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものであるとき（事業法第34条第3項第3号）

⑧ 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするものであるとき（事業法第34条第3項第4号）
（後略）

（ア）アンバンドル機能等

ア）基本的な考え方

ネットワークの多機能化・高度化に伴い、他の事業者が二種指定事業者に対して一方的に使用を求める機能の重要性が高まり、アンバンドル²⁵を巡る紛争事案が発生する中で、二種指定事業者は、総務省令で定める機能（アンバンドル機能）ごとの接続料を接続契約に定めなければならぬとされていること（事業法第34条第3項第1号ロ）等を踏まえ、αのとおり「アンバンドル等の判断基準」を定めるとともに、イのとおり「アンバンドル機能」を定め、ウのとおり「開放を促進すべき機能」を定める。

なお、第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議に

④ 第二種指定電気通信設備を設置するMNOが取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき²⁶（事業法第34条第3項第4号）

⑤ MVNOに対し不当な条件を付すものであるとき（事業法第34条第3項第5号）

⑥ 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするものであるとき（事業法第34条第3項第6号）
（後略）

＜参考＞第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン

第2 アンバンドル

1 基本的な考え方

ネットワークの多機能化・高度化に伴い、他の事業者が二種指定事業者に対して一方的に使用を求める機能の重要性が高まっていること、アンバンドルを巡る紛争事案が発生していること等を踏まえ、第2の2のとおりアンバンドルに係る仕組みを設けるとともに、第2の3のとおり「アンバンドルすることが望ましい機能」を定め、第2の4のとおり「注視すべき機能」を定める。

なお、第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性にかんがみ、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図る視点を盛り込む。

よる合意形成を尊重し、その促進を図る観点を盛り込む。

2 アンバンドル等の判断基準

(a) アンバンドル機能を設定する場合

「アンバンドル機能」は、以下の要件を満たした場合に設定する。

- ① 他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること
- ② アンバンドルすることが技術的に可能であること
- ③ アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと
- ④ 必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること²⁶

(b) 開放を促進すべき機能を設定する場合

上記アンバンドルの要件を全て満たさない機能でも、上記①の要件を満たし、いずれかの事業者に他の事業者からの要望があり、上記②・③の要件を満たす可能性がある場合には、接続又は卸電気通信業務による提供が望ましいため、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、「開放を促進すべき機能」に定める。

2 プロセス

総務省は、「アンバンドル機能」及び「開放を促進すべき機能」に該当する機能について、定期的に見直しを行うこととする。見直しに当たっては、意見公募を実施するなど、手続の公正性・透明性の確保に努めることとする。

1) アンバンドル機能

「アンバンドル機能」には、二種接続料規則第4条各号に掲げる次の①から④までの機能が該当する。

- ① 音声伝送交換機能

2 アンバンドルに係る仕組み

(1) 判断基準

ア 他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があり、これが技術的に可能な場合には、二種指定事業者に過度に経済的負担を与えることのない範囲で、当該機能をアンバンドルすることが望ましい。ただし、需要の立上げ期にあるサービスに係る機能を除き、必要性・重要性の高いサービスに係る機能（例：利用者利便の高いサービスに係る機能、公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能、多数の利用者に実際に利用されているサービスに係る機能）に限る。

(2) プロセス

イ 総務省は、「アンバンドルすることが望ましい機能」及び「注視すべき機能」に該当する機能について、定期的に見直しを行うこととする。見直しに当たっては、意見公募を実施するなど、手続の公正性・透明性の確保に努めることとする。

3 アンバンドルすることが望ましい機能

アンバンドルすることが望ましい機能には、次の①から④までに掲げる機能が該当する。

- ① 音声接続機能

- ② データ伝送交換機能
- ③ 番号ポータビリティ転送機能
- ④ ショートメッセージ伝送交換機能
- ウ) 開放を促進すべき機能

「開放を促進すべき機能」は、ICTサービス安心・安全研究会「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォースにおける議論」を踏まえ、検討。

(イ) 接続料の算定方法

ア) 基本的な考え方

a 算定方法に関する考え方を示す目的

事業法第34条第3項第2号は、二種指定事業者の接続料が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものである場合に接続料款の変更命令の対象となることを規定している。同号に基づき接続料の算定方法は、二種接続料規則に規定されているが、本章においては、その解釈を示すことにより、どのような場合に接続料款の変更命令を行う可能性があるのかについて二種指定事業者に一定の予見可能性を与えることを目的としている。

- ② I S P 接続機能²
- ③ レイヤ3接続機能³
- ④ レイヤ2接続機能⁴

4 注視すべき機能

注視すべき機能には、次の①から⑧までに掲げる機能が該当する。

- ① 料金情報提供機能
- ② 課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能
- ③ 大容量コンテンツ配信機能
- ④ GPS位置情報の継続提供機能
- ⑤ SMS接続機能
- ⑥ 携帯電話のEメール転送機能
- ⑦ パケット着信機能
- ⑧ 端末情報提供機能

第3 接続料の算定方法に係る標準的な考え方及び算定根拠

1 基本的な考え方

(1) 算定方法に係る標準的な考え方及び算定根拠を示す目的

ア 法第34条第3項第4号は、二種指定事業者の接続料が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものである場合に接続料款変更命令の対象となることを規定している。ガイドラインに示す算定方法に係る標準的な考え方は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するに当たつた際の標準的な考え方であり、同考え方を示すことにより、どのような場合に接続料款変更命令を行う可能性があるのかについて二種指定事業者に一定の予見可能性を与えることを目的としている。

る。

総務省は、二種指定事業者の算定が二種接続料規則及び本ガイドラインに示す解釈に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う必要があるため、事業法施行規則第23条の9の3に基づき、二種指定事業者に様式第17の4の2から第17の4の7までの接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を提出させることとしている。

b 対象となる接続料

(イ) に示す考え方は、(ア) イ) の①から④までに掲げる機能に係る接続料を対象とする。なお、これら以外の機能に係る接続料についても、法第34条第3項第2号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に求められる。

c 接続料の構成

(a) 接続料は、機能に係る接続料原価(二種指定設備管理運営費)及び利潤(他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を加えた額)の合計額を当該接続料原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定められる(二種接続料規則第11条第1項)。

(b) 音声伝送交換機能に係る接続料原価、利潤及び需要は、適正な方法により次の①から⑩までに掲げる設備区分によるほか、適正な区分を設定し、それらの区分により整理したものを事業法施行規則様式第17の4の5により提出するものとされている。

① 二種指定端末系交換設備

② 二種指定中継系伝送路設備

ウ 総務省は、二種指定事業者の算定が標準的な考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う必要があるため、ガイドラインにおいて当該検証に資する算定根拠の様式を示し、これにより二種指定事業者に算定根拠を明らかにするよう求めることとしている。

(2) 対象となる接続料

第3に示す考え方は、第2の3の①から④までに掲げる機能に係る接続料を対象とする。なお、これら以外の機能に係る接続料についても、法第34条第3項第4号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に求められる。

(3) 接続料の構成

ア 接続料は、機能ごとに、第3の2及び3に示す考え方に基づいて算定される接続料原価に第3の4に示す考え方に基づいて算定される利潤を加えた額を第3の5に示す考え方に基づいて算定される需要で案分した額を超えない範囲で設定される。

イ 音声接続機能に係る接続料原価、利潤及び需要は、適正な方法により設備区分等に帰属させる。設備区分等は、次の①から⑩までに掲げる設備区分等によるほか、適正な区分を設定する。

① 二種指定端末系交換設備

③ 第二種指定中継系交換設備	② 第二種指定中継系交換設備
④ 第二種指定中継系交換設備間の伝送路設備	③ 第二種指定中継系交換設備間の伝送路設備
⑤ 第二種指定端末系無線基地局	④ 第二種指定端末系無線基地局
⑥ 第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の伝送路設備	⑤ 第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の伝送路設備
⑦ 信号用伝送路設備	⑥ 信号用伝送路設備
⑧ 信号用中継交換機	⑦ 信号用中継交換機
⑨ 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局	⑧ 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
⑩ 他事業者の電気通信設備と①～⑨との間に設置される伝送路設備	⑨ 他の電気通信事業者の電気通信設備と①～⑧との間に設置される伝送路設備
⑪ 設備への帰属が認められないもの	⑩ 設備への帰属が認められないもの
d 接続料の算定期間	（４） 接続料の算定期間等
接続料原価及び利潤の算定期間は、原則として1年とする（二種接続料規則第6条第3項）。接続料の算定は、算定期間に係る実績値を基に行う。	接続料の算定期間は、原則として1年とする。接続料の算定は、原則として当該接続料の適用年度の前年度における実績値を基に行う。ただし、第2の3の③及び④に掲げる機能を利用して提供しようとする電気通信役務が、相当の需要の増加等により、当該機能に係る接続料の急激な変動があると判断される場合は、適用年度の当年度における実績値を基に行う。 なお、総務省は、接続料の算定期間等が、第3の1（1）のア及びイに示す基本的な考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う。
e 用語	（５） 用語
（イ）において使用する次の①から⑭までに掲げる用語は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号。以下「接続会計規則」という。）第4条において読み替えて準	第3において使用する次の①から⑭までに掲げる用語は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号）第4条において読み替えて準用する電気通信事業会計規則（昭和60年郵政

用する電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）別表第1（勘定科目表）及び別表第2（財務諸表様式）において使用する用語の例による。

① 固定資産	⑪ 施設保全費
② 投資その他の資産	⑫ 共通費
③ 貯蔵品	⑬ 管理費
④ 負債	⑭ 試験研究費
⑤ 社債	⑮ 研究費償却
⑥ 借入金	⑯ 減価償却費
⑦ 純資産	⑰ 固定資産除却費
⑧ 営業費用	⑱ 通信設備使用料
⑨ 営業費	⑲ 租税公課
⑩ 運用費	⑳ 営業外費用

1) 接続料原価

a 算定プロセス

接続料原価は、b及びcに示す3ステップ・プロセスにより算定されるものとする。ただし、二種指定事業者が採用するプロセスが3ステップ・プロセスと完全に同一でない場合であっても、最終的に算定される接続料原価に含まれる費用の内容及同程度であるときは、当該二種指定事業者が採用するプロセスが直ちに否定されるものではない。

b 音声伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能、ショートメッセージ伝送交換機能

(a) ステップ1においては、移動電気通信業務に係る総費用（営業費用に限る。以下同じ。）からデータ伝送業務に係る費用を控除して音声伝送業務に係る費用を抽出する。

省令第26号）別表第一（勘定科目表）及び別表第二（財務諸表様式）において使用する用語の例による。

① 固定資産	⑪ 施設保全費
② 投資その他の資産	⑫ 共通費
③ 貯蔵品	⑬ 管理費
④ 負債	⑭ 試験研究費
⑤ 社債	⑮ 研究費償却
⑥ 借入金	⑯ 減価償却費
⑦ 純資産	⑰ 固定資産除却費
⑧ 営業費用	⑱ 通信設備使用料
⑨ 営業費	⑲ 租税公課
⑩ 運用費	⑳ 営業外費用

2 接続料原価

(1) 算定プロセス

接続料原価は、第3の2の(2)及び(3)に示す3ステップ・プロセスにより算定されるものとする。ただし、二種指定事業者が採用するプロセスが3ステップ・プロセスと完全に同一でない場合であっても、最終的に算定される接続料原価に含まれるコストの内容及同程度であるときは、当該二種指定事業者が採用するプロセスが直ちに否定されるものではない。

(2) 音声接続機能

ア ステップ1においては、移動電気通信業務に係る総コスト（営業費用に限る。以下同じ。）からデータ伝送業務に係るコストを控除して音声伝送業務に係るコストを抽出する。

- a) 移動電気通信役務に係る総費用は、設備費、営業費及び間接費に大別される。設備費には、運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該当し、間接費には、共通費及び管理費が該当する。
- b) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連する費用は、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦する。
- (b) ステップ2においては、音声伝送役務に係る費用から契約数連動費用を控除してトラヒック連動費用を抽出する。
- a) 契約数連動費用には、設備費のうち各契約者が専有的に使用する設備に係る費用²⁷が該当し、営業費のうち料金の請求・回収に係る費用及び基本料収入の確保に係る費用が該当する。
- b) 契約数連動費用及びトラヒック連動費用に明確に分計することが困難なもの(間接費を含む。)がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。
- (c) ステップ3においては、トラヒック連動費用から接続料原価対象外費用を控除して接続料原価対象費用を抽出し、これを接続料原価とする。
- a) 接続料原価対象外費用は、dに示す考え方に基²⁸づいて特定する。

- (ア) 移動電気通信役務に係る総コストは、設備コスト、営業コスト及び間接コストに大別される。設備コストには、運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該当し、営業コストには、営業費が該当し、間接コストには、共通費及び管理費が該当する。
- (イ) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連するコストは、別表第1に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦する。
- イ ステップ2においては、音声伝送役務に係るコストから契約数連動コストを控除してトラヒック連動コストを抽出する。
- (ア) 契約数連動コストには、設備コストのうち各契約者が専有的に使用する設備に係るコスト(例：サービス制御装置に係るコスト、位置登録信号に係るコスト、顧客・料金システムに係るコスト)が該当し、営業コストのうち料金の請求・回収に係るコスト及び基本料収入の確保に係るコストが該当する。
- (イ) 契約数連動コスト及びトラヒック連動コストに明確に分計することが困難なもの(間接コストを含む。)がある場合には、別表第1に掲げる基準によるほか、適正な基準により契約数連動コスト及びトラヒック連動コストに分計する。
- ウ ステップ3においては、トラヒック連動コストから接続料原価対象外コストを控除して接続料原価対象コストを抽出し、これを接続料原価とする。
- (ア) 接続料原価対象外コストは、第3の3に示す考え方に基²⁸づいて特定する。

b) 接続料原価対象外費用及び接続料原価対象費用に明確に分計することが困難なもの(間接費を含む。)がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

c データ伝送交換機能

(a) ステップ1においては、移動電気通信役務に係る総費用から音声伝送役務に係る費用を控除してデータ伝送役務に係る費用を抽出する。

a) 移動電気通信役務に係る総費用は、設備費、営業費及び間接費に大別される。設備費には、運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該当し、間接費には、共通費及び管理費が該当する。

b) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連する費用は、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦する。

(b) ステップ2においては、データ伝送役務に係る費用から回線容量課金対象外費用を控除して回線容量課金対象費用を抽出する。

a) 回線容量課金対象外費用には、設備費のうち各契約者が専有的に使用する設備に係る費用²⁸及び接続事業者が使用しない設備に係る費用²⁹が該当し、営業費のうち料金の請求・回収に係る費用及び基本料収入の確保に係る費用が該当する。

(イ) 接続料原価対象外コスト及び接続料原価対象コストに明確に分計することが困難なもの(間接コストを含む。)がある場合には、別表第1に掲げる基準によるほか、適正な基準により接続料原価対象外コスト及び接続料原価対象コストに分計する。

(3) I S P 接続機能、レイヤ3 接続機能及びレイヤ2 接続機能

ア ステップ1においては、移動電気通信役務に係る総コストから音声伝送役務に係るコストを控除してデータ伝送役務に係るコストを抽出する。

(ア) 移動電気通信役務に係る総コストは、設備コスト、営業コスト及び間接コストに大別される。設備コストには、運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該当し、営業コストには、営業費が該当し、間接コストには、共通費及び管理費が該当する。

(イ) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連するコストは、別表第1に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦する。

イ ステップ2においては、データ伝送役務に係るコストから帯域幅課金対象外コストを控除して帯域幅課金対象コストを抽出する。

(ア) 帯域幅課金対象外コストには、設備コストのうち各契約者が専有的に使用する設備に係るコスト(例：サービス制御装置に係るコスト、位置登録信号に係るコスト、顧客・料金システムに係るコスト)及び接続事業者が使用しない設備に係るコスト(例：二種指定事業者がインターネット接続サービ

b) 回線容量課金対象外費用及び回線容量課金対象費用に明確に分計することが困難なもの(間接費を含む。)がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

(c) ステップ3においては、回線容量課金対象費用から接続料原価対象外費用を控除して接続料原価対象費用を抽出し、これを接続料原価とする。

a) 接続料原価対象外費用は、dに示す考え方に基いて特定する。

b) 接続料原価対象外費用及び接続料原価対象費用に明確に分計することが困難なもの(間接費を含む。)がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

d 接続料原価対象外費用となる営業費用

(a) 営業費

接続料は、設備の使用料ととらえる。したがって、適正な原価は、基本的に設備費であり、営業費は、原則として接続料原価に算入されるべきではない。しかしながら、次の①から③までに掲げる営業費については、設備の安定的な運用又は効率的な展開に資することから、設備への帰属が認められるものとし、接続料原価への算入が否定されないものとする。

スを提供するための設備に係るコスト)が該当し、営業コストのうち料金の請求・回収に係るコスト及び基本料収入の確保に係るコストが該当する。

(イ) 帯域幅課金対象外コスト及び帯域幅課金対象コストに明確に分計することが困難なもの(間接コストを含む。)がある場合には、別表第1に掲げる基準によるほか、適正な基準により帯域幅課金対象外コスト及び帯域幅課金対象コストに分計する。

ウ ステップ3においては、帯域幅課金対象コストから接続料原価対象外コストを控除して接続料原価対象コストを抽出し、これを接続料原価とする。

(ア) 接続料原価対象外コストは、第3の3に示す考え方に基いて特定する。

(イ) 接続料原価対象外コスト及び接続料原価対象コストに明確に分計することが困難なもの(間接コストを含む。)がある場合には、別表第1に掲げる基準によるほか、適正な基準により接続料原価対象外コスト及び接続料原価対象コストに分計する。

3 接続料原価対象外コスト

(1) 営業コスト

接続料は、設備の使用料ととらえる。したがって、適正な原価は、基本的に設備コストであり、営業コストは、原則として接続料原価に算入されるべきではない。ただし、次の①から③までに掲げる営業コストについては、設備の安定的な運用又は効率的な展開に資することから、設備への帰属が認められるものとし、接続料原価への算入が否定されないものとする。

① 電気通信の啓発活動に係る営業費

電気通信の啓発活動³⁰に係る営業費は、電気通信サービスの健全な利用を確保し、特定地域・時間における設備への負担の集中を軽減することにより、設備の安定的な運用に資する。

② エリア整備・改善を目的とする情報収集に係る営業費

エリア整備・改善を目的とする情報収集³¹に係る営業費は、エリア整備・改善に係る調査・計画を補完することにより、設備の効率的な展開に資する。

③ 周波数再編の周知に係る営業費

周波数再編の周知に係る営業費は、設備の改変等を要する周波数再編の円滑な実施を促進することにより、設備の効率的な展開に資する。

(b) 設備費

設備費であっても、次の①から③までに掲げるようなものについては、接続料として他の事業者に負担を求めることが適当でないことから、接続料原価に算入されるべきではない。

① 通信設備使用料(自社のネットワークの構築に係るものを除く。)

② 他の事業者が個別に負担している設備費³²

③ 付加機能³³の用に供する設備費

ウ) 利潤

a 基本的な考え方

① 電気通信の啓発活動に係る営業コスト

電気通信の啓発活動(例：迷惑メールへの対処方法や災害時の通信手段等の啓発を内容とするケータイ教室)に係る営業コストは、電気通信サービスの健全な利用を確保し、特定地域・時間における設備への負担の集中を軽減することにより、設備の安定的な運用に資する。

② エリア整備・改善を目的とする情報収集に係る営業コスト

エリア整備・改善を目的とする情報収集(例：不感エリアに係る情報のウェア上での受付)に係る営業コストは、エリア整備・改善に係る調査・計画を補完することにより、設備の効率的な展開に資する。

③ 周波数再編の周知に係る営業コスト

周波数再編の周知に係る営業コストは、設備の改変等を要する周波数再編の円滑な実施を促進することにより、設備の効率的な展開に資する。

(2) 設備コスト

設備コストであっても、次の①から③までに掲げるようなものについては、接続料として他の事業者に負担を求めることが適当でないことから、接続料原価に算入されるべきではない。

① 通信設備使用料(自社のネットワークの構築に係るものを除く。)

② 他の事業者が個別に負担している設備コスト(例：POI回線に係るコスト)

③ 付加機能(例：留守番電話機能)に係る設備コスト

4 利潤

(1) 利潤の構成

利潤の額は、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とし、その算定に当たっては、時価ではなく、公開されている財務諸表に記載されている簿価を用いる。この場合において、貸借対照表の値は、期首末平均値³⁴を用いることとする（二種接続料規則第6条第2項後段）。

b 他人資本費用の計算

(a) 他人資本費用の額の計算は、二種接続料規則第8条及び平成28年総務省告示第〇号（二種接続料規則第8条第9項の規定に基づき接続料の算定に用いる値を定める件。以下「二種接続料告示」という。）第2条において、次のとおり規定されている。

a) 他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{他人資本費用} = \text{機能に係るレートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{他人資本利率}$$

b) 機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。

$$\begin{aligned} \text{機能に係るレートベース} &= \text{対象設備等の正味固定資産価額} \\ &+ \text{繰延資産} + \text{投資その他の資産} \\ &+ \text{貯蔵品} + \text{運転資本} \end{aligned}$$

c) 対象設備等の正味固定資産価額は、接続会計規則別表第2の役割別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする。

d) 繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品は、それぞれ電気通信事業会計規則第5条第1項前段の規定に基づき作成される貸借対照表に記載されたもののうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものの額を基礎として算定する。

利潤の額は、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。

(2) 他人資本費用

ア 他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{他人資本費用} = \text{機能に係るレートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{他人資本利率}$$

イ 機能に係るレートベースの額は、当該機能に係る正味固定資産価額、繰延資産、投資その他の資産、貯蔵品及び運転資本の合計額とする。

ウ 機能に係る正味固定資産価額は、当該機能に係る固定資産の取得原価から減価償却相当額を控除した額を基礎として算定する。

エ 機能に係る固定資産、繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品は、当該機能に係る第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠、かつ、収益の見込まれないものに限る。

e) 運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\frac{\text{運転資本} = \text{対象設備等の第二種指定設備管理運営費 (減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く)} \times \left(\frac{\text{機能の提供から当該機能に係る稼働時間の取納までの平均的な日数}}{365 \text{日}} \right)}{\text{}}$$

f) 他人資本比率は、負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定する。

g) 他人資本利子率は、社債、借入金及びリース債務（以下「有利子負債」という。）に対する利子率並びに有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものである。

h) 有利子負債に対する利子率は、有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定する。

i) 有利子負債以外の負債に対する利子相当率は、当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値として総務大臣が別に告示する値とする。

二種接納料告示第2条に基づき、当該値は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、次の各号に掲げる算定期間に発行された長期国債であつて当該各号に掲げる日に発行されたものの単利の平均値を合算し、3で除した値とする。

- ・原価及び利潤の算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日
- ・原価及び利潤の前算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日
- ・原価及び利潤の前々算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日

カ 機能に係る運転資本の額は、当該機能の提供から当該機能に係る接納料の取納までの平均的な期間における、当該機能に係る第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠な営業費用とする。ただし、減価償却費、固定資産除却費及び租税公課を除く。

キ 他人資本比率は、貸借対照表上の負債及び純資産の合計額に占める、貸借対照表上の負債の額の割合の実績値を基礎として算定する。

ク 他人資本利子率は、社債及び借入金（以下「有利子負債」という。）に対する利子率並びに有利子負債以外の負債の利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものである。

ケ 有利子負債に対する利子率は、有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定する。

コ 有利子負債以外の負債に対する利子相当率は、当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値とする。

い目

(b) 他人資本比率の算定

「負債の額」及び「負債資本合計」は、ウ) a)の基本的な考え方を踏まえ、貸借対照表上の「負債の額」及び「純資産の額」として計上されている簿価を用いることとし、時価を用いる算定は行わないこととする。

(c) 有利子負債の範囲

社債については、貸借対照表上の勘定科目としては、固定負債又は流動負債といった区分により、固定負債である「社債」又は流動負債である「1年以内に期限到来の固定負債」に分類されることとなるが、こういった分類にかかわらず、その性質が同じ場合には有利子負債とする。

c 自己資本費用の計算

(a) 自己資本費用の額の計算は、二種接続料規則第9条において、次のとおり規定されている。

a) 自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{自己資本費用} = \text{機能に係るレートベース} \times \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率}$$

b) 自己資本比率は、1から他人資本比率を差し引いたものとする。

c) 自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下c)において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値を基礎とした合理的な値とする。

期待自己資本利益率 = リスクの低い金融商品の平均金利 + β ×

(3) 自己資本費用

ア 自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{自己資本費用} = \text{機能に係るレートベース} \times \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率}$$

イ 自己資本比率は、1から他人資本比率を差し引いたものとする。

ウ 自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率を基礎として算定する。ただし、平均自己資本利益率に替えて株式価格を採用することを妨げない。

期待自己資本利益率 = リスクの低い金融商品の平均金利 + β × (主要

（主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）

d) βは、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する二種指定事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、移動電気通信事業に係るリスク及び当該二種指定事業者の財務状況に係るリスクを勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に替えて株式価格を採用することを妨げない。

(b) リスクの低い金融商品の平均金利

リスクの低い金融商品の平均金利は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、算定期間に発行された長期国債であって当該算定期間の期末に最も近い日に発行されたものの単利の平均値とする。

(c) 主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利

主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行する Japanese Equity Risk Premia Report のうち、1952年から算定期間末月までの長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムとする。

d 利益対応税の計算

(a) 利益対応税の額の計算は、二種接続料規則第10条において、次のとおり規定されている。

a) 利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

利益対応税＝（自己資本費用＋（機能に係るレートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債比率×利

企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）

エ βは、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する二種指定事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、移動電気通信事業に係るリスク及び当該二種指定事業者の財務状況に係るリスクを勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に替えて株式価格を採用することを妨げない。

オ リスクの低い金融商品の平均金利及び（主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）の値の算定は、一定程度長期間における実績値を基に行う⁵。

(4) 利益対応税

ア 利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

利益対応税＝（自己資本費用＋（有利子負債以外の負債の額×利子相当率）×利益対応税率

子相当率) × 利益対応税率

b) 有利子負債以外の負債比率は、有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定する。

c) 利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計を基礎として算定された値とする。

エ) 需要

a) 音声伝送交換機能

音声伝送交換機能に係る接続料の単位 (二種接続料規則第 12 条) を踏まえ、その需要は、次のとおりとする。

a) 音声伝送交換機能の接続料が通信時間をその単位とすることから、その需要は、ア) c) (b) に掲げる設備区分ごとに、設備の使用の違いを考慮して算定される総通信時間とする。

b) データ伝送交換機能

データ伝送交換機能に係る接続料の単位 (二種接続料規則第 13 条) を踏まえ、その需要は、次のとおりとする。

a) データ伝送交換機能の接続料が回線容量をその単位とすることから、その需要はネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする。

c) 番号ポータビリティ転送機能

番号ポータビリティ転送機能に係る接続料の単位 (二種接続料規則第 14 条) を踏まえ、次のとおりとする。

a) 番号ポータビリティ転送機能の接続料が通信時間をその単位とすることから、その需要は総通信時間とする。

d) ショートメッセージ伝送交換機能

ショートメッセージ伝送交換機能に係る接続料の単位 (二種接続

イ 利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計を基礎として算定された値とする。

5 需要

(1) 音声接続機能

音声接続機能に係る接続料の需要は、第 3 の 1 の (3) のイに掲げる設備区分ごとに、設備の使用の違いを考慮して総通信時間を算定する。

(2) I S P 接続機能、レイヤ 3 接続機能及びレイヤ 2 接続機能

I S P 接続機能、レイヤ 3 接続機能及びレイヤ 2 接続機能に係る接続料は、一定の帯域幅を課金の単位とする帯域幅課金を基本とし、その需要は、ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総帯域幅とする。

料規則第15条)を踏まえ、その需要は、次のとおりとする。

a) ショートメッセージ伝送交換機能の接続料が通信回数をその単位とすることから、その需要は総通信回数とする。

(ウ) 接続料の精算方法

ア) 精算に関する遡及時点

接続料の精算は、毎事業年度の会計を整理した場合において、当該会計の整理の結果及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、接続料の変更前後の差額に需要の実績値を乗じて得た金額を、原則として算定期間の翌年度の期首まで遡及して精算を行うものとされている(二種接続料規則第16条本文)。

しかしながら、相当の需要の増加等により、接続料の急激な変動があると認められる場合には、当該接続料の精算については、算定期間の期首まで遡及して精算を行うものとされている(二種接続料規則第16条ただし書)。

この点については、当面、データ送交換機能が、相当の需要の増加等により、当該機能に係る接続料の急激な変動があると判断される場合が該当する。

イ) 暫定接続料

算定期間の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当

第5 事業者間協議における留意事項

(5) 接続料の精算方法

ア 接続料は、原則として第3に示す考え方に基づいて算定され、算定作業のために相当程度の期間が必要であることを考えると、適用年度開始までに接続料を確定値として算定することができないため、接続料確定までの間の暫定値として前年度適用接続料を採用し、暫定値に基づき既払接続料につき、確定値との間の差分の精算を行うことは合理的と認められる。

第3 接続料の算定方法に係る標準的な考え方及び算定根拠

1 基本的な考え方(4) 接続料の算定期間等 接続料の算定期間は、原則として1年とする。接続料の算定は、原則として当該接続料の適用年度の前年度における実績値を基に行う。

ただし、第2の3の③及び④に掲げる機能を利用して提供しようとする電気通信役務が、相当の需要の増加等により、当該機能に係る接続料の急激な変動があると判断される場合は、適用年度の当年度における実績値を基に行う。

第5 事業者間協議における留意事項

(5) 接続料の精算方法

イ しかしながら、第3(4)に示す考え方に基づいて、接続料の算定期

該算定期間の翌年度末であることを踏まえると、当該算定期間における接続料の仮払いには、当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料（以下「仮払い接続料」という。）を用いることとなる。しかしながら、例えば、二種接続料規則第16条ただし書が適用される接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、当該算定期間の実績値に基づく接続料と仮払い接続料との精算額が過大となるおそれがある。このため、接続料の過去の増減トレンドを当てはめた額や仮払い接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した暫定の接続料（以下「暫定接続料」という。）を仮払い接続料として設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大又は不公平な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。

暫定接続料の設定に関する事業者間協議に当たっては、その金額のみを提示するのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者に十分に説明を行うことが望ましい。

（エ） 標準的接続箇所

標準的接続箇所は、事業法施行規則第23条の9の4において、次のとおり規定されている。

ア) 音声伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能に係るもの

第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるものに限る。）における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

イ) データ伝送交換機能に係るもの

第二種指定端末系交換局に設置される第二種指定端末系交換設備（他事業者が設置する電気通信設備をGPRSトシネリソングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続するルータであって、データ伝送役務の提供に用いられるもの）に限り、専ら無線設備規則第四十九

間について適用年度の実績値を基に接続料の算定を行う場合は、暫定的な支払額として、前年度適用接続料に替えて合理的な暫定値⁶を用いることにより、接続事業者にキャッシュフローの面で過大あるいは不公平な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。

（脚注6） 合理的な暫定値の設定については、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や接続料に一定の割引率を乗じた額等とする考え方が挙げられる。なお、接続料の確定後は、二種指定事業者と接続事業者との間において、速やかに精算することが適当である。

ウ 暫定値の設定に関する事業者間協議に当たっては、その暫定値のみを提示するのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者に十分に説明を行うことが望ましい。

第4 標準的接続箇所の設定等

標準的接続箇所の設定や相互接続点の設置については、移動通信分野の特性に加え、第一種指定電気通信設備制度においてもアンパンドと比較して公正競争上の問題となるケースが少なくないことにかんがみ、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図ることを基本とすることとする。

条の六の四又は第四十九条の六の五の無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップスのものを使用して、データ伝送役務の提供に用いられるルータを除く。)

ウ) ショートメッセージ伝送交換機能に係るもの

第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備(特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換のみに用いられるものに限る。)における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

(オ) 接続を円滑に行うために必要な事項の提供

二種指定事業者は、接続を円滑に行うために必要な事項について接続約款に記載しなければならないが、当該事項は、事業法施行規則第23条の9の5第1項各号及び平成28年総務省告示第〇号(電気通信事業法施行規則第23条の9の5第2項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件)に定める次の①から⑩までの事項が該当する。

- ① MVNOが接続の請求等を行う場合の手続(情報の開示手続³⁵を含む。)等
- ② MVNOが接続に必要な装置の設置若しくは保守又は建築物等の利用を接続に行う場合における手続
- ③ MVNOによる電気通信役務(第二種指定電気通信設備と接続する当該MVNOの電気通信設備を用いて提供されるものに限る。以下④及び⑤において同じ。)の提供に用いられる二種指定事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等を行うシステム(以下「業務システム」という。)若しくはSIMカードの提供又は特定移動端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続
- ④ MVNOによる電気通信役務の提供に用いられる二種指定事業者

が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等、工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関してMVNOが負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの

⑤ ふくそう、事故等により二種指定事業者の電気通信役務の提供に生じた支障の影響を受けるおそれのあるMVNOの利用者に対する説明その他の二種指定事業者及びMVNOがその利用者に対して負うべき責任に関する事項

⑥ 重要通信の取扱方法

⑦ MVNOが接続に関して行う請求及び二種指定事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式

⑧ MVNOとの協議が調わないときの事業法第154条第1項若しくは第157条第1項のあつせん又は法第155条第1項若しくは第157条第3項の仲裁による解決方法

⑨ 上記①から⑧までに掲げるもののほか、MVNOの権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項

⑩ 有効期間を定めるときは、その期間

(カ) 接続を円滑に行うために必要な情報の提供 (努力義務)
二種指定事業者は、接続を円滑に行うために必要な情報について、接続事業者に提供する努力義務がある (事業法34条第7項) ため、例えば、次の①及び②に掲げる事項についてMVNOに情報提供するよう努めることが適当である。

① 第二種指定電気通信設備に将来追加される新たな機能等に関する情報

② 業務システム等、接続を円滑に行うために必要なものに関する機能追加等の情報

3) 市場支配的なMNOに係る規律

事業法第30条に規定する禁止行為等に係る規律が適用される市場支配的なMNO（事業法第30条第1項の規定による総務大臣の指定を受けたものをいう。以下3）において同じ。）は、次の①又は②の行為を行ったときは、行為の停止又は変更命令の対象となるほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第9条の電気通信事業の登録及び事業法第117条第1項の認定の取消対象となる（事業法第30条第5項、第14条第1項及び第126条第1項第3号）。

① MVNOの電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該MVNO及びその利用者に関する情報を当該接続の業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること（事業法第30条第3項第1号）。

② 市場支配的なMNOが法人である場合において、その電気通信業務について、当該市場支配的なMNOの特定関係法人であるMVNOであつて総務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えること（事業法第30条第3項第2号）。

4) MNOとMVNOとの間の協議に関する事項

ア MNOにおけるコンタクトポイントの明確化

電気通信役務の円滑な提供を確保する等の観点から、MNOにおいて、卸電気通信役務の提供又は接続のいかなる窓口（コンタクトポイント）を設け、これを対外的に明らかにするとともに、

(4) MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

2) 市場支配的なMNOに係る規律

事業法第30条に規定する禁止行為等に係る規律が適用される市場支配的なMNOは、次の行為を行ったときは、行為の停止又は変更命令の対象となるほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第9条の電気通信事業の登録及び事業法第117条第1項の認定の取消対象となる（事業法第30条第4項、第14条第1項及び第126条第1項第3号）。

・ MVNOの電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該MVNO及びその利用者に関する情報を当該接続の業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること（事業法第30条第3項第1号）。

・ その電気通信業務について、特定のMVNOに対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること（事業法第30条第3項第2号）。

・ MVNOに対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること（事業法第30条第3項第3号）。

(3) MNOにおけるコンタクトポイントの明確化

電気通信役務の円滑な提供を確保する等の観点から、MNOにおいて、卸電気通信役務の提供又は接続のいかなる窓口（コンタクトポイント）を設け、これを対外的に明らかにするとともに、一般的な事務処

一般的な事務処理手続（申請手続・書式・標準処理期間）を公表する等、MVNOとの協議を適正かつ円滑に行う体制を整備することが望ましい³⁶。

また、当該窓口や事務処理手続等について変更がある場合は、速やかにMVNOに通知するなど、MVNOの提供するサービスに大きな影響を与えないよう配慮することが望ましい。

イ MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

(略)

ロ ネットワークのふくそう対策

(前略)

このため、疎通制御機能の開発等ネットワークのふくそう対策について、電気通信の健全な発達等を図る観点から、MVNOとMNOとの間で十分な協議が行われることが求められる。

なお、当該ネットワークのふくそう対策については、MVNO及びMNOのネットワークの円滑な運用及び利用者保護の観点から、MNOは、MVNOに対して必要な情報を提供することが求められる。

(後略)

エ MVNOによる端末の調達

(前略)

なお、MVNOの端末設備をMNOのネットワークに接続する場合においては、当該端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験（以下「事前確認試験」という。）等が必要となる場合があるが、これらについては、MVNOとMNOとの間の協議によるべき事項である。当該事項のうち、端末設備の事前確認試験等に係る費用は、MVNOの利用者料金に影響を与える重要なものであるため、MNO

理手続（申請手続・書式・標準処理期間）を公表する等、MVNOとの協議を適正かつ円滑に行う体制を整備することが望ましい³⁷。

(4) MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

1) 基本的考え方

(略)

(5) ネットワークの輻輳対策

(前略)

このため、疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳対策について、電気通信の健全な発達等を図る観点から、MVNOとMNOとの間で十分な協議が行われることが求められる。

なお、当該ネットワークの輻輳対策については、MVNO及びMNOのネットワークの円滑な運用及び利用者保護の観点から、MNOは、MVNOに対して必要な情報を提供することが求められる。

(後略)

(9) MVNOによる端末の調達

(前略)

なお、MVNOの端末設備をMNOのネットワークに接続する場合においては、事前確認試験等が必要となる場合があるが、これらについては、MVNOとMNOとの間の協議によるべき事項である。

は、当該費用の請求について、①MNOO及びMVVNO間で事前確認試験等が行われる場合には、MVVNOに対しその算定根拠、②MNOO及び端末ベンダ間で事前確認試験等が行われる場合には、端末ベンダの了解があるときには、MVVNOに対しその費用及び算定根拠を可能な範囲で明らかにすることが望ましい。

また、MVVNOが端末の調達・開発、動作改善等のため端末ベンダと協議を行う際に、MNOOのネットワークに係る情報が必要となる場合など、MVVNOのみでは端末ベンダとの協議が成立しない場合には、MNOOがMVVNOと端末ベンダとの協議に可能な範囲で協力することが望ましい。

(後略)

オ 電気通信番号(電話番号)管理

(ア) 電話番号の利用

(略)

(イ) 携帯電話の番号ポータビリティ

MVNOOがMNOOから卸電気通信役務の提供を受けサービス²⁴を提供する場合、携帯電話の電話番号の指定を受けたMNOOは、MVVNOの利用者に係る電話番号について、次の①から③までに掲げる措置を講じなければならない(電気通信番号規則第20条)。

① 当該MNOOから卸電気通信役務の提供を受けサービスを提供するMVVNO(以下「卸先MVVNO」という。)の利用者が、その電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を卸先MVVNOから他の電気通信事業者に変更できるようにするための措置(電気通信番号規則第20条第1号)。

② 他の電気通信事業者のサービスの利用者が、その電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業

(後略)

(10) 電気通信番号(電話番号)管理

1) 電話番号の利用

(略)

2) 携帯電話の番号ポータビリティ

MVNOOがMNOOから卸電気通信役務の提供を受けサービス²⁴を提供する場合、携帯電話の電話番号の指定を受けたMNOOは、MVVNOの利用者に係る電話番号について、以下の措置を講じなければならない(電気通信番号規則第20条)。

・ 当該MNOOから卸電気通信役務の提供を受けサービスを提供するMVVNO(以下「卸先MVVNO」という。)の利用者が、その電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を卸先MVVNOから他の電気通信事業者に変更できるようにするための措置(電気通信番号規則第20条第1号)。

・ 他の電気通信事業者のサービスの利用者が、その電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を卸

者を御先MVVNOに変更できるようにするための措置（電気通信番号規則第20条第2号）。

③ 当該MNO又は御先MVVNOの利用者が、その電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を当該MNOと御先MVVNOとの間及び御先MVVNO間で変更できるようにするための措置（電気通信番号規則第20条第3号）。

（中略）

また、番号ポータビリティに係る利用者利便の観点から、利用者にとって簡便で利用しやすい手続となるよう、両者の間で調整及びそれぞれで検討が行われることが望ましい。

特に、MVVNOへの番号ポータビリティを用いた回線開通時に、元の回線と新しい回線がどちらも利用できない期間がある場合には利用者利便が阻害されると考えられるため、MNOは、このような期間が生じないように、例えば、利用者がインターネットを通じて即時に回線開通を行えるようにする仕組みなど、必要な機能をMVVNOへ提供することが望ましい。また、店頭でMVVNOへの番号ポータビリティを用いた回線開通を行う場合に、MNOは、MVVNOがSIMを書き換える装置を設置しなくてもよいように、例えば、利用者の端末を用いて遠隔でSIMを書き換える仕組みなど、必要な機能をMVVNOへ提供することが望ましい。

5) MNOとMVVNOとの間の協議が円滑に行われない場合

エ 法制上の解釈に関する相談

（前略）

この点、MVVNO及びMNO間で協議を行うに当たり、その過程で知り得た事項について守秘義務を課すことを内容とする契約の締結は、基本的には当事者間の合意に基づくものであり、その有効性

先MVVNOに変更できるようにするための措置（電気通信番号規則第20条第2号）。

・ 当該MNO又は御先MVVNOの利用者が、その電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を当該MNOと御先MVVNOとの間及び御先MVVNO間で変更できるようにするための措置（電気通信番号規則第20条第3号）。

（中略）

また、番号ポータビリティに係る利用者利便の観点から、利用者にとって簡便で利用しやすい手続となるよう、両者の間で調整及びそれぞれで検討が行われることが望ましい。

(6) 法制上の解釈に関する相談

（前略）

この点、MVVNO及びMNO間で協議を行うに当たり、その過程で知り得た事項について守秘義務を課すことを内容とする契約の締結は、基本的には当事者間の合意に基づくものであり、その有効性は一般の民事規律に

は一般の民事規律に委ねられるが、一方当事者が、守秘義務契約の内容として行政に對する相談や問合せを行わない旨の条件を付し、これを拒否した相手方との協議を行わず、又は遅延させる行為は、一般に正当性を有するものとは認められず、協議開始（再開）命令の対象となることがある（事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第38条）。

① 意見申出制度
(略)

② 協議が調わなかった場合の手続

(ア) 総務大臣による協議命令・裁定
(略)

(イ) 電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁
(略)

(3) MVVNOと利用者との間の関係

① MVVNOと利用者との間の契約関係⁴⁶

(略)

② 提供条件の説明及び苦情等の処理

(略)

(4) その他

(略)

① 業務協定の認可の申請

(略)

② 通信量等の報告

上記①の業務協定の認可が必要となるMVVNO及び国際間のネットワークについてインターネットをベースに構築して国際電話サービスを提供するMVVNO並びにMNOと接続して音声の移動通信サービス

委ねられるが、一方当事者が、守秘義務契約の内容として行政に對する相談や問い合わせを行わない旨の条件を付し、これを拒否した相手方との協議を行わず、又は遅延させる行為は、一般に正当性を有するものとは認められず、協議開始（再開）命令の対象となることがある（事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第38条）。

(7) 意見申出制度
(略)

(8) 協議が調わなかった場合の手続

① 総務大臣による協議命令・裁定
(略)

② 電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁
(略)

(11) MVVNOと利用者との間の契約関係⁴⁷

(略)

(12) 提供条件の説明及び苦情等の処理

(略)

(13) その他

(略)

① 業務協定の認可の申請

(略)

② 通信量等の報告

上記①の業務協定の認可が必要となるMVVNO及び国際間のネットワークについてインターネットをベースに構築して国際電話サービスを提供するMVVNO並びにMNOと接続して音声の移動通信サービス

を提供するMVVNO（自ら料金を定める場合に限る。）は、毎四半期ごとに当該国際電話サービスの通信量等を総務大臣に報告しなければならない（報告規則第2条第3項及び第5条）。

3) 事業開始の届出内容の変更の届出等

(略)

4) 契約数等の報告

(前略)

具体的には、次のとおり。

- ・事業者名（卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結している事業者名²⁵⁾）(③)
- ・契約数（仮想移動電気通信サービスに係る全ての契約数²⁶⁾）(④)
(後略)

3 電波法に係る事項

(1) 事業開始の際に必要な手続

MVVNOは、その事業に用いる無線局（基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局）を自ら開設しない（1（2）の定義）ことから、無線局免許の申請等の手続を採る必要はない。

無線局の運用の特例制度を活用して、本ガイドラインにおいてMVVNOとみなされる者（以下「みなしMVVNO」という（脚注1参照。））が無線局の運用を行う場合には、MNNOは、みなしMVVNOに対し、あらかじめ、当該無線局の適正な運用の方法等を説明しなければならない（電波法施行規則第41条の2の4第1項において準用する同規則第41条の2）。また、MNNOは、遅滞なく、みなしMVVNOの氏名又は名称、みなしMVVNOによる運用の期間等を総務大臣に届け出なければならない（電波法第70条の8第2項において準用する同法第70条の7第2項）。

するMVVNO（自ら料金を定める場合に限る。）は、毎四半期ごとに当該国際電話サービスの通信量等を総務大臣に報告しなければならない（報告規則第2条第3項及び第5条）。

③ 事業開始の届出内容の変更の届出等

(略)

④ 契約数等の報告

(前略)

具体的には、次のとおり。

- ・事業者名（卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結している事業者名²⁵⁾）(③)
- ・契約数（仮想移動電気通信サービスに係るすべての契約数²⁶⁾）(④)
(後略)

3 電波法に係る事項

(1) 事業開始の際に必要な手続

MVVNOは、その事業に用いる無線局（基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局）（以下「端末」という。）をいう。以下同じ。を自ら開設しない（1（2）の定義）ことから、無線局免許の申請等の手続を採る必要はない。

無線局の運用の特例制度を活用して、本ガイドラインにおいてMVVNOとみなされる者（以下「みなしMVVNO」という（脚注1参照。））が無線局の運用を行う場合には、MNNOは、みなしMVVNOに対し、あらかじめ、当該無線局の適正な運用の方法等を説明しなければならない（電波法施行規則第41条の2の3第1項において準用する同規則第41条の2）。また、MNNOは、遅滞なく、みなしMVVNOの氏名又は名称、みなしMVVNOによる運用の期間等を総務大臣に届け出なければならない（電波法第70条の8第2項において準用する同法第70条の7第2項）。

(2) MVVNOとMNOの関係

MNOが無線局を自ら運用する場合には、MNOは、その運用に係る責任を有する³²。当該運用の責任を担保することが不可能な無線局の開設・運用は認められない。

MNOが無線局の運用を行う場合には、MVVNOの利用者が利用する無線設備を用いる無線局(以下「MVVNOの利用者が用いる携帯電話端末等」という。)が何らかの不具合により他の無線システムに有害な混信を与えた場合、その混信の除去を行う責務はMNOに課せられる。この混信の除去について、MVVNOはMNOに対し、両当事者間で締結された契約の範囲内で協力する必要がある³⁴。

みなしMVVNOが無線局の運用を行う場合には、みなしMVVNOがその運用責任を有し、当該無線局について不適正な運用が行われた場合には、運用停止命令等は、みなしMVVNOに対して行われることになる(電波法第70条の8第3項において準用する同法第76条第1項)。

また、MNOは、みなしMVVNOに対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない(電波法第70条の8第2項において準用する同法第70条の7第3項)、MNOがみなしMVVNOに対して必要かつ適切な監督を行っているなかった場合には、MNOが有する無線局免許等が取り消されることもあり得る(電波法第76条第5項第4号)。

この他、MVVNOは、MNOに対して、実際に運用されているMVVNO

(2) MVVNOとMNOの関係

MNOが基地局、陸上移動中継局及び端末を自ら運用する場合には、MNOは、その運用に係る責任を有する³³。当該運用の責任を担保することが不可能な無線局の開設・運用は認められない。

MNOが無線局の運用を行う場合には、MVVNOの利用者が用いる端末が何らかの不具合により他の無線システムに有害な混信を与えた場合、その混信の除去を行う責務はMNOに課せられる。この混信の除去について、MVVNOはMNOに対し、両当事者間で締結された契約の範囲内で協力する必要がある³⁵。

みなしMVVNOが無線局の運用を行う場合には、みなしMVVNOがその運用責任を有する。

MNOは、みなしMVVNOに対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない(電波法第70条の8第2項において準用する同法第70条の7第3項)。

この場合において、当該無線局について不適正な運用が行われた場合、その運用に関する直接的な責任は、実際にその運用を行ったみなしMVVNOが負うこととなり、運用停止命令等は、みなしMVVNOに対して行われることになる。また、MNOがみなしMVVNOに対して必要かつ適切な監督を行っていない場合は、MNOは監督責任を負うことになり、その結果、MNOが有する無線局免許等が取り消されることもあり得る。

この他、MVVNOは、MNOに対して実際に運用する端末台数について

の利用者が用いる携帯電話端末等の数についての情報も提供する必要がある。

4 ローミングに係る事項（電気通信事業法及び電波法関連）

(1) 略

(2) 国際ローミング

(前略)

MVNOが外国で利用する携帯電話端末等を国内に持ち込んで利用する者にサービスを提供する場合、当該MVNOとの間で卸電気通信役務又は接続に関する協定を締結するMNOは、国内で当該携帯電話端末等を用いる無線局（以下「外国の携帯電話端末等」という。）を運用するための許可を得ることが必要である。当該許可の条件は次のとおりである（電波法第103条の5第1項及び第2項）。

① 外国の携帯電話端末等が、MNOの基地局又は陸上移動中継局と通信を行うものであること。

② 外国の携帯電話端末等が、MNOの基地局又は陸上移動中継局からの電波を受けることにより初めて電波を発射できるものであること。

③ 外国で利用する携帯電話端末等の技術基準が国内の技術基準に適合していること（当該端末が海外から持ち込まれるものである場合は、当該端末が我が国の技術基準に相当する技術基準に適合するものである場合を含む。）が証明されていること。

なお、国内のMVNOからサービスの提供を受ける者がその利用する携帯電話端末等を国外に持ち出す場合、これに適用される国内規制は存在しないが、ローミング先の国における持ち込み端末に対する規制の対象になることに留意する必要がある。

5 開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有する

の情報も提供する必要がある。

4 ローミングに係る事項（電気通信事業法及び電波法関連）

(1) 略

(2) 国際ローミング

(前略)

MVNOが外国の端末である無線局を国内に持ち込ませてサービスを提供する場合、当該MVNOとの間で卸電気通信役務又は接続に関する協定を締結するMNOは、国内で当該端末を運用するための許可を得ることが必要である。当該許可の条件は次のとおりである（電波法第103条の5）。

① 当該端末が、MNOの基地局又は陸上移動中継局と通信を行うものであること。

② 当該端末が、MNOの基地局又は陸上移動中継局からの電波を受けることにより初めて電波を発射できるものであること。

③ 当該端末の技術基準が国内の技術基準に適合していることが証明されていること。

なお、国内のMVNOがその端末を国外に持ち出させる場合、これに適用される国内規制は存在しないが、ローミング先の国における持ち込み端末に対する規制の対象になることに留意する必要がある。

5 開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有する

MNO

(1) 電波法第27条の13第4項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行

(前略)

MNOが、他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を履行していない場合⁵⁷、これは当該MNOの基地局などの無線局の免許及び再免許の拒否事由となり得る（無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）第3条第7項）⁵⁸

(2) 電気通信事業法第9条の電気通信事業の登録等に付された条件の履行

MNOは、事業法第9条の電気通信事業の登録、同法第12条の2の登録の更新又は同法第13条に基づく変更登録の際に付された条件（事業法第163条）を履行しなければならない⁵⁹。

MNOが、当該条件を履行しない場合、事案に及び、総務大臣による業務改善命令の対象となることがある（事業法第29条第1項）。

また、MNOが上記の条件を履行せず、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第9条の電気通信事業の登録の取消事由となり得る（事業法第14条第1号）。

なお、当該MNOが事業法第9条の電気通信事業の登録の取消しを受けた場合には、電気通信業務に用いる特定基地局の開設計画の認定も取り消されることとなる（電波法第27条の15第1項）。

6 見直し

本ガイドラインは、現時点で想定されるMVNOのビジネスモデルを前提として策定したものであり、今後のビジネスモデルの登場などを踏まえたものとする観点や、毎年度の接続料の検証等を踏まえた算定方法等に係る考

MNOについて

(1) 電波法第27条の13の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行について

(前略)

MNOが、他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を履行していない場合⁶⁰、これは当該MNOの基地局などの無線局の免許及び再免許の拒否事由となり得る（無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）第3条）⁶¹

(2) 電気通信事業法第9条の電気通信事業の登録等に付された条件の履行

MNOは、事業法第9条の電気通信事業の登録又は同法第13条に基づく変更登録の際に付された条件（事業法第163条）を履行しなければならない。⁶²

MNOが、当該条件を履行しない場合、事案に及び、総務大臣による業務改善命令の対象となることがある（事業法第29条第1項）。

また、MNOが上記の条件を履行せず、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第9条の電気通信事業の登録の取消事由となり得る（事業法第14条第1号）。

6 見直し

本ガイドラインは、現時点で想定されるMVNOのビジネスモデルを前提として策定したものであり、今後のビジネスモデルの登場などを踏まえ、必要に応じて、その内容を見直ししていくこととする。

<p>方の一層の明確化を図る観点から、今後、必要に応じて、その内容を見直していくこととする。</p>	<p>＜参考＞第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン</p> <p>第6 その他</p> <p>総務省は、接続料の算定方法等に係る考え方の一層の明確化を図っていく観点から、今後、必要に応じて、ガイドラインの見直しを行っていくこととする。</p>
--	---

OMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン注釈 新旧対照表

改正案	現行
1～4 (略)	1～4 (略)
5 携帯電話又はBWAアクセスサービス(WiMAX2+及びAXGPに限る。) (通信モジュール向けに提供するものを除く。以下1)において同じ。	
6 特定関係法人とは、当該電気通信事業者の子会社等、親会社等、兄弟会社等及び政令で定める特殊の関係がある法人をいう (事業法第12条の2第4項第1号)。以下同じ。	
7 具体的には、電気通信事業法施行規則第25条の7に規定する事項を届け出ることが必要となる。	
8 総務大臣は、その保有する当該届出の内容等を含む第二種指定電気通信設備に関する情報を整理し、これを公表するものとしている (事業法第39条の2)。	
9～15 (略)	5～11 (略)
16 ふくそう対策は、MNOとMVNO双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施することが適当である。そのため、MNOがMVNOに対して、合理的な必要性・利用用途を明示して、対策に必要な情報の開示を求めた場合には、MVNOは当該情報を開示することが求められる。 また、MNOには、情報開示を求めるに当たって公正競争の確保に支障が生じないよう留	12 輻輳対策は、MNOとMVNO双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施することが適当である。そのため、MNOがMVNOに対して、合理的な必要性・利用用途を明示して、対策に必要な情報の開示を求めた場合には、MVNOは当該情報を開示することが求められる。 また、MNOには、情報開示を求めるに当たって公正競争の確保に支障が生じないよう留
17～23 (略)	13～19 (略)
24 第二種指定事業者との接続にあっては、当該第二種指定事業者の接続料が「能率的経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」 (適正な減価償却費・施設保全費等のコストに、適正な自己資本利益等を加えたものとして算出するもの) を超えない水準であることが求められる。これに抵触すると認められるときは、接続約款の変更命令の対象となる (事業法第34条第3項第2号)。 なお、これに抵触する相当の蓋然性が認められる場合、行政において変更命	20 第二種指定電気通信設備を設置するMNOとの接続にあっては、当該MNOの接続料が「能率的経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」 (適正な減価償却費・施設保全費等のコストに、適正な自己資本利益等を加えたものとして算出するもの) を超えない水準であることが求められる。これに抵触すると認められるときは、接続約款の変更命令の対象となる (事業法第34条第3項第4号)。 なお、これに抵触する相当の蓋然性が認められる場合、行政において変更命

	令の対象となるか否かを判断することとなるが、その際には、法令上予定されている聴聞手続（事業法第161条）に加え、MNOから必要な事項を報告させるなど（事業法第166条第1項）により審査する。	令の対象となるか否かを判断することとなるが、その際には、法令上予定されている聴聞手続（事業法第161条）に加え、MNOから必要な事項を報告させるなど（事業法第166条第1項）により審査する。
25	第二種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、他の事業者が必要とするもののみを細分して使用できるようにすることをいう。以下同じ。	
26	具体的には、利用者利便の高いサービスに係る機能、公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能、多数の利用者に実際に利用されているサービスに係る機能が該当する。	
27	例として、サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用。	
28	例として、サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用。	
29	例として、二種指定事業者がインターネット接続サービスを提供するための設備に係る費用。	
30	例として、迷惑メールへの対処方法や災害時の通信手段等の啓発を内容とするケータイ教室。	
31	例として、不感エリアに係る情報のウェブ上での受付。	
32	例として、POI回線に係る費用。	
33	例として、留守番電話機能。	
34	期首末平均値とは、①原価及び利潤の算定期間の期末時点における貸借対照表の値と②原価及び利潤の前算定期間の期末時点における貸借対照表の値の平均値のこと。	
35	①接続協議等に関する情報 ②カバーエリア、③業務システム、SIMカード又はふくそ、事故等により二種指定事業者の電気通信業務の提供に生じた支障に係る情報	
36	MVNOがMNOとの間で卸電気通信業務の提供又は接続に係る協議を行う際、例えば、MNOが次の行為を行うことにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると	21 MVNOがMNOとの間で卸電気通信業務の提供又は接続に係る協議を行う際、例えば、MNOが次の行為を行うことにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認め

	認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる（事業法第29条第1項第10号及び共同ガイドライン（11頁）を参照）		
<u>37・38</u>	（略）	<u>22・23</u>	（略）
		<u>24</u>	http://www.soumu.go.jp/main_content/000160775.pdf
<u>39～43</u>	（略）	<u>25</u>	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/guidance/manual.html
<u>44</u>	http://www.soumu.go.jp/main_content/000160775.pdf	<u>26～30</u>	（略）
<u>45</u>	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/guidance/manual.html		
<u>46～48</u>	（略）	<u>31～33</u>	（略）
<u>49</u>	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/kankei_houre_i_guideline.html	<u>34</u>	http://www.soumu.go.jp/main_content/000183066.pdf
<u>50～59</u>	（略）	<u>35～44</u>	（略）